

永長元年十二月二十七日

廣資
成覺

〔尊卑分脈〕

大江氏

匡房權中納言、大宰權帥、勘解由長官、母宮内大輔、橋孝親、女天永二十一、五薨、七十一歳。

隆兼式部少輔、從四上、母肥後守、大學頭、式部權大輔。

廣房維順母、後守、大學頭、式部權大輔。

有元式部少輔、文章博士、母。

〔後二條師通記〕十二月廿七日、癸未、天晴、略。中右少辨時範、文書覽之、頭中將國信來、宣旨先日所被仰之藏人事、故女院盛資、今夜所被仰下也。

〔中右記〕十二月廿七日、略。中右今日有著鈇政、右衛門權佐時範、藏人左衛門尉仲正、著行云々、略。中右夕被補藏人藤原盛輔、盛實之子也、母經成朝臣。

永長二年正月五日、庚寅、略。入夜參内、有敍位儀、略。中藏人藤原盛輔於仗座召公卿、藏人盛輔去廿七日、補侍中、略。下略。

〔僧綱補任〕五興福寺本

正仁覺 十二月晦日爲大僧正、

權僧 正隆明 同日轉正、

法印權大僧都增譽 同日任權僧正〔法務〕

權大僧 都定賢 同日敍法印〔法務〕

權少僧 都頼觀 同日爲權大僧都、

權律 師仁豪 十二月廿九日爲權少僧都、

賢暹 十二月日辭退、

永緣 十二月廿九日任、三會勞〔五〕

公伊 同日任、二會勞〔卅五〕

法 橋俊觀 十二月廿九日爲權律師、

隆尊 十二月廿九日敍、法成寺上座、但臨時朝恩、

〔僧綱補任〕五興福寺本 權律師賢暹 去年進辭狀、

〔僧綱補任〕五興福寺本 權律師賢暹 進辭表數年、而九月依院宣返給

永長元年十二月二十九日

賢暹ノ辭表ヲ返付ス

五二七

永長元年十二月二十九日

辭表之

〔後二條師通記〕

十二月十九日、乙亥、厭、重天晴、時範來、法務申云、熊野功事造作新物先日如令申之可用度由所申也、以此趣可申於殿、其後可有左右、

廿日、丙子、天晴、略○中左大辨來、學生簿文二通覽之返給、

廿九日、乙酉、復、追陰、未剋晴、依喚參內、有僧事、此間沙汰所候也、頃之罷出、追儼上卿左金吾、受領返略帳等於左仗座、○本月二十一日、改元後、政始ノ條參看次僧事所被行也、大

僧正仁覺、僧正隆明、權僧正增譽、權大僧都賴觀、權少僧都仁豪、權律師永緣、同

公伊、同俊觀、法印宗賢、法橋隆尊、阿闍梨宣旨八人、增智一身阿闍梨、前林慶、證

禪嚴算、已上三人勝源、良覺、公觀、範、俊實意、定賢威儀師圓俊、以所帶職讓與弟

子了、越後重任、備前國相模重任、敦輔并爲定復本任了、追儼事訖、

〔中右記〕十二月廿九日、晦、○中追儼上卿、左衛門督參議、左大辨右少辨、有僧事、○中

政始ノ條ニ收ム、後、裏書今夕不出仕、

大僧正仁覺、元僧正、天台座主僧正隆命、元權僧正權僧正增譽、元法印、權法印定賢、元大僧都兼權大僧都賴觀、元少僧權少僧都仁豪、律師權律師永緣、南京三公會講師公

伊、天台三會講師俊觀、元法橋、御修法勞法橋隆尊、法成寺阿闍梨八人、此中一身阿闍梨中

越後守季綱朝臣重任宣旨被下也、口宣、

相模守以綱重任宣旨下、熊野依可作也

備前守國明計歷宣旨被下了、

阿闍季八人

增智、一身、覺林慶、無動寺嚴算、樂音院證禪、同院實意、石山寺定公觀、曼陀羅

、勝源、元慶寺良懷勝、勝蓮華院威儀師兼俊、圓俊

復本位者二人

從五位下藤敦輔、正六位上藤爲定、

永長二年正月十四日、己亥、○中略、後七日御修法ノコトニカ、ル

此夕從真言院參內之次、法印定賢先於北陣方令奏慶由、去晦日、給祿如

常、

〔東寺長者補任〕二

權少僧都賴觀 十二月九日轉權大僧都、七十

永長元年十二月二十九日

五二九

熊野造作依ル重

定賢慶テ申ス

綱相模守季綱朝臣重任宣旨被下也、口宣、

相模守以綱重任宣旨下、熊野依可作也

備前守國明計歷宣旨被下了、

阿闍季八人

增智、一身、覺林慶、無動寺嚴算、樂音院證禪、同院實意、石山寺定公觀、曼陀羅

、勝源、元慶寺良懷勝、勝蓮華院威儀師兼俊、圓俊

復本位者二人

從五位下藤敦輔、正六位上藤爲定、

永長二年正月十四日、己亥、○中略、後七日御修法ノコトニカ、ル

此夕從真言院參內之次、法印定賢先於北陣方令奏慶由、去晦日、給祿如

常、

永長元年十二月二十九日

五三〇

〔華頂要略〕

天台座主記二

梶井根本 第卅七僧正仁覺房一乘

治山九年

十二月廿九日、轉大僧正、年十四、

〔寺門傳記補錄〕

長吏高僧略傳上

法務前大僧正增譽、千光院、一乘寺

十六世

增譽、○中 永長元年十二月二十九日、任權僧正、賜法務、

○皇代曆、仁和寺諸院家記、眞言傳、異事ナキヲ以テ略ス、季綱ヲ越後守ニ任ズルコト、寛治七年十月二日ノ條ニ、以綱ヲ相模守ニ任ズルコト、嘉保元年二月二十二日ノ條ニ、敦輔ノ位記ヲ收ムルコト、同年五月二十五日ノ條ニ見ユ、爲定貶位ノコト詳ナラズ、爲定配流ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 惟孝孫

高定

阿波守、從四位下、

爲定

前少內記、坐事配流常陸國、

增譽ヲ法務トナス

常陸ニ配ス

是歲、參議從三位皇太后宮權大夫藤原公定服解、

〔本朝世紀〕

康和元年七月一日、壬寅、○中 此日參議從三位行皇太后宮權大

夫兼美作權守藤原朝臣公定薨、公定者、正三位權中納言藤原朝臣經家第一子、母正四位下行美濃守大江朝臣定經女也、○中 永長元年丁母憂解官、

○公定ヲ復任スルコト、承德元年正月二十九日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔尊卑分脈〕

藤原氏 實賴孫

經家

正二位、權中納言、母贈從三源濟政女、

公定

參議皇太后宮權大夫、正三位、母參河守大江定經、(女脱カ)

母ノ喪ニ依ル

永長元年是歲

五三一

年末雜載

災異

〔中右記〕四月十九日、○中略

夜半許五條大宮東西小屋燒亡、

十一月廿七日、○中略、結政ノ廳事了被渡南所之間、當南方有燒亡所、下人走

來云、八條與堀川小屋也、○中略

檢非違使等燒亡奏、小屋有五家

神社

〔二所太神宮例文〕二一員禰宜補任次第

師平 宮常子、嘉保三年四月九日任、在任廿六年、○二所太神宮正員禰宜補次第異事ナシ

〔後二條師通記〕三月廿九日、己未、復雨降、○中略、伊勢第一禰宜不堪老步、仍以

男子申讓與由、院并殿令申案内、於堪否者不知食云々、眞實子也、

〔二所太神宮正員禰宜轉補次第記〕內宮皇大神宮禰宜 六員禰宜

延範嘉保三年六月三日任、在任五年、延親讓

佛寺

京都火災
五條大宮
燒失ス
八條堀川
燒失ス

皇大神宮
禰宜補任

醍醐寺修
二月會

同寺清瀧
宮季御讀

同寺一切
經會

藥師寺最
勝會
有俊祈ノ
七佛藥師
法

〔慶延記〕下六醍醐雜事記六 一修二月番頭次第

同三年改永泉圓 賴順 忠緣

〔慶延記〕上二醍醐雜事記二 一清瀧宮季御讀經執事頭帳

同三年改元春 定明 秋九月廿日 延成

〔慶延記〕七醍醐雜事記七 權僧正御房御修法修造等事

同月十五日、一切經供養

〔後二條師通記〕三月七日、丁酉、無翹晴、○中略

〔藥師寺最勝會始〕

〔七佛藥師法代々日記〕○山城一功德院御房見行、淨衣安藝守祈

〔壽保三年七月十日〕

道場藥師堂

本尊一鉢木像等身餘六鉢畫像

幡

大幡一流、小幡四十九流、古幡也

壇

永長元年雜載

每七佛御前、小佛供各一坏有之、
大_(壇)戶_(座)之間、三尺許也、
兩壇共有八方佛供二坏、又共有鈴杵、

經

冊九卷寫之、

行法

行法十八道、初夜、九方便、後夜日中五悔護摩、如常、但諸尊段三部尊、次日
光月光各三枚、誦其、世天段、諸天、次十二神將各一枚、金ヒラト誦シテ一枚、
和キラト誦シテ一枚、次ニ准上知之、若燒供少クハ惣呪誦、一枚可隨早晚、
六口番僧、三人讀經、藥師三人念誦、
戶广呪コロノノ眞言、番僧呪、縛誡縛帝、
後加持呪、金ヒラ、和キラ、

結線

五色糸四十九結、十二神、初日次日許結之、修法之間、施主頸令繫、結願之時
解之、十二神將呪誦シテ、供養法シテ解之、

結願

初九方便、後五悔、佛布施七疋、當七

禾一或人以圖記之云々、以正本可書之、

〔一代要記〕

堀河天皇

十二月、供養石山寺、

〔多武峰略記〕

下

第二堂會

佛

鐘樓、檜皮

古記云、嘉保三年、寺主暹圓、以當寺鐘小故、曳山田寺鐘、懸當寺鐘樓、以當寺鐘
懸淨土堂、以淨土堂鐘、懸山田寺矣、件鐘承安燒失、

公家、

〔中右記〕

正月六日、

中

(師實)

大殿令參內給、扈從參內、入夜退出、

二月廿七日、

戊子

天晴、

中

略

大殿令宿仕給、

五月十四日、

略

中

大殿令候御前給、從夜前令候給也、暫令候御前給、令退出給

也、

〔中右記〕

正月七日、

中

今夕宿仕、

十二日、

癸卯

申時許參內、依吉日供御膳、宿仕、

永長元年雜載

石山寺供

多武峰妙
樂寺鐘樓
ニ山田寺
クノ鐘ヲ懸

師實參內
宿仕

宗忠參內
宿仕
同御膳ヲ
供ス

十三日、候内、晚頭略○中退出、

十八日、己酉○中略

今夕宿仕、

十九日、終日候内、晚頭退出、

廿四日、終日候御前、略○中

今夜依當番宿仕、

廿五日、終日候御前、晚頭退出、

廿七日、戊午、晚頭參内、依當番供朝夕膳、略○中歸參宿仕、

廿九日、終日候御前、晚頭與頭(内信)中將同車歸家、

二月一日、壬戌○中略晚頭參内、依當番供膳宿仕、

二日、終日候内、又宿仕、

三日、申時許從内退出、

七日、早旦參内、終日候御前、入夜退出、

十四日、候内、略○中其後又參内宿仕、

十五日、晚頭退出、

十八日、早旦參内、依爲障中也、終日候内、宿仕、

十九日、略○中終日候内、入夜退出、

廿一日、晚頭參内、依當番供膳、入夜退出、

廿二日、癸未、天晴、略○中改成直衣參内、終日候御前宿仕、

廿四日、早旦參内、終日候御前、略○中今夕宿仕、

廿五日、終日候御前、晚頭退出、

廿七日、戊子、天晴、略○中予今夕候内、

廿八日、天陰雨下、巳時許從内退出、

廿九日、未時許參内、勤仕女房陪膳、

三月九日、終日候内、勤仕女房陪膳、又宿仕、

十日、朝大盤以後退出、

十四日、晚頭參内、略○中入夜歸家、

廿日、略○中依爲當番供朝夕膳宿仕、

廿二日、早旦參内、晚頭退出、

廿四日、天晴、略○中依當番供膳宿仕、

廿五日、丁卯、依無女房陪膳供朝膳、白地退出、依頭中將可被參也、○中 其後參內、

四月四日、○中 早旦參內、○中 從內有召、則參內宿侍、

五日、早旦退出、

六日、天陰雨下、巳時許參內、勤女房陪膳、宿侍、

七日、○中 終日候內、勤女房陪膳、

八日、丁卯、天晴、早旦參內、終日候女房陪膳、○中

入夜供夜侍退出、依頭中將被參也、

十日、終日勤女房陪膳、宿侍、

十一日、庚午、頭中將被參、仍早旦退出、

十六日、天陰大雨、早旦參內、終日勤女房陪膳、晚頭白地退出、○中 略、宗忠童著

ル、諸家ノ條ニ收ム、

則歸參內宿侍、

十七日、供朝御膳、午時許從內參殿下、

十八日、○中 入夜參內宿侍、

十九日、終日候御前、○中

今日依爲當番、供朝夕膳、宿侍、

廿日、己卯、早旦從內退出、

廿四日、勤女房陪膳、晚頭退出、

廿八日、早旦天晴、○中 暫候御前、○中 及曉更與藏人少將同車參內、宿侍、

廿九日、○中 終日候內、宿侍、

五月朔日、庚寅、參內、依當番、供朝夕御膳、宿侍、

四日、天陰雨下、未時許參內、依無女房陪膳也、終日勤仕、被役宿侍、

五日、甲午、天陰雨降、終日勤女房陪膳、○中 晚頭白地退出、依右兵衛督被參也、

六日、早旦參內、終日勤女房陪膳、○中 則歸參宿侍、

七日、晚頭退出、女房陪膳、依頭中將被參也、

十三日、壬寅、天陰、○中

次與藏人少將同車參內、及深更退出、

十四日、早旦從內有召、依無女房陪膳也、則參入勤件役、○中 入夜退出、依中納

言典侍被參也、

廿一日、略、中 參內、依當番供御膳、宿侍、
 廿二日、終日候內、晚頭退出、
 廿四日、申時許參內、略、中 又歸參內、宿侍、
 六月二日、早旦參內、終日勤女房陪膳、略、中 宿侍、
 六日、略、中 入夜參內、宿侍、
 七日、早旦退出、申刻許參內、略、中
 朝夕供膳、了宿侍、
 十日、略、中 次參內、未時許歸家、
 入夜從內有召、馳參內、是依可勤女房陪膳也、略、中 宿侍、
 十一日、早旦退出、依頭中將被參也、
 十二日、早旦參內、頃而退出、
 十三日、辛未、早旦參內、依無女房陪膳也、略、中
 及深更與頭中將同車退出、
 十六日、終日候內、勤女房陪膳、宿侍、
 十七日、早旦從內退出、

廿二日、早旦參內、終日候內、
 廿三日、略、中 入夜參內宿侍、
 廿四日、壬午、終日候內、依當番供朝夕膳、入夜退出、
 廿七日、略、中 晚頭參內宿侍、
 七月二日、己丑、早旦參內、終日勤女房陪膳、宿侍、
 三日、庚寅、早旦勤女房陪膳、頭中將被參、仍退出、
 四日、辛卯、午時許參內、勤女房陪膳、略、中 予今夕宿仕、
 五日、壬辰、天晴、略、中 今日終日勤女房陪膳、略、中 晚頭相替頭中將被參、退出、
 廿一日、壬申、略、中 入夜參內宿仕、
 廿二日、早旦退出、
 廿三日、略、中 次參內、依當番供膳、宿仕、
 廿五日、終日候內、略、中 供御膳、
 廿九日、略、中 次參內供御膳、
 八月五日、略、中 次參內、依爲當番、供朝夕膳、宿仕、
 九日、丙寅、略、中 今夕宿仕、

十三日、天陰雨下、午時許參内、宿仕、
 十四日、略○中未時許參内、宿仕、
 十五日、朝大盤以後退出、
 十七日、終日候内、又宿仕、天陰雨下、
 十八日、早旦從内退出、
 廿五日、依爲當番參内、略○中供膳宿仕、
 廿六日、終日候御前、又宿仕、
 廿七日、壬申朝大盤以後退出、
 廿九日、晚頭參内供膳、依當番也、略○中
 今夕宿仕、
 九月一日、戊子天陰雨下、終日候内、又宿仕、
 二日、早旦退出、
 四日、庚寅朝間天陰雨下、略○中
 又歸參内、晚頭歸一條、
 五日、略○中

入夜參内宿仕、
 六日、早旦退出、略○中
 入夜歸參内、又宿仕、
 七日、朝大盤以後從内退出、
 八日、略○中仍廻轅參内、依當番供朝夕膳、宿仕、
 九日、終日候内、略○中入夜大雨、宿仕、
 十日、早旦退出、
 十四日、參殿下并内、入夜退出、
 十五日、略○中今夕宿仕、
 十六日、終日候内、依當番供膳、入夜退出、
 十八日、略○中次參内宿仕、
 十九日、終日候内、
 廿日、未時許參内宿仕、
 廿一日、未時許從内退出、
 廿三日、略○中晚頭參内宿仕、

廿八日、終日候、又宿仕、勤仕女房陪膳、
 廿九日、候内、牛一之後退出、勤仕女房陪膳、
 十月四日、終日大雨、午時許參内、宿仕、
 五日、辛酉、早旦退出五條、略下
 七日、略中、午時許參内、終日候御前、晚頭歸了、
 九日、乙丑、未時許參内宿、
 十三日、早旦參内、終日勤女房陪膳、宿仕、
 十四日、終日候内、勤男女房陪膳、又宿仕、
 十五日、辛未、早旦從内退出、其後不出仕也、
 十九日、略中、次參内宿仕、
 廿日、略中、終日候御前、牛一之後歸葦、
 廿二日、略中、次參内供膳、入夜退出、
 廿九日、略中、入夜參内、勤女房陪膳、宿仕、
 卅日、終日候内、勤仕内外陪膳、今夜宿仕、
 十一月二日、巳時計參内、牛一之後退出、

四日、略中、次參内、終日候御前、略中、依當番、供朝夕陪、（讀成カ）宿仕、
 五日、辛卯、早旦從内退出、
 六日、申時許參内、
 八日、略中、
 今夕宿仕、
 九日、早旦從内退出、
 十一日、略中、予歸參禁中、宿仕、
 十二日、終日候内、勤男女房陪膳、略中、今夕又宿仕、
 十九日、略中、晚頭參内、略中、予今夕宿仕、
 廿日、早旦從内退出、
 廿六日、略中、次參内宿仕、
 廿七日、略中、次入夜歸參内、宿仕、
 卅日、略中、次參内、略中、了宿仕、
 十二月朔日、丁巳、從午時許從内退出、
 二日、入夜參内宿仕、

三日、終日候御前、又宿仕、

五日、辛酉、天陰、略、中

入夜參內宿仕、

六日、終日候內、

七日、早旦退出、

九日、早旦參內、終日勤女房陪膳、略、中予宿仕、

十日、勤女房陪膳、略、中次參內、又勤男女房陪膳、略、中今夕又宿仕

十一日、早旦從內退出、

十八日、略、中次參內、供御膳宿仕、依爲當番也、

十九日、早旦從內退出、

廿日、略、中今夜宿仕、

廿四日、早旦參內、終日候御前、略、中今夕宿仕、

廿五日、略、中從內與權中將同車參院、晚頭歸家、

廿六日、略、中未時許參內、供御膳宿仕、依當番也、

〔後二條師通記〕正月廿七日、戊午、陰、晚頭參內候宿、

師通參內宿仕

二月十二日、癸酉、晴、略、中未刻陰雨散、已及甚雨、依有雨宜、黃昏參內候宿、

十三日、甲戌、晴、略、中自內罷出參大炊殿、

十九日、庚辰、雨降、略、中申刻參內候宿、

三月一日、辛卯、復、對、晴、申刻參內候宿、

二日、壬辰、陰、巳刻從內罷出、

十四日、甲辰、凶會、晴、略、中入夜參內候宿、

十五日、乙巳、晴、午時許從內罷出、

廿六日、丙辰、往亡、晴、略、中入夜參內候宿、

五月廿四日、癸丑、晴、略、中戌刻參內候宿、

廿五日、甲寅、晴、辰刻許從內罷出、

廿九日、戊午、凶會、晴、略、中戌刻參內候宿、

六月七日、乙丑、晴、略、中候宿、

八日、丙寅、天晴、早旦從內罷出、

十六日、甲戌、晴、略、中入夜參內候宿、

十七日、乙亥、晴、早從內罷出、參大炊殿、早退出、

廿八日丙戌晴早旦從內罷出參大炊殿頃之退出

〔後二條師通記〕八月十三日庚午中略○申刻參內候宿

十九日丙子雨降略○中黃昏參內候宿

〔中右記〕十月十九日略○中今夕殿下令參內宿仕給

廿日殿下早旦令退出給

〔後二條師通記〕十月廿六日壬午復朝間開戶霜降如粉略○中戊刻參內候宿

廿八日甲申伐晴早旦從內罷出

十二月六日壬戌晴略○中入夜參內候宿

七日癸亥蒼天有雲雪飛霏々候宿

十二日戊辰五臺天晴略○中秉燭之後參內候宿

十八日甲戌晴從夜部候宿今朝所罷出也今朝開戶庭上雪積終日雪飛如花

〔中右記〕三月十二日午時許與藏人少納言從內參院歸家

四月一日庚申凶會天晴午時許參一院竝女院

十七日略○中治部卿相共參院入夜退出

五月三日晚頭參女院

宗忠一院
竝門院二郁芳
候入

時範參內

同參院

宗俊參內

師通參院

忠實參內
宿仕

雅俊府生
ノ闕ヲ申
請ス

家忠參內

六月九日略○中參女院頃而退出

廿五日入夜參兩院六條殿及深更歸華

七月六日癸巳入夜參女院

〔右少辨平時範記〕○岩崎文庫所藏三月廿二日壬子略○中次參內入夜退出

廿九日己未略○中次參院次歸華

〔中右記〕五月五日甲午天陰雨降略○中今日大納言殿御所勞後初令參內給

〔後二條師通記〕五月廿日己酉陰略○中政了參閑院

七月廿五日壬午晴略○中申刻參院

廿九日丙辰厭晴未時許參院

〔中右記〕七月廿六日略○中晚頭左大將殿令參內給并御宿仕

廿七日略○中早旦左大將令退出給

〔後二條師通記〕十二月十日丙寅晴成宗來覽文書之中右兵衛督申文府生

闕以番長替可補之由所申請也神事可勤之府生或城遠或稱所勞不勤仕者先相尋不仕可申者也

十三日略○中權大納言家忠卿又被參內

諸家、

宗忠夢想

〔中右記〕

正月二日、癸巳、欠日、略

裏書云、二日曉夢想云、從石清水別當法印頼清許送巡方帶、是已依財貨并官爵、定

吉祥歟、

同師通ヲ

六日、午時許參殿下、

四月一日、凶會、天晴、略、中次參殿下、

十七日、略、中、午時許從內參殿下、

九月十四日、參殿下并內、入夜退出、

同師實及
比忠實ヲ
訪フ

〔中右記〕

正月六日、略、中次參左大將殿并大殿、（師實）

十三日、略、中、晚頭參大殿并左大將殿、大殿、大炊殿

二月一日、略、壬戌、略、中、次參大殿、京極殿、極參左大將殿、大炊殿

五月六日、略、中、晚頭白地參大殿并左大將殿、

七月十七日、略、中、參左大將殿御方、

八月九日、略、丙寅、略、中、又參左大將殿、

九月十八日、略、中、晚頭、略、中、又參左大將殿、

同宗俊ヲ
訪フ

十月七日、早旦參左大將殿、

〔中右記〕正月六日、略、中次參大納言殿、（宗俊）

十四日、未時許參大納言殿、

廿七日、略、戊午、略、中、入夜白地參大納言殿、

二月一日、壬戌、參大納言殿、

十四日、略、中、晚頭與藏人少將參大納言殿、（宗輔）

十七日、略、戊寅、略、中、予參大納言殿、

廿二日、癸未、天晴、略、中、參大納言殿、

三月五日、略、中、入夜、略、中、大納言殿、

十四日、略、中、次參大納言殿、入夜歸家、

廿日、略、中、參大納言殿、

廿六日、略、中、

入夜參、略、中、大納言殿、

四月一日、凶會、天晴、略、中、

次、略、中、大納言殿、

永長元年雜載

四日、略○中次略○中大納言殿、晚頭歸家、
 廿一日、早旦參內之次、參大納言殿、午時許歸家、
 廿八日、早旦天晴、略○中次參大納言殿、終日祇候、
 五月二日、從內早旦參大納言殿、
 廿五日、略○中入夜參大納言殿、
 廿六日、終日候、略○中大納言殿、入夜歸家、
 六月十日、略○中參大納言殿、
 廿二日、略○中及深更、參大納言殿宿、
 廿三日、終日候、略○中大納言殿、
 廿七日、略○中次參大納言、
 七月十七日、略○中次參大納言殿、
 廿五日、略○中
 參大納言殿、及深更歸幕、
 八月三日、早旦參大納言殿、終日祇候、
 五日、略○中次參大納言殿、

九日、丙寅○中次參大納言
 十四日、白地行向大納言御許、
 九月八日、參大納言殿、
 十八日、略○中晚頭參大納言殿、
 十月十七日、略○中癸酉、參大納言殿、
 廿九日、略○中未時許參大納言殿、
 十一月四日、略○中次參大納言殿、而犬死穢者、仍從門前忿歸、
 十九日、略○中次參大納言殿、
 廿七日、略○中次參大納言殿、
 廿八日、從內早旦參大納言殿、
 〔中右記〕二月十七日、略○中戊寅、參一條殿、
 三月五日、略○中入夜參一條殿、
 廿六日、略○中
 入夜參一條殿、
 四月一日、略○中庚申、天晴、略○中

次一條殿

四日、略○中 次一條殿、

七日、略○中

及深更、白地參一條殿、宿侍、

五月二日、從內早旦參、略○中 一條殿、

廿六日、終日候一條殿、

六月廿三日、終日候一條殿、

廿七日、略○中 次參、略○中 一條殿、

七月十七日、略○中 次參、略○中 一條殿、

八月三日、略○中 入夜參一條殿、及深更歸家、

九日、略○中 又參、略○中 一條殿等、

九月二日、略○中 晚頭參一條殿、左大將殿令渡給、終日扈從、

七日、略○中 參一條殿、則歸一條、

十月七日、早旦參、略○中 一條殿、

廿九日、略○中 未時許參、略○中 一條殿、脫束帶、

〔中右記〕 四月九日、略○中 入夜參內之次、行向治部卿亭、月前談事、涉倭漢、與入
幽玄也、

五月三日、略○中 次行向治部卿亭、有信左少辨不期而來會、語涉倭漢、與入幽玄、已及
曉更歸家、

廿七日、入夜行向治部卿亭、及深更清談、

六月六日、夕方行向治部卿亭、暫以清談、

七月十五日、略○中 牛一之後、行向治部卿亭、月前清談、臨曉歸家、

十月十七日、略○中 癸酉、○入夜退出之次、行向治部卿亭、月前清談、散日者不審、

〔中右記〕 五月十三日、壬寅天陰、略○中

晚頭、略○中 次行向江中納言許、暫清談、

〔中右記〕 四月三日、壬戌行向七條、

八月廿九日、略○中 略、今日早旦行

九月六日、略○中 行向五條、

十日、略○中 行向五條、

十五日、早旦白地行向五條、

同匡房ヲ
訪フ
同七條並
五條並
邸ニ向フ

宗忠吉田社ニ參詣ス

同大皇太后御所ニ參候ス

同物忌

同家中忌ヲ避ク

同宗俊ノ使トシテ春日社ニ參詣ス

十八日、早旦行向五條、

十九日、略中、晚頭行五條、

廿三日、早旦白地行向五條、

十一月卅日、未時許行向七條

〔中右記〕五月廿日、己酉、天晴、略中

予今日依日次宜、參吉田社、午時許歸家、

廿四日、略中、次參太后、

六月十八日、入夜參太后、

廿一日、昨今依私物忌、不出仕、

八月廿三日、今明依爲私物忌、不出仕、

九月二日、略中、從今日、白地渡大納言殿、宗俊聊避家中忌、今月許可在大納言殿也、

十二三日、依爲私物忌、不出仕、

十月五日、辛酉、早旦退出五條、去月一條也

〔中右記〕七月廿日、參春日社、爲大納言御使、相具藏人宗輔少將參御社、入夜歸洛、徹明之後歸華、去夕出洛、今日申時參御社也

忠實ノ子戴餅

同師實室ヲ訪フ

師通師實ヲ訪フ

〔後二條師通記〕正月七日、戊戌、晴、略中、白馬節會白馬奏入日之間、奏之、此間殿御出、大將兒依戴餅事、早令出給云々、

裏書、略上、

々、

十月廿六日、壬午、復朝間開戶霜降如粉、殿大盤所左大將兒初參、余不參、以人申子細了、

〔後二條師通記〕正月十三日、甲辰、九坎復朝間參殿、雨散、入夜甚雨、無他行、

二月十二日、癸酉、晴、參京極殿、頃之歸家、

十九日、庚辰、雨降、參京極殿、言語之次、行幸節會相撲等之外、帶隱文之時、用何時候乎、爲散不審所執申也、被仰云、宇治殿御語云、法性寺御八講日被帶隱文

云々、劔蒔繪也、不帶八講日云々、

廿九日、庚寅、滅日、晴、略中、次參京極殿、歸宅、

三月十八日、戊申、凶會、晴、略中、已刻從內參京極殿、歸宅、

四月三日、壬戌、天晴、略中、參殿退出了、

五月廿五日、甲寅、晴、略中、參京極殿、頃之退出、

六月八日、丙寅、天晴、略中、參京極殿、

師通物忌

同師實ノ
教命ニ依
リテ開門
ス

七月廿五日壬子晴申刻雨散早旦參京極殿

廿九日丙辰厭晴略頃之參京極殿云々

八月十五日壬申陰觸穢之後初參京極殿

十七日甲戌陰時々雨降未刻自内罷出參京極殿頃之歸宅

十月廿五日辛巳伐重晴時々雨降參京極殿

十一月十八日甲辰朝間雪散辰刻參殿頃之退出

廿六日壬子晴從内罷出參京極殿頃之歸家

廿八日甲寅天晴參京極殿

十二月六日壬戌晴參京極殿頃之罷出

十二日戊辰五墓天晴參京極殿歸宅

〔後二條師通記〕二月十六日丁丑九坎晴八卦物忌也

八月十日丁卯天晴略中武略カ下同シ戊刻依多峰物忌罷出雖有中間固物忌也

十一日戊辰朝陰多峰物忌也

十月一日丁巳旬晴朝間中務少輔廣綱朝臣承殿仰傳告隆檐之卜物忌也丙

丁日不可有物忌之由所令申也仍開門云々

〔中右記〕十月廿二日參左府一日殿下被仰旨大略令申處皆只可隨仰者欲參殿下處御物忌也

〔後二條師通記〕二月廿九日庚寅減日晴參大宮櫻花如雪

三月廿一日辛亥天晴無他行以院助佛師四天王奉造之尺三寸

〔中右記〕五月廿一日參殿下文書欲内覽處恪勤侍等有小弓合興仍早退出

〔後二條師通記〕六月廿九日丁亥午刻雨降祓如常

十一月十九日乙巳重天晴早旦從内罷出自朔日至昨日不念誦者今日所念誦也

十二月二日戊午天晴略中家司敦基朝臣職司明國可任之由申殿之處聞食

已了雜色別當能遠朝臣任之

八日甲子天晴從内罷出今字内親志參齋院歸宅

〔右少辨平時範記〕○岩崎文三月一日辛卯略中次參殿參大殿略次退出

廿日庚戌略中參殿次歸華

廿二日壬子午後參殿

廿五日乙卯天晴早旦參大殿次參關白殿

同令子内
親王ニ參
候ス
時範諸家
ヲ訪フ

同家司職
事雜色別
當ヲ補ス

同念誦

同六月祓

同第小弓

同興

同テ佛像

同院助テ

參候スニ

同御所ニ

同太皇太

祐俊重綱
子トナス

宗忠ノ子
著袴

宗俊ノ家
室ヲ訪フ

俊明ノ子
靜灌出家

匡房師通
ヲ訪フ

忠實師實
ヲ訪フ

師實室六
條院ニ參

廿六日、丙辰、午後參大殿、次參關白殿、

〔後二條師通記〕三月廿九日、己未、復、雨降、略、中大夫史祐俊申云、以肥前守重

綱子所仕養子也、以算准得業生所申請也、可奏事由可下宣旨、

〔中右記〕四月十六日、天陰大雨、略、中

三郎童并甲斐守行實女子二人、於家令著袴之、

十一月八日、早旦參大殿言殿并一條殿兒將參、

十九日、午時許參一條殿、依小兒五十日事也、宗忠、

〔三僧記類聚〕三九上薦爲唄師事、

嘉保三年五月十三日、於北院民部卿若君靜灌出家、戒師權少僧都、經範、唄

權大僧都、寬意、

〔後二條師通記〕七月九日、丙申、晴、午刻陰雨降、入夜甚雨、江中納言來臨、

〔中右記〕七月廿六日、略、中、左大將殿御出、先令參京極殿給、御也、

〔後二條師通記〕八月廿六日、癸未、略、中

裏殿御前奉相具、渡六條院給、

十月四日、庚申、厭對拂曉天陰、今朝雨降、

殿御前渡御、未及秉燭還御云々、

〔中右記〕十一月廿九日、乙卯、天晴、略、中、今夕頭中將國信朝臣長男元服、元位也、

但密々儀云々、加冠中宮大夫、理髮顯實朝臣、指燭家定、右兵衛督左大辨、雲客、

七八許輩行向之由、後聞之、

〔中右記〕十二月十三日、略、中

今日於權大納言近衛第、左中將忠教女子密々著袴云々、又大殿之若宮被君カ、

著袴云々、

學藝、

〔後二條師通記〕二月十一日、壬申、晴、略、中

裏書、入夜江中納言伏見間、院仰書一紙持來、略、中、言語問書籍禮記儀式作

法事也、

三國史、

魏志第一云、曹操謀之人也、伐梨木已以滅亡、

廿五日、丙戌、五葉晴、略、中、江中納言青史祕錄云、池上鷗鷗カ、相竝浮水、魏文帝問

永長元年雜載

師實室師
通ヲ訪フ

忠教ノ女
著袴ノ子

師通匡房
下禮記三
國志ノコ
トヲ談ズ

師通匡房
受文集ヲ

魏舒云、伴鳥射之、以二矢可射、甥以一矢可射、頃之相竝射之、射二□云々、
十二月五日、辛酉、天晴、○中江中納言來臨、受文集說、一二六七帙許所讀也、自餘所披閱也、

同師實ヨ
御手跡東宮

〔後二條師通記〕二月十四日、乙亥、晴、無他行、○中中務宮手跡從殿所賜也、

伊周點毛
書ヲ受ク

七月十一日、戊戌、節晴、○中又參京極殿、東三條御書所給也、毛詩同三真、伊周、點毛、書ヲ受ク、詩直、周點、毛書、新寫、斯書、翰書、裏書、家々、說、數年、之間、令尋、之處、不求、得也、遺恨、不少、今年、新寫、得之、鳥跡、正本、慮外、出來、自宮、內、輔仲、實許、進上、殿了、前々、年相、交雜、文所、給也、令申、案、內、所賜、以之、謂之、書籍、披閱、案頭、不絕、心中、悅意、事々、無疆、矣、

忠實宗俊
ニ筆ヲ習

〔中右記〕二月十四日、○中晚頭與藏人少將參大納言殿、大將殿令渡給、令習

師通林慶
ヲ遺ラル

〔後二條師通記〕三月廿一日、辛亥、天晴、○中喜多院華嚴經六十卷、榜伽經四

同史記ヲ
讀ム

卷、自林慶律師所奉送也、古經也、神妙之者也、

同史記ヲ
讀ム

十月廿二日、戊寅、伐物晴、○中召林慶律師喜多院一切經可奉渡之由仰了、

同史記ヲ
讀ム

十一月廿三日、己酉、天晴、○中伊賀守孝言朝臣本記史記第七、先年一部讀受已了、仍所覆勘也、

同史記ヲ
讀ム

十二月十四日、庚午、天晴、○中史記本紀第十卷從左府許借請、

同史記ヲ
讀ム

〔後二條師通記〕十二月十一日、丁卯、復天陰、終日日脚不見、公房朝臣依召參

同史記ヲ
讀ム

仕、後漢書帝紀可付假名、仍所下給也、

同史記ヲ
讀ム

〔中右記〕五月廿七日、入夜行向治部卿亭、及深更清談、故小野右府政次第小

同史記ヲ
讀ム

草子被借給、尤爲悅、

同史記ヲ
讀ム

〔東寺金剛藏聖教目錄〕五

同史記ヲ
讀ム

不空絹索神呪心經支并 一軸寫

同史記ヲ
讀ム

爲廻向大菩提、永長元年三月二日午時點了、深靜法師

同史記ヲ
讀ム

〔仁和寺探訪目錄〕儀軌 經藏二

同史記ヲ
讀ム

一々々一括ノ中略 一帖

同史記ヲ
讀ム

金剛藥叉念誦儀軌 一帖

同史記ヲ
讀ム

嘉保三年四月十七日、於高野奧院東菴室、大僧都奉受了、

永長元年雜載

五六三

金剛童子儀軌ノ傳授

〔仁和寺探訪目錄〕

塔頭藏事教兩相雜々一ノ箱

三種悉地
要事ノ書

大佛頂如
來放光悉
怛他鉢尼
囉陀羅尼
ノ勤注

都法灌頂
祕錄跋語
ノ傳受

法橋高算
寂ス

佛師延源
卒ス

永長元年雜載

一三種悉地要事

嘉保三年五月廿五日書了

隆暹

五六四

〔仁和寺探訪目錄〕

塔頭藏
儀軌ノ箱

一大佛頂如來放光悉怛他鉢尼囉陀羅尼 一冊

嘉保三年七月十日、賀州隱者明覺隨力勘注了云々、○金剛寺所藏大佛頂タラニ奧書同シ

〔天台霞標〕

五之一
前唐慈覺大師

都法灌頂祕錄跋語

嘉保三年 丙子 七月十一日奉受

仁豪記

疾病、生死、

〔僧綱補任〕

五
興福寺本

三嶽

法橋高算 三月日卒

金峰山

大法師好算

八月日敍法橋院御幸賞、岩藏御願別當

佛師

師通服藥

忠實病ム

仙命寂ス

無動寺法
華房ニ住

奇瑞

弟子ノ夢
想

法橋延源 六月二日卒

〔後二條師通記〕

七月一日、戊子、九坎、晴、略服蒜、入夜不服畢云々、依日次宜、

食初也

十五日、壬寅、晴、略不參法成寺、爲服藥之故也

〔中右記〕

八月三日、略晚頭參左大將殿、從一日聊不例御也

五日、略次參左大將殿御方、不例御事、大略指事不御也

〔拾遺往生傳〕

上 仙命上人 沙門仙命者、丹波國人也、幼避鄉土、早登台山、

占無動寺、住法華房、自爾以降、止觀窻前、秋月已老、坐禪床上、春風幾廻、始自中

年、更願西土、松門閉跡、華城斷望、以法華三昧爲身行、以彌陀念佛爲口業、額彫

三寶名字、背鏤彌陀形像、往年詣四天王寺、於聖靈堂前、燈於手中、指供養尊像、

紅燭光前、青龍現上、太子手印記云、荒陵池有龍、可守護伽藍、佛法云々見其形色、太可怖畏、然而一心念

佛、數刻行道、燭漸盡焉、龍亦隱矣、又於處々道場、燃手足指供養於佛、而間或夢

裏有人、期約往生、或空中有聲、讚歎德行、如此勝事、冥顯太多、爰嘉保三年八月

十三日、已刻、普告隣房曰、死時已至、往生可期、忽勸僧徒、令修念佛、啓白事畢、向

西而終、于時生年八十三、其後數月、有一門弟、夢有金輪自西方來、先掃除艸穢、

永長元年雜載

五六五

鐘夷土地、次輪王與羣臣幸臨於處、坐一艸、誦一伽陀、其詞、
我滅曰往生、早得無生忍、利諸衆生故、假現金輪王、往昔結緣者、
此處得床會、汝結緣深廣、是故列衆中、
弟子夢中聞此偈、遙見其人、卽是吾本師上人也、

〔中右記〕九月廿七日、○中

裏書今日一官掌光經俄以死去、頓死云々、年六十四、件光經補官掌後已及卅年、官中要人
也、裝束使、右宮城、造八省、禊齋、法勝寺等奉行者也、

十月十二日、終日雨下、聞慶源已講昨日俄入滅、年五十二、慶源是故前大宰帥資仲
卿之男也、久住叡山、長顯密道、其身又持經者、於佛法有驗之人也、去寬治五年
遂三會講師、誠是佛法之大器也、而昨朝頓滅、可哀可哀、

〔東寺文書〕○甲號外三 天台二會講師次第

慶源 同五、

〔尊卑分脈〕藤原氏

資仲 權中納言、大宰帥、左兵衛督、

慶源 阿母、春宮亮、知重女、寬治元十一十二、

世系

佛法ノ大器

已講慶源卒ス

官掌光經卒ス

忠實女生ル

〔後二條師通記〕十二月廿四日、庚辰、陰、巳刻左大將女房產、乍驚向彼家、頃之

歸宅、

〔中右記〕十二月廿四日、○中 今日巳時許左大將殿御產、平安令遂給、女子、予

依奉大神事、不參向彼殿、

廿八日、入夜藏人辨傳殿下仰云、元日節會御裝束可勤仕者、是頭辨參籠大將

殿御產穢、不被出仕之替也、○承德元年正月一日ノ條參看、

永長二年正月朔日、丙戌、朝間時々天陰、飛雪紛々、隨風飄々、但不及庭濕、○中

兩殿之中女房無打出、今夕左大將殿御產七夜也、去廿四日巳時、節會了後人々被參彼殿、季實朝臣

也、左府同御坐此處也、予依爲伊勢遷宮行事、不能參彼殿、從內退出、

九日、甲午、天晴、今朝大殿、關白殿、北政所令渡左大將殿給、令奉見姬君給云々、

十九日、早旦參左大將殿、是小兒不例御坐、此兩三日頗以危急、日者御物忌也、今日非御物忌、

大殿關白殿令渡給、僧俗濟々參入、有種々御祈、去年誕生女子不例御坐也、終

日祇候、

廿日、曉、左大將殿女子非常令成給之由、所傳聞也、凡爲天下、又爲一家、誠深歎
也、兩殿下、左府御愁歎無極云々、

七夜ノ儀

師實師通等來訪ス

病危急

種々ノ祈ヲ行フ

天ス

眞能寂ス

道明寺ニ住ス

高野山ニ移ル

河内水分社禰宜利國卒ス

〔拾遺往生傳〕

下

眞能上人

沙門眞能者、河内國人也。幼出俗流、早歸佛道、

誦法華爲業、唱彌陀爲行、心不起嗔恚、口制惡事、是歟、非歟、何善何惡、但依檀越緣、久住道明寺、而間夢在大法會、列名德座、見其執行之人、編鷄羽爲袈裟、此時思惟、領兼日之請、不知何處之態、忽成疑心、不受珍饌、滿座皆白、已列會衆、不可不受、先可授袈裟、其袈裟爲體也、五條衲衣、編縫鷄羽、彌以爲奇、固彌辭不受、夢覺思之、天狗所爲也、若久住此處、可作其伴、忽辭此寺、入高野山、更有二鷄來居院門、大衆議曰、此地者大師結界、無有鷄鳥、料知新來之聖人、成其伴歟、上人以實陳之、數日之後、鷄鳥遂去、自爾以降、不留田園、不出門外、念佛行法、薰修有日矣、其臨終之時、屈請衆僧、行理趣三昧、自唱念佛、向西而卒、瑞相亦有矣、于時嘉保三年、春秋七十三、

〔本朝新修往生傳〕

水交（注）

社禰宜利國

河内國石川東

（修之）

水文社禰宜利國常

唱彌陀寶號、造次顛沛、唯稱念佛、豫知命期、儉待來迎、每日於丈六像前、出家受戒、別衆僧、令唱合殺、向西念佛、寂而氣絕、于時永長元年月日也、時人諺云、如小禰宜可往生焉、

訴訟、

〔東寺百合文書〕

〇_ニ山_一之十九

〔弘福〕依朽損□注錄其□

廿四通

僧定深解申請寺家政所恩裁事

請被殊蒙恩裁、任公驗領掌理并尊勝院故法橋之付屬狀等旨、裁定賜爲得業、嚴信不得指公驗付屬、稱本師故五師大法師延尊所知、以非道猥恣押妨大槻庄壹所不安愁子細狀、副進

付屬狀案文一通

法家裁判 一通

右定深謹案事情、件庄者、是故法橋年來之間、依有被領知理、在生之時、相副本券、被付屬於弟子定深事、已明白也、而何得業嚴信無指傳、領證驗押妨乎、加之嚴信之本師故五師大法師延尊有領知之理者、寧存日相副本文書、不與於其付屬哉、爰知尊勝院故法橋存日副本券、被付屬於定深□、五師延尊無道理云事、况弟子嚴信何不得本券付屬、猥押領乎、適故別□法印御時、嚴信爲強緣、雖

嚴信大槻庄ヲ押妨ス

定深嚴信ノ濫妨ヲ訴フ

内辨ヲ仰
外任奏
節會
南殿ニ出

公卿列立

三獻ノ儀

地震

還御

音樂ヲ停
止シ國栖
ノミテ奏

殿上人一列六位藏人二人一列宗仲仲正左衛門尉正帶胡籙欲立之頭中將仰内辨由
於按察大納言大納言移著給端座先被奏外任奏此次諸司奏事取御氣色諸
司奏可付内侍所由宣下秉燭以前天皇出御南殿頭中將國信藏人少將宗輔
給又天皇御南殿女房八人扈從給近衛引陣顯通朝臣家政右中將顯實朝臣少將有賢天皇出
御近仗稱警内辨按察大納言著兀子令行内辨事給也公卿著外辨左少辨有
信少納言惟信同著内侍出内辨謝座參上開門闈司著座内辨召舍人少納言
惟信參入内辨宣云大夫達召也惟信稱唯出召外辨公卿列立中宮大夫師忠
右大將雅實權大納言家忠民部卿後明中左衛門督公實權中納言經實左兵
衛督基忠侍從宰相能實右兵衛督雅俊新宰相中將宗通右宰相中將仲實左
大辨季仲内辨宣謝座之後著堂上座内膳供御膳從西方一獻國栖二獻御酒
勅使被止音樂三獻音樂被内辨著陣見々參宣命欲被奏宣命之間地震人々有驚
氣去年十一月廿四日大地震以後時々地動已及數十度也去夜戌刻地震也今日同刻限也内辨奏宣命宣命使將宰相中宣
命拜後公卿還著天皇還御右大將宰相中將仲實在座稱蹕殿上人候指燭關
白殿令候御後給大殿一獻之後從北陣方令退出給
裏書内辨付頭中將令奏給云國栖歌笛并音樂如何仰云至音樂者可止至國栖

ス
四方拜

宗忠廻禮

宗俊廻禮

院御所ヲ
鎖シ諸卿
ノ參入ヲ
停ム

忠實廻禮

歌笛者可奏是天曆之例云々内辨被仰外記也
後聞此曉依例有四方拜頭中將候御衣後天陰雪下仍御裝束供西廊内弓場
也御屏風
四帖立之

二日丁亥天晴未時許參内並中宮欲供御藥之間也民部大輔行信勤後取役
次參大納言殿次參一條殿次參左大將殿左府又參右大將許又參高倉一宮
其後歸參大納言殿則令出給御共令參大殿給並太后次參關白殿給有御次
令參法皇御所給八條然而元三之間被鎖御門人々不可參之儀也公卿多雖
被參入從御門前被還了云々仍從門前令退出給予入從小御門方暫祇候殿
上殿上人或從小門參入云々藏晚頭從院歸之次行向七條秉燭之程歸家
今日無院行幸并兩殿下臨時客元三之間院不供御藥萬事忘却之儀歟
三日戊子未時許參民部卿御許四條暫言談次參關白殿次參大殿並太后次
參内並中宮候御前間左大將殿令參内給則令退出給為御供又參大殿次大
將殿令參一條殿給候御共令歸給之後參大納言殿暫祇候間○中略火災ノ
年未雜載災異後歸家
今日御藥之間藏人左衛門尉源仲正勤後取役二三日兩殿下無御出

擬侍從定

承徳元年正月五日

五七四

〔後二條師通記〕 永長元年十二月十三日己巳重天晴○中侍從并奏賀略○中
前定ノコト所定申也

五日庚寅敍位

〔公卿補任〕

大治五年 參議正四位下藤忠宗四十 永長二正五敍爵父卿讓

原野行幸

行事賞 參議正四位下藤宗能四十 永長二正五敍爵中宮御

〔公卿補任〕

天承元年 參議正四位下藤宗能四十 永長二正五敍爵給本名

隆宗

〔公卿補任〕

保延二年 非參議從三位源有賢六十 永長二正七從四下府勞

將

〔職事補任〕

堀河院
五位藏人

少納言正五位下源成宗 永長二正七從四位下

右近權少將正五位下藤宗輔二十 永長二正七從四位下○公卿補任

〔後二條師通記〕

永長元年十二月廿八日甲申晴敍位勳文正月一日可持來

也然而衰日之由所申也大外記定俊真人爲承仰旨參仕二日可持參之由仰下云々醫家重康并陰陽師泰長可入勳文候歟重康事者雅忠之例也泰長之

敍位勳文

功過定

入眼延引

宗忠子宗
隆敍爵

年限進者於泰長者可進申文也重康可入勳文也

〔中右記〕

正月五日庚寅時々天陰雨下申時許參大納言殿聊依有申合事

也入夜參內有敍位議左大臣以下參集仗座中殿御裝束了藏人藤原盛輔出

仗座召公卿藏人盛輔去廿七日補侍中左大臣以下諸卿參著御前座權大納

言家左衛門督公左大將忠三人取宮文召諸國文書四个國文書持參若狹前

司文書功過被定左大辨讀帳中宮權大夫書定文左衛門督見合依參議中宮

大夫被定申亥時許事了俊明民部卿爲清書上卿但今夕諸司不具入眼延引及深

更退出芳門院御給

太郎童名宗奏可給爵之由然間以中宮御給已以敍爵繼家之光華也又朝

恩之深初及子族誠誠可拜感歟

從四位上藤原朝臣公經

藤原朝臣定實

從四位下源朝臣成宗

藤原朝臣雅信

大江朝臣通國策

源朝臣有賢

藤原朝臣宗輔

源朝臣盛長

正五位下藤原朝臣俊信策

藤原朝臣基信

承徳元年正月五日

五七五

承德元年正月五日

從五位上藤原朝臣敦仲

清原真人則俊 治國

從五位下藤原朝臣忠能 太皇太后宮御給

藤原朝臣信忠 式部

藤原朝臣忠宗 權大納言藤原朝臣讓平野大原野行幸行事賞

藤原朝臣宗隆 中宮御給

橘朝臣家懷 氏

中原朝臣成俊 史

藤原朝臣實時 一品聰子內親王給

藤原朝臣通忠 齊院給

高橋朝臣清元 前女御基子朝臣給

大中臣朝臣親行 諸司

紀朝臣雅行 諸司

平朝臣貞弘 外衛左使

菅野朝臣義高 外衛左馬九衛左

五七六

藤原朝臣有輔 從下一

源朝臣仲正 藏人

藤原朝臣俊基 民部

源朝臣貞季 氏

藤原朝臣忠基 氏

中原朝臣廣忠 外記

菅野朝臣爲宗 二條院御給

菅野朝臣行季 無品祐子內親王給

大中臣朝臣祐正 前女御道子朝臣給

惟宗朝臣國任 明法博士

源朝臣致定 諸司

藤原朝臣公仲 諸司

源朝臣成貞 外衛左兵衛尉

源朝臣有忠 左近

入眼

位記請印

(朱書) 敘位入眼

六日、辛卯

早旦參內、午時許民部卿俊明卿參仗座、行敘位入眼中、宮權大夫被參仕、大內記俊信位記請印、少納言家俊、中務少輔勤之、

今日位記請印、後一條院御時、多有此例云々、

〔夕拜部類〕

○敘位議 右御記

同前御入眼次日例

承德元年正月五日、庚寅、天晴、早旦參殿、內覽申文、次參內、午刻頭辨參上、被奏吉書、次被奏申文、次下官奏申、次下官參大殿、先是殿下渡御、申請雜事之後、參

內、此間殿下參御、次於晝御座擇申文、申刻藏人盛輔始奏文書、次供朝夕膳、次

藏人奉仕御裝束如恒、酉刻左大臣被參、戌刻殿下令昇給、出御殿上、先以頭辨

被奏事之由之後、以頭辨被仰敘位召仰事於大臣、次頭辨奉殿下仰、令藏人盛

輔召群卿、次大臣參上殿下、次殿下率大臣參上、被著大臣座、次中宮大夫以下

取宮文、次納言以下著座、次殿下依天氣、令著御前圓座給、次大臣依召、進著圓

座、次大臣奏十年勞、次召人、下官參上、召續紙、即以持參、二司入大臣奉仰敘之、

先被奏式部、民部省奏、次召左大辨、召院宮御申文、頃之持參、奏聞之後、敘之、次

召諸國功過文書、左大辨讀若狹國帳、中宮大夫被定之、此間執筆召下、(正院之)々々參

承德元年正月五日

五七七

功過定

院宮御申

文ヲ召ス

出御

召仰

諸司具備
セザルニ
依リ入眼
ヲ延引ス

上、召入内一、加階勘文、頃之持參奉大臣退還、子一刻、敍位畢、大臣召民部卿給
敍位、民部卿出于殿上、開之、次大臣退出、次撤筥文、辨官等役之次民部卿向左、仗下
官申于殿下、次奏聞、仰民部卿云、藤原忠宗可爲從五位下、太皇太后宮當年御
給、其次上卿以下官被奏云、今夕雖須行入眼事、諸司不具、而治安二年、萬壽三
年、長元四年、次日行入眼事、然者明日參上、申行如何、先申殿下、次奏聞、仰云、聞
食、上卿以敍位給外記退出、下官退出、

藏人少納言成宗、敍從四位下、強雖辭退、押以被敍、古今未有此例、

左衛門志惟宗、國任依明法博士、勞敍爵、式部丞依一二、臚辭退、以上臚信忠
敍之、

入眼

六日、辛卯、民部卿參上、行入眼事云々、

〔本朝世紀〕 康和元年七月廿三日、甲子、是日從四位上行主殿頭兼河內守藤
原朝臣公經卒、公經者、略中、承德元年正月五日、爵至從四位上、

〔敍位除目執筆抄〕 承德元年正月五日、爵至從四位上、

執筆

〔魚魯愚別錄〕 二 一宮文事

硯水ノ冰
ヲ解ク

硯水冰時事

左仰云、夜寒、仰外記、硯水令入酒、不令成冰、猶冰時、挾取火櫃、火置硯上、解其
凍、

永長二年左大臣執筆、硯水冰時被用此儀、

七日、壬辰、白馬節會、

雨儀ノ鋪
設

〔中右記〕 正月七日、壬辰、雲葉四合、雨脚殊甚、午時許參内、依甚雨、人々遲參、諸
司懈怠、終日雨下、依雨儀、西廊北二間立内辨兀子、其南置宣命版位、其南立標、

出御

其南立位記案、其南立左近胡床、中門立胡瓶二口、又西廊中之間、立左近胡
床、其南立胡瓶、南庭立舞臺、其左右立侍從幄、如常未時許、天皇出御南殿、内侍

内辨

給下名、内辨中宮大夫、近衛陣引、左中將忠教、少將有家顯、通右中將顯實、少將顯雅、天皇出御、内辨著兀
子、内侍出、内辨昇、開門、闢司居位記筥下、内辨召舍人、少納言惟信、召外辨、權大

納言、家、後明左衛門督、公、忠實左大將、忠、經實新中納言、經、侍從宰相、能、兼俊右兵衛督、雅、

新宰相中將、宗、仲實右宰相中將、仲、季實左大辨、季、謝座昇堂上座、次敍人列立東廊内、此

間秉燭、及暗、不見次第、雨脚滂沱、亥時許事了、人々退出、宣命使、侍從宰相、新御

酒勅使、右兵衛督被止音樂、但國栖歌笛奏之、

宣命使
音樂ヲ停
メ國栖歌
笛ヲ奏ス

八日、癸巳、御齋會、後七日御修法、諸寺修正、

承德元年正月七日 八日

法成寺阿彌陀堂修

正

法勝寺阿彌陀堂修

正

圓宗寺修

所々修正
毛呪師散
樂ナシ

願
御齋會結

論議三番

〔中右記〕正月四日己丑○今夕法成寺阿彌陀堂修正、人々濟々參入云云、

六日辛卯○

〔傍註〕今夜是法勝寺阿彌陀堂修正也

八日御齋會初行事權右中辨重資朝臣

圓宗寺修正、上卿新中納言經實卿依治部卿所勞也

九日甲午、天晴略○中

所々修正、無呪師散樂興、

御齋會無音樂云々、

十二日略○中 大殿從法勝寺令參內御、

十四日己亥○戌刻八省事了、公卿僧侶參內、先著左近陣有酒肴、依便宜公卿

次將酒肴、藏人盛輔召出居昇、公卿中宮大夫、師民部卿、後左衛門督、公右兵衛

督雅、右宰相中將、仲左大辨、季參上、衆僧參上、東寺長者法印權大僧都定賢加

持香水、權律師勝觀進立讀結番律師下、藤次、道僧綱上、薦權大僧都覺真召立

番堂講以下、論議三番、一番當講法眼實覺右府子也、問者二人、二番、一雙、三番、

一雙、竟番僧一人隨喜了、公卿此間公卿置笏一々立座、取祿授僧、著本座、殿上侍臣次第取之

授之、公卿兩貫首以上藏人傳主殿寮人炬火、事了僧侶退、公卿下、出居下了、

此夕從眞言院參內之次略○中 關白殿御論議了、令參法成寺給

〔東寺長者補任〕二 長者法印權大僧都定賢法務 後七日行之、於閑院加

持香水、

〔後七日御修法阿闍梨名帳〕權大僧都定賢 法印權大僧都、加持香水閑院、

九日甲午、前關白師實、延曆寺二詣ツ、

〔中右記〕正月九日甲午、天晴、○中略、師實、師通等、忠實ノ女ヲ訪フコトニカ、

其後大殿令參詣台嶺中堂給、中宮大夫、新大納言、左大、

十日略○中 將殿新中納言扈從云々、

今朝大殿從台嶺令歸御云々、

十四日己亥、藏人ヲ補ス、

〔職事補任〕五堀河院位藏人 左兵衛佐正五位下源師時 永長二正十四補、

〔公卿補任〕十保安三年參議正四位下源師時、四十承德元正、補藏人左兵衛佐

〔中右記〕正月十四日己亥○

承德元年正月九日 十四日

歸京

承德元年正月十四日

五八二

頭辨師賴朝臣召出納被仰下事

還昇

五位藏人左兵衛佐源師時

六位藏人二人

修理亮藤佐實源家時長一

朝臣行藏三人

成宗朝臣宗輔

朝臣已上二人還昇依經五位藏人

新藏人二人

參內奏慶由朝臣三人

付簡朝臣三人

被補侍中不

當也○中略

兄弟藏人

藏人中兄弟二人相竝事世人不甘心歟去々年相竝明國仲正

今年又相竝盛家時

但諸司又多有此例何事在哉

上藤職事

上薦職事四人之中無藤氏一人時々雖有例人又不甘心歟去々年被補成宗時又如

四位殿上人簡面已及廿八人

是又希代之例也

四位殿上人

十七日壬寅天晴○中略

政始ノ新藏人源家時從事下吉書於民部卿予給之

給史雅兼內藏人察申臨時

二人及

簡宿仕

廿日○中略

忠實女天亡ノコトニカ、ル、永長元年未雜載疾病生死ノ條ニ收ム

二人及

今日修理亮藏人佐實雖可從事緣之延引

廿六日未時許參內修理亮藏人佐實從事先參殿下內覽但無出御付職事宗輔朝臣還昇之後初供御膳

進ル是日御薪ヲ上ル

二人及

〔中右記〕正月十五日庚子望今夕有月蝕十五分之六

初戊二刻十分

復未亥二刻五分

二人及

伴刻限月行在星宿度若生星宿之人可慎之

天晴月蝕正現亥時許已及半分也

立春之朝也

二人及

右少辨時範勤御薪

十六日辛卯天晴○中略

今日天文博士親宗進密奏昨日月蝕事歟

二人及

中原師遠進天文奏

〔本朝統曆〕八

正大十五立春申七望戊四月蝕七分弱

二人及

十六日辛卯踏歌節會

〔中右記〕正月十六日辛卯

天晴早旦從內有召依女房陪膳也則參入勤件役

二人及

〔中右記〕正月十五日庚子望今夕有月蝕十五分之六

初戊二刻十分

復未亥二刻五分

二人及

伴刻限月行在星宿度若生星宿之人可慎之

天晴月蝕正現亥時許已及半分也

立春之朝也

二人及

右少辨時範勤御薪

十六日辛卯天晴○中略

今日天文博士親宗進密奏昨日月蝕事歟

二人及

中原師遠進天文奏

〔本朝統曆〕八

正大十五立春申七望戊四月蝕七分弱

二人及

十六日辛卯踏歌節會

〔中右記〕正月十六日辛卯

天晴早旦從內有召依女房陪膳也則參入勤件役

二人及

〔中右記〕正月十五日庚子望今夕有月蝕十五分之六

初戊二刻十分

復未亥二刻五分

二人及

伴刻限月行在星宿度若生星宿之人可慎之

天晴月蝕正現亥時許已及半分也

立春之朝也

二人及

右少辨時範勤御薪

十六日辛卯天晴○中略

今日天文博士親宗進密奏昨日月蝕事歟

二人及

中原師遠進天文奏

〔本朝統曆〕八

正大十五立春申七望戊四月蝕七分弱

二人及

十六日辛卯踏歌節會

〔中右記〕正月十六日辛卯

天晴早旦從內有召依女房陪膳也則參入勤件役

二人及

〔中右記〕正月十五日庚子望今夕有月蝕十五分之六

初戊二刻十分

復未亥二刻五分

二人及

伴刻限月行在星宿度若生星宿之人可慎之

天晴月蝕正現亥時許已及半分也

立春之朝也

二人及

右少辨時範勤御薪

十六日辛卯天晴○中略

今日天文博士親宗進密奏昨日月蝕事歟

二人及

中原師遠進天文奏

〔本朝統曆〕八

正大十五立春申七望戊四月蝕七分弱

二人及

十六日辛卯踏歌節會

〔中右記〕正月十六日辛卯

天晴早旦從內有召依女房陪膳也則參入勤件役

二人及

〔中右記〕正月十五日庚子望今夕有月蝕十五分之六

初戊二刻十分

復未亥二刻五分

二人及

伴刻限月行在星宿度若生星宿之人可慎之

天晴月蝕正現亥時許已及半分也

立春之朝也

二人及

右少辨時範勤御薪

十六日辛卯天晴○中略

今日天文博士親宗進密奏昨日月蝕事歟

二人及

中原師遠進天文奏

〔本朝統曆〕八

正大十五立春申七望戊四月蝕七分弱

二人及

十六日辛卯踏歌節會

〔中右記〕正月十六日辛卯

天晴早旦從內有召依女房陪膳也則參入勤件役

二人及

〔中右記〕正月十五日庚子望今夕有月蝕十五分之六

初戊二刻十分

復未亥二刻五分

二人及

伴刻限月行在星宿度若生星宿之人可慎之

天晴月蝕正現亥時許已及半分也

立春之朝也

二人及

右少辨時範勤御薪

十六日辛卯天晴○中略

今日天文博士親宗進密奏昨日月蝕事歟

二人及

中原師遠進天文奏

〔本朝統曆〕八

正大十五立春申七望戊四月蝕七分弱

二人及

十六日辛卯踏歌節會

〔中右記〕正月十六日辛卯

天晴早旦從內有召依女房陪膳也則參入勤件役

承德元年正月十五日 十六日

五八三

官符請印

檢非違使
廳政始
射禮二參
議不參

之辨先立，史後立，今日無參議大辨，仍史先可立者。件事可付大夫史說，史三人先立。右大史盛忠，左少史惟兼，右少史俊忠。次權辨，左少辨立座，少納言家俊，外記成知申文之間，右少辨時範參著。右史生覽，吉書，右少辨加判。申文辨還著，史又還著，官符請印。

少納言家俊，外記信貞，此間大夫史疊竿。後結申南申文三枚。鈎匙二枚，參河國有之日先。應事了後，史以下出立，外記門，少納言家俊，外記通景行加，左右少辨例被下也。出立，上卿被渡南後，官掌吉俊，右大辨，予權辨，一々立座渡南所。予出外記門，向出立，上卿被渡南後，官掌吉俊，右大辨，予權辨，一々立座渡南所。西揖少納言不南相揖，予并權辨，列立外記門前，辨侍直申，下官與奪後，入門列立西簷下，右大辨以下以南爲上如常。

少納言遲來，是計也，還入外記廳付印，積於封之間，歟。頃而家俊來，直入著南所座，召大舍人後，右大辨以著座了，居膳於公卿座前。所覽爲史俊忠申文，次立著，則右大辨立座被出了，次食了，少納言家俊勸盃後起座，於南所門前出立，次於陽明門出立，爰左右少辨行，向左衛門府廳，依爲檢非違使佐，爲令始廳政歟，上卿以下引上官參內，有申文。○中今夕射禮，左兵衛督基忠卿，左少辨有信，少納言家俊勤之，參議俄有障不參，無

相公先例歟，可尋入夜深雨。

十八日，癸卯，賭弓才停ム。

〔中右記〕正月十八日，○中賭射被止之由，民部卿兼日被仰下外記云々

十九日，甲辰，內御物忌。

〔中右記〕正月十九日，○中次參內，今日一日御物忌也，入夜退出歸幕。

廿一日，丙午，午後依當番，欲參內處，禁中俄御物忌出來，仍不出仕。

廿九日，凶會，今日內御物忌也，但昨日被加復推之處，無別事者，仍外宿之人可參入者，但陪膳五位，近衛司職事許所參籠也。

卅日，○中今朝內御物忌也，雖然復推所告輕凶也。

○二十一日以後，內御物忌，便宜合敘ス。

二十一日，丙午，京都火災，因幡堂炎上ス。

〔中右記〕正月廿一日，丙午，○中

宗忠第ノ
近隣災ス
佛像ヲ搬
出ス

戊時許蓬屋之北隣一許町小屋等燒亡，火相分東西，從三方逼來，心中祈念申大神宮，依爲遷宮行事也，而於茅屋北簷下火止了，已免餘炎，定知大神宮之御助者，彌成信力可勤神事也，烏丸東有小靈驗所，世云因幡堂已燒了，佛

承德元年正月十八日 十九日 二十一日

承德元年正月二十四日

五八八

像雖奉取出、堂令已煨燼、哀哉、

二十四日、酉權大僧都良意ヲシテ、二間ニ於テ、御等身尊勝如來及ビ御經ノ供養ヲ行ハシメ、權僧正增譽ヲシテ、二對屋ニ御等身五大尊供養及ビ同御修法ヲ行ハシム、是日、七寶御塔銀佛像ヲ造立セシム、

〔中右記〕正月廿四日、癸酉終日候内、今夕於二間、御等身尊勝如來并御經等

眞言供養
御塔ノ細
工神智
出御

供養、良意、權大僧都參入、眞言供養也、右少將宗輔朝臣授被物、又五尺七寶御塔被作始、行事藏人正職、又銀御佛被鑄始、行事藏人盛家、又於二對、御等身五大尊供養并御修法被始行、權僧正增譽、少僧都經範、仍有御出、殿上人候指燭、頭中將候御

劍從南殿御後及北對敷筵道、

牛一之後退出、
廿五日、晚頭參内、入夜、如去夜令渡御修法壇所給、權中將候御劍、殿上人十餘人候指燭、牛一之後退出、

廿六日、○中

入夜、今朝御讀經被出陣外、如去夜出御壇所、殿上人少人許候指燭、還御之後有名對面、藏人家其時間之、其後退出、

五壇法諸
役

〔五壇法記〕

○山城

承德元年丁丑正月廿四日、於御所被修五大尊法、

不 權僧正增譽寺法務

降三世 權少僧都經範東寺之長者

軍 法 眼長覺寺

大 法 眼相覺山僧都

金 權律師俊觀尺寺

於御所、被供養等身五大尊、即自今夜、被始行御修法、

〔門葉記〕

二十五壇法四

園城三人、東寺一人、山門一人例

承德元年正月廿四日

權僧正增譽寺 少僧都經範仁山

法眼長覺寺 相覺山

權律師俊親尺寺

○曼殊院文書、阿婆縛抄、異事ナキヲ以テ略ス、

二十七日、主官政ヲ行ヒ、諸國ノ解由ヲ下ス、

〔中右記〕正月廿六日、未時許參内、○中略、新藏人佐實從事ノコトニ、主上出カ、ル、本月十四日ノ條ニ收ム、御畫御座之後、奏文書之後、於陣下文書、上卿民部卿召辨、予參入、被下吉書、春日

承德元年正月二十七日

五八九

園城寺三
人東寺一
門各一人
ノ例

出御

承德元年正月二十九日

五九〇

祭幣料、則其次近江前司爲家朝臣解由被下、右大辨并予候之、
(采摺)
廿七日、壬子、今朝有官政、請國解由被下云々、○中略、縣召、此間左衛門督、右大
(采摺)
辨、予著仗座、下伯耆前司隆忠解由、亥時許事了退出、

二十九日、甲寅縣召除目、

〔公卿補任〕九

權中納言從二位藤基忠、四十左兵衛督、正月、任右衛門督、
參 議正三位藤能實、廿八中宮權大夫、侍從、二月、兼左兵衛督、同日兼丹

波權守、

源雅俊 右兵衛督、正月、兼播磨權守、

從三位藤季仲 左大辨、造興福寺長官、勘解由長官、越前權守、正月

、兼太皇太后宮權大夫、十九日、〇辨官補任、二

〔公卿補任〕九 承德二年 參議正四位下源基綱 承德元正廿九兼周防權守、

〇辨官補任
異事ナシ、

〔公卿補任〕九 康和元年 參議正四位下源顯通 永長二正、左中將、剽闕

〔公卿補任〕九 康和二年 參議正四位下源能俊 永長二正、兼讚岐介、少將

〔公卿補任〕十 保安元年 非參議從三位藤顯隆、四十永長二正廿九右衛門權

佐、廿六

〔公卿補任〕十 保安三年

參議正四位下藤宗輔、四十同廿九日更任右少將、四位之後

源師時、四十同廿九日右少將、藏人

〔公卿補任〕十 天治元年 非參議從三位藤經忠 永長二正廿九兵部大輔、今日

替、守得

〔辨官補任〕儒史

左少辨正五位下藤有信 左衛門權佐、中宮大進、美作權介、正月廿九日兼和

泉守、去大進權佐、

右少辨正五位下平時範 防鴨河使、藏人右衛門權佐、正月兼中宮大進、正月

廿九日轉左權佐、

〔中右記〕正月十七日、壬寅天晴、〇中

今日被始行除目御修法、大僧正仁覺來、廿

廿一日、丙午午後依當番欲參內處、禁中俄御物忌出來、仍不出仕、今日雖可有

承德元年正月二十九日

五九一

除目御修
法
延引

除目、又以延引、

廿六日、○中

今日藏人辨爲殿下御使、内々可令參執筆役給之由、被告申大納言殿、除目也、左府依穢不令出仕給也、

廿七日、壬子、早旦參大納言殿、令參執筆給間、万事依可申承也、辰時藏人辨時

範參大納言殿、從今日可被行除目、可令參執筆役給由宣旨、申時許令參内給

略○中頭中將除目召仰、大納言殿被仰下辨外記、予奉之、入夜之後、藏人家時於

仗座召諸卿、々々列立弓場殿、大納言殿、權大納言、家、民部卿、後、左衛門督、公、已

文、左兵衛督、基、中宮權大夫、能、右兵衛督、雅、新宰相中將、宗、右宰相中將、仲、左

辨、季、除目始之後、右大將被參仕、召諸國文書七ヶ國勸文奉之、右大將奏功過

事、左大辨讀帳、中宮權大夫見合、新宰相中將書定文、爲家朝臣舊國二ヶ國定

了、近江播磨

廿八日、未時許參大納言殿、入夜之程、爲御共參内、藏人家時於仗座召諸卿、大

納言殿、右大將、民部卿、左衛門督、已上、左兵衛督、中宮權大夫、右兵衛督、新宰相

中將、右宰相中將、左大辨、次第如例、召諸國文書、上七ヶ國、左大辨讀帳、新宰相中

始 執筆 召仰 諸國文書 七ヶ國功 過

師通俊明 師院及比 師實ノ許 二遣ス

任人 公卿

將書定文、中宮權大夫見合、爲家朝臣舊國、伊豫、經成朝臣舊國、備後、敦宗舊國、攝津、祐俊舊國、伊賀、已上四ヶ國被定了、但備後勘文之中不載雜米條、被問所

司之處、先例不載者、仍被定了、但可尋入也、子三點事了、人々退出、

廿九日、凶會、○未時許參大納言殿、爲御共參内、亥時許藏人修理亮佐實於仗

座召諸卿、大納言殿、中宮大夫、右大將、左兵衛督、已上、取、中宮權大夫、新宰相中

將、左大辨著御前座、追又民部卿來加、但爲御使數度往反院大殿也、除目次第

如去夜歟、中宮大夫奉功過定、左大辨讀帳、新宰相中將書定文、中宮權大夫見

合、爲隆舊國、淡路、隆忠舊國、伯耆、敦遠舊國、參河、被定了、明法博士可任之人有

其定、又伊賀守辭申任國、有其定等、民部卿爲御使、數度往反院之間、已徹明、

清書之次被加事、中宮大進平時範、少進源雅兼、

卅日、巳時許除目了、清書上卿基忠中納言、參議宗通、季仲清書、○中

勅

參議從三位藤原朝臣公定 復任

右衛門督從二位藤原朝臣基忠 兼

左兵衛督正三位藤原朝臣能實 兼

太政官謹奏

承德元年正月二十九日

承德元年正月二十九日

五九四

太皇太后宮權大夫從二位藤原朝臣季仲兼

皇太后宮權大夫從三位藤原朝臣公定復任

丹波權守正三位藤原朝臣能實兼

播磨權守正三位源朝臣雅俊兼

太政官謹奏

太政官

少納言從五位上藤原朝臣懷季從五位下源朝臣實明

大外記大江通景少外記三善信貞

權少外記清原信俊左大史惟宗盛忠

右大史豐原時貞左少史清原俊忠

右少史中原國貞從五位下源朝臣顯國

中務侍從從五位下藤原朝臣實明源賴季

內舍人源清高藤季忠

平資賴大監物從五位下橘朝臣統家

少內記菅原宣資復任中宮大進正五位下平朝臣時範兼

少監物高階資經

八省

權少進源惟兼

縫殿少允平宗良

式部少丞藤公明

治部少輔從五位上高階經敏

立蕃允藤成定

民部大丞紀宗兼

少錄小槻政綱

兵部權大輔從四位上藤原朝臣經忠

大藏丞藤親政

大炊助源敦經

左京少屬大中臣清倫

河內權守從五位下源孝貞

和泉守正五位下藤原朝臣有信兼

攝津守從五位下藤原家貞

伊勢大掾津守真範

少屬紀安定兼

內匠助大江宗隆

明法博士中原範政兼

雅樂允高橋師季

少丞源伊實

少錄伴爲信復任

掃部少允文孝綱

右京少進藤原友輔

介源成長

大目永忌寸真安

京職
國司

承德元年正月二十九日

五九五

承德元年正月二十九日

尾張權守從五位下藤原朝臣信忠

少掾伴國重

參河大掾伴秋武

少掾葛原師安

遠江少掾橘吉時

少掾身長清季

駿河守從五位下伴朝臣廣貞復任

甲斐掾自任早部武國

武藏大目清原成時

安房少掾紀武行

上總少目大宅正時

下總權守從五位下源朝臣仲正

常陸大掾紀為兼

近江權守從五位下源朝臣家俊

上野大掾惟宗宣正

下野大掾藤國信

若狹守從五位上藤原朝臣敦兼

掾豐原維俊

越前大掾中原良兼

五九六

加賀權守正五位下大江朝臣隆兼兼

大掾石川高次

目山道春行

能登守從五位下源朝臣俊兼重任

越中大掾藤舉忠

少掾當麻末時

越後大目日置光里

丹波大掾多治友方

掾清原守行

大目紀重忠

丹後權介從五位下丹波雅康兼

權掾藤井元助

因幡權少掾中原守俊

出雲守從五位下藤原朝臣忠清兼

大掾惟宗行利

石見守從五位下藤原朝臣隆仲

少掾藤原賴則

播磨權介從五位上源朝臣基親兼

大掾藤原宣道

掾大和眞明

少掾播磨成信

美作少掾三善為兼

少掾尾基季宗

備中權介正五位下藤原朝臣家政兼

少掾伴武友

承德元年正月二十九日

五九七

承德元年正月二十九日

五九八

目清原成吉

權目藤井春景

備後掾加屋石國

大目壬生近永

安藝權介正五位下藤原朝臣俊信兼

權掾藤井季延

大目荒田光季

少目紀近武

周防守從五位上藤原朝臣孝清

權守正四位下源朝臣基綱兼

介正五位下源朝臣宣綱

掾上毛野重時

大目藤井光任

權目藤井末成

長門少掾大中臣長里

掾蜂田近安

紀伊權介從五位下中道朝臣師遠兼

阿波守從五位下高階朝臣爲遠兼任

大掾物部安世

少掾秦武元

大目藤井重近

讚岐權守正四位下源朝臣師隆兼

介正四位下源朝臣能俊兼

大掾秦國賴

少目大和安正

伊豫權介從四位上藤原朝臣敦基兼

大掾藤井延國

高橋吉樹

少掾藤井時國

少目宗岡秀元

土佐權守從四位上藤原朝臣定實兼

少目以主末延

筑後守從五位上藤原朝臣舉實

介從五位下中原朝臣廣忠

豐前守從五位下中原朝臣盛兼

豐後權介從五位下中原朝臣成俊

肥前權守從五位下藤原朝臣俊基

肥後守從五位下高階朝臣基實

左近權中將從四位上源朝臣顯通

右近衛權少將從四位下藤原朝臣宗輔 正五位下源朝臣師時

左衛門權佐正五位下平朝臣時範兼

權少尉源盛家

平清衡

少志中原資清

右衛門權佐正五位下藤朝臣顯隆

權少尉源雅職

左兵衛權佐從五位下源朝臣顯重

右兵衛少尉藤原有兼

承德元年正月二十九日

五九九

衛府

承德元年正月二十九日

左馬少允藤原貞清

平清房

六〇〇

敘位

同日敘位

下名

伊賀守ヲ

任ズ

檢非違使

(朱卷)除目下名
從五位下藤原朝臣隆仲前部芳門院去
永保元年御給

閏正月三日戊午○今夕除目下名上卿民部卿參議左大辨右少辨少納言家

俊勤之其次伊賀守孝言朝臣辭退之替以高階遠實被任又諸司允以下兩三

人有被改直事等云々檢非違使宣旨四人被下

藤原顯隆右權
佐

平兼季左尉

平盛基右尉

菅原資清左志道者
○中略

裏書
下名次

圖書少允小槻政綱

民部錄中原信俊

美濃權守從五位下藤原朝臣有兼

下總權守從五位下藤原朝臣俊基

能登權守從五位上源朝臣家俊

介從五位上源朝臣基親

肥前權守從五位下源朝臣仲正

(朱卷)政
八日○中略

檢非違使
印ノ官符請

今朝有政民部卿左大辨被著行中辨(少説カ)一人不參仍不被渡南所云々是檢
非違使官符請印也

十一日

今日右衛門權佐顯隆初申慶賀云々

二月八日○中略新中將顯通被申慶去月依忌
閏月也

十五日庚子○中略

今日兵衛佐顯重申慶賀廢務日頗不得心事也

〔敘位除目執筆抄〕承德元年正月廿七縣召廿九日
入眼執筆權大納言宗俊卿

〔御堂關白記〕公○長德元年卷紙背文書
近衛文曆氏所藏

請被因准先例以學生正六位上大江朝臣章成拜任右京進雅樂允闕狀

□卷章成志泗水而年久學三章以齡傾見其器量尤足採擇伏檢故實依道舉拜

任□件官者承前之例也不遑羅縷望請天恩因准先例以章成被拜任件等闕者

將令知學道之不空矣仍勒在狀謹請處分

永長二年正月廿二日○柳原家記錄所收魚魯抄符案
承德元年十二月二日

從五位下行明法博士惟宗朝臣國任

承德元年正月二十九日

六〇一

顯隆慶ヲ
奏ス

執筆

申文

承德元年正月三十日

六〇二

〔除目大成抄〕

請六

承德元 左京少屬正六位上大中臣朝臣清倫請大夫 宗俊
左京職

左京屬三人闕ク

請特蒙天恩、因准傍例、以正六位上大中臣朝臣清倫、被補少屬闕狀、右謹檢案内、依本職舉奏、被任屬者例也、然中今屬三人、已有其闕、有限公事、殆可闕怠、望請天恩、以件清倫、被補屬闕、將令致奉公之勤、仍勒事狀、謹請處分、

永長二年正月十八日

正三位行大夫藤原朝臣公房

〔久原文庫所藏文書〕

二

謹請

除目御祈請文

繪旨事

右從來十六日、除目御祈、率伴僧廿口、可奉修不動調伏法者、謹所請如件、且以此趣、宜被洩奏耳、誠恐稽首敬白、

永長二年正月廿一日、請文

三十日、卯是ヨリ先、權中納言大江匡房、疾ニ依リテ、大神宮遷宮上卿ヲ辭ス、是日、權中納言源俊實ヲ以テ之ニ替補ス、

風病

〔中右記〕

正月廿三日、早旦行向江中納言許、從去年十二月有不例事、近日重惱之由、依傳聞、爲訪其病、所行向也、返命云、病患之躰、偏雖風病、逐日培增、誠無術之事也者、遷宮上卿被辭申了云々、

俊實病ノ故ヲ以テ辭退ス

閏正月三日、○中略、縣召除目ノコトニカ、今朝伊勢遷宮上卿江中納言、辭退之替、宜令權中納言源朝臣行之由、從按察大納言殿、有宣旨、去冊日則差行事史、惟兼令申之處、源中納言被申云、年來有所惱、于今不出仕、何況近日有更發、不能勤仕者、又以此旨、令申上卿了、

十日、早旦行向江中納言許、問所惱安否、依物忌不入門、但頗減氣之由、被返答也、

俊實遷宮ノコトヲ沙汰ス

十八日、癸酉午時許、行向源中納言亭、俊實也、是伊勢遷宮上卿江中納言依病辭退之替、一日被奉行也、仍遷宮之事、爲沙汰始也、于紙在別紙、○中件納言所惱已及數月、雖得平復、猶以不尋常者、仍隔物對面也、

〔江都督納言願文集〕

諸卿

自料八幡法樂經供養

敬白

承徳元年正月三十日

六〇三

匡房寫經敬白文

病ヲ神佛
ニ祈ル

承德元年正月三十日
奉書寫銀泥妙法蓮花經一部八卷、无量義經一卷、觀普賢經一卷、般若心經一卷、

夫以、除病延命之道、莫先於敬神、閑邪避惡之謀、莫過於歸佛、故專清祈、宜蒙玄應者歟、爰弟子旬月以降、霧露屢觸、龍作之官雖至貴、嫌未遇（瑞）龍之水、二品之爵雖惟高、恨猶隔步二之方、因茲偏仰八幡之寶殿、敬誦十軸之教文、懇懷之深、立令平愈、然猶大菩薩者、利益衆生之垂迹也、弟子何漏其弘誓矣、一乘經者、種智還年之法味也、弟子豈虛其實語哉、但今日之善根、往年宿願而已、仰願八幡三所部類眷屬、照此棘府、遙授椿齡、敬白、

永長二年正月廿一日

弟子從二位行權中納言大江朝臣敬白

○柳原家記錄所收
誦願文古草同シ

○匡房、大神宮遷宮上卿ヲ辭シ、更ニ還補セラル、コト、永長元年五月五日ノ條ニ、上卿源俊實ノ辭退ニ依リテ、權大納言源雅實ヲ之ニ替補シ、尋デ、雅實ヲ罷メ、權中納言藤原公實ヲ以テ之ニ替フルコト、本年八月二十三日ノ條ニ見ユ、造宮沙汰ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔中右記〕

閏正月廿八日、○中略未時許行向源中納言許、沙汰遷宮事、造宮使輔

遷宮行事
ノ交替

明法博士
ヲシテ役
夫工使ノ
濫行ヲ勤
申セシム
盜犯殺害
ハ救ニ會
六車莊住
人ノ原免
ヲ法家ニ
尋ネシム
上總神民
ノ非法ヲ
停止セシ
ム

清參向也、

卅日、參殿下、令參大殿暫祇候之間、殿下令歸給、見參之次、令申事遷宮行事史惟兼有事之替、以右少史國貞可令勤事、四日ノ條參看爲神人成濫行輩、給檢非違使令沙汰事、諸國庄園致所濫不辨夫工代事、子細在宣旨目錄且又參大殿申合之後、可仰下者、則參大炊殿、付仲兼令申、聞食了者、則參內、件事等以書狀申上、卿許了、供夜侍了後、牛一退出、

二月六日、參殿下、○中略大原野祭、其次付行家朝臣令申事、爲役夫工使成濫行輩、依前日仰、尋問明法博士範政之處、申云、但馬國太田庄住人、美乃國米田庄住人、信濃國住人、已上爲盜犯致害事、不可會赦、攝津國六車庄住人、事可會赦者、仰云、三ヶ國住人、事早令檢非違使勘門、至六車庄住人者可原免者、八日、早旦行向源中納言許、六車庄住人爲神民、雖成濫行、可會赦由法家所申也、仍可原免由所被仰下也、上宣云、重猶可被問法家、上總國雜掌申文、神民成非法由也、任傍例可停止非法由、可給上宣符者、其次暫言談、

十九日、早旦行向江中納言許申上事、攝津國六車庄司季正凌礫神民事、依會赦、雖可原免、明法博士範政聊有所申、命云、早申殿下、給檢非違使可令沙汰、左

承德元年正月三十日

承德元年正月三十日

六〇六

使應テシ
信濃ノ
濫行人ヲ
召サシム
行事所召
物ヲ催サ
シム
師通師實
ノ沙汰ヲ
求ム

師實六車
莊攝津ノ
諸園ニツ
キ諸卿シ
諮問セシ

衛門督家庄美作國所領役夫工多被切宛申文事、命云、行事官力不及、早可返申文、付職事、可奏聞歟、彼國神民不行向之故也、信濃國濫行人從使應可催事、可申殿下者、前行事史廣親時符案進事、命云、給件符案、先可見給、行事所召物、周防國銅、新司欲辨濟申事等、攝津國所濫庄可令催事、中晚頭又歸參殿下、付惟輔并景實令申事、中源中納言被申事、六車庄事、攝津國庄所濫事、已上先申大殿、可隨彼仰也、信濃國濫行人從使應可催召事、聞食了者、光景已晚、歸蓬門了、

廿日、甚雨之中參大殿、京極殿付泰仲朝臣令申昨日殿下仰旨、即返事云、六車庄事被仰合人々、可被左右、攝津國庄園所濫事、同可被仰合人々、中次參關白殿、兩條之事付有信令申、仰云、問左大臣、中宮大夫、民部卿、治部卿、江中納言、左大辨六人可申者、

廿五日、中便參左府御方、一日殿下被仰事、六車庄事、攝津國所濫庄事令申、御返事在別紙、中次參內供御膳、牛一之後退出之次、行向治部卿亭、殿下被仰旨、六車庄事、攝津國庄事、傳兩條事、被申旨暫言談之後、及深更歸家、
廿七日、壬子、早且行向江中納言許、傳殿下仰旨、是六車庄司事、攝津國所濫事、

師通新宮
垣丈尺ノ
事等ヲ奏
聞セシム

師實六車
莊攝津ノ
諸園ノコ
トヲ沙汰
セシム

出雲守忠
清神人ノ
濫行ヲ訴
フ

伊勢守長
俊ノ申文
ニ遣宮使

被申旨
在別記

三月十一日、中次行向源中納言亭、申上遷宮文書、太田庄事問注記出雲前十四日、未時許參殿下、付說長內覽文、造宮使申新宮垣丈尺事、檢非違使問注但馬國太田庄濫行事、前出雲守重仲申神民非法事、已上仰可奏聞六車庄事、人々被申旨、攝津國所濫庄事、已上先可次參內、奏聞件三通文、

十六日、早且參結政、中剋限滿了後、退出之次、參大殿、京極殿北殿也、昨付刑部丞佐實令申事、關白殿令申給六車庄濫行人々被申云、仰云、付人々被申可被行、攝津國所濫庄園不辨濟役夫工事人々被申旨、仰云、又付人々申、令官使催濟者、子細在宣旨目錄、

十七日、中出雲守忠清訴事、神人濫行申文、副在廳官人依上宣可停非法之由、下知已了、是且又可申子細者、

廿二日、中伊勢守長俊申文、依殿下仰遣造宮使許了、史國貞下知、

四月十六日、中結政ノコトニ收ム、ル刻限滿了後退歸、與右少辨同車參殿下、
承德元年正月三十日

六〇七

宗忠宮垣
丈尺相違
ノ文米田
莊住人問
注テ申通
ニ上申ス
宮垣丈尺
ハ舊跡ニ
依ラシム
大神宮ノ
コトハ改
易アルベ
カラズ

承德元年正月三十日

六〇八

相模守以綱 付經敏令申事二ヶ條 祭主親定朝臣注申新宮與古宮垣南北丈尺相違文檢非違使問注米田庄住人濫行文正友已仰云共可申大殿參京極殿於泉前見參之次申此旨仰云垣丈尺只依舊跡可被立歟但且又申合左府者米田庄住人任法可罪者次參左府申此旨被申言云只由舊跡尤可宜大神宮事初不可有改易次參大納言殿只暫休息歸參殿下申御返事仰云前兵衛佐顯仲候可隨大殿仰次參上卿源中納言許大略達此旨了次參内奏聞件文等供朝夕膳晚頭退出

年六十

閏正月丙辰朔

四日己未正四位下行内藏頭兼備中守源政長卒ス

〔中右記〕 閏正月四日巳時許正四位下行内藏頭兼備中守源朝臣政長卒六年

是故播磨三位濟政孫故參議資通三男母故賴光朝臣女也後冷泉院御宇初聽昇殿經近衛少將民部輔後任若狹任中濟公文任次第任備中兼内藏頭今爲内并院殿上人傳累代之業長管絃之道寛治元年以來爲當時御師常近龍顔而從去年勞邪氣今日遂逝去哀哉

〔教訓抄〕 嫡家相傳舞曲物語 一當曲勝事

康平六年ノ比備中守政長神拜ニ下向シケルニ舞人則高政助節助相具テ吉備津宮ニシテ舞トモセサセケル

〔榮華物語〕 松下枝ノ上略後三條上皇四天王寺及廿二日の辰の時ばかりビ住吉社御幸ノコトニカハル

に御船出して下らせ給ふほとに江口のあるひ二船はかり参りあひたり祿などをそたまはせける物などはぬかせ給はず經信の左大辨琵琶權中將季宗笙民部權大輔政長も笙師賢の辨歌うたふ

承德元年閏正月四日

六〇九

民部權大輔

官歴 備中守

管絃ノ道ニ長ズ御師

承德元年閏正月四日

六一〇

若狹守

〔水左記〕 承曆四年三月十五日晴、今日於南庭樹下、有蹴鞠事、中先之新中

納言被坐有管絃事、頃之勸盃、又招若狹守政長朝臣、春宮權亮公定朝臣、依爲

管絃之人也、

刑部卿

〔中右記〕 寛治二年八月七日、庚辰、天晴、有行幸院、中還御之後、依日次宜、召

刑部卿政長朝臣、自本昇殿人也、習御々笛云々、

堀河天皇侍讀

〔續教訓抄〕 十一上 吹物部 蚶界繪舌替事

又云、中堀河院ノ御時、本院ニ行幸御遊アリ、御笛始度也、政長朝臣御侍讀ト

シテ笛ヲ吹、略下

世系

〔尊卑分脈〕 源字多氏 資通 參木、從二、鞠、郢曲、比巴、和琴、

經長ノ子トナル

政長 刑部卿、正四上、内藏、左少將、若狹、備中守、堀河院御郢曲、御笛師、爲大

成仲 攝津守、從五下、房本、忠政、或政長子云々、

有賢 宮内卿、從三、右少將、阿波、但馬、三河等守、鞠、郢曲、笛、和琴、箏、

忠政 見右、

覺珍

兼覺

長増 阿闍梨

女子 白川院官女、御寵妾、櫻井僧正母

〔今鏡〕 七 村上のけふり 申おはしき、備中守まさなかのむすめの腹にやおはしけん、上略

〔今鏡〕 八 みこたの御子 さいの宮、女御更衣におはせ、ねと御子うみた

てまつり給へるところ、近き御代にあまたきこえ給き、中三井寺大

僧正行慶ときこわたまひしもおはしき、備中守政長ときこえし人のむす

めのはらにおはす、下略

〔本朝皇胤紹運録〕 第七十一 後三條院 諱尊仁、治四年、

〔白河院〕 第七十二 諱貞仁、治十四年、

〔堀河院〕 第七十三 諱善仁、治廿一年、

〔僧行慶〕 大僧正、號狛僧正、又櫻井、母備中守源政長女、

〔輔仁親王〕 无品、號三宮、

承德元年閏正月四日

六一一

女師忠ノ室

白河天皇後宮

輔仁親王妃

音樂ノ傳
統郢曲

承德元年閏正月四日

僧信證法務、僧正、東寺長者、母備中守源政長女

〔郢曲相承次第〕

兵部卿資通

刑部卿政長

於音曲笛和琴者、不能左右、爲琵琶名匠之由、見古今著聞集、堀河院御郢曲、御笛等爲御師匠也。見糸管、要抄、非大神流、大石富門之孫、秀高說、贈三位濟

政傳之、子息資通卿即其子政長傳之畢。見同、抄、

二條楊梅等音曲始事

資兼卿家神樂兼親卿流音曲當此時代、後冷泉院御宇也、源家音曲始之後當第六代也、

催馬樂不致沙汰、神樂朗詠今樣隨分、堪能名人也、參熊野施藝、依神感被召

留、爲御眷屬之由古傳也、依藝能失身命人也、然之間彼子孫不參熊野云々、

師匠不分明、但於子息敦兼朝臣者、當家先祖、政長朝臣弟子也、略、

宮内卿有賢

〔和琴血脈〕

兵部卿資通

刑部卿政長

宮内卿有賢

〔神樂血脈〕實子以朱引之、弟子以墨引之、

神樂源家

源家

兵部卿資通〔卷〕

刑部卿政長〔卷〕

宮内卿有賢

刑部卿敦兼

堀河院

又資忠有御傳受云々、

〔伏見宮御記錄〕

音樂部類

源氏催馬樂師傳承〔相傳之〕○詳書類從本異事ナシ、

資通濟政子、兵部卿

政長資通子、刑部卿

有賢政長子、從三位、宮内卿

〔懷竹抄〕

帝王物語

堀河院

御師匠刑部卿政長、依御師匠、息男有賢聽昇殿、

〔續教訓鈔〕

第一壹越調曲

皇帝破陣樂新樂大曲有甲、

○上略、下略、二收云、件政長ハ濟政三位ノ殊、資賢〔卷〕ノ子也、堀河院ノ御笛ノ師、左右ナキ

管絃者ナリ、

承德元年閏正月四日

堀河天皇御笛ノ師

催馬樂源氏

催馬樂ノ口傳ヲ宗通ニ教フ

横笛ノ名手

笛音取多シ

笛ノ吹キ様

催馬樂ノ歌様ニ今ノ氣アリ

〔體源抄〕

上十中 狛朝葛記之云、○中略

政長、宗通ヲ訓テ云ク、催馬樂笛ハ、大旨事カラ面白キソク面持ケスラヒ、手習ナリ、詞ニ至テハ、只意ニ任テ吹ナリ、コレヲモテ、甚深ノ口傳トスト云々、

〔續古事談〕

諸道 政長横笛ノ上手也、後冷泉院ノ殿上ノ歌合ノ日、童ニテ御遊ノ時、笛吹タリケリ、堀川院ノ御師ナリ、朝覲行幸ニ、始テ御笛フカセ給ケルニ、御笛ノ師ニテ、其賞ニ子息有賢殿上ユルサレケリ、

〔懷竹抄〕

横笛篇 備中守政仲ハ、笛ヲ音取事ヲホク、音取ハ諸々ノエセ事也、トソ、ソレモ折節ニヨリ、人ニシタカフヘキ事ナンメリ、

〔懷竹抄〕

笛工 備中守政仲

息チイサクテクルシケ成ケルヲ、夫ヲカヘリミスシテ、面白コシラヘテ、指モキ、テ、神妙ニウツクシカリケリ、○體源抄 異事ナシ

〔體源抄〕

上十中 狛朝葛記之云、

催馬樂ハ公々シク科アリテ歌ヘキナリ、大納言宗俊ノ歌ハレケルハ、如此ノ骨法ノ目出キナリ、敦家ハ少シ今様氣ノアリテ私ヒタリケル也、有賢又政長ニモ今様氣アリケリ、○中略

歌笛ヲ相傳ス

歌笛譜ニ足柄ヲ風俗トナス

舞人入時ノ調子ノ説

時音ノ存

又云、歌笛絶畢、堀河院之御時ヨリ絶トコロナリ、政長マテハ吹傳ル也、仍堀河院ニハ、双調々子安名尊ハカリハ進セシメタリケリ、自餘ハ御モフカシメ給ハス、

〔體源抄〕

上十末 葦柄事

足柄ハ世人雜藝タリ、此事不然歟、政長朝臣家歌笛譜ニ、以足柄歌笛譜入風俗部也、以之、按之、足柄ハ風俗歟、

〔續教訓鈔〕

第一壹越調曲 皇帝破陣樂 新樂大曲有甲

舞人入時、吹調子上調子、舞人靜舞臺、入樂屋樂入舞、不加拍子云々、備中守源政長説云ク、入時重テ遊聲ヲ用ヘント云々、然而此説近來不用之、○下略

〔教訓抄〕

八 管絃物語 序

時音有無論事、祕譜云、
監物頼吉 土御門大納言 堀河院
右人々敢以無也、不及沙汰云々、

經信帥并政長朝臣本有之執之、仍兩人等不可及彼三人歟、全以不可有之由、

乖門子、事見之、不可及沙汰、

〔體源抄〕上末 音事

凡ッ音ニハ、略中昔名ヲ得タリシ管絃者ハ、闇夜ニ柱ヲ打テ、何屹トシリケル由、申傳タレ、此比サホトノ人有カタシ、サレハ屹ノ音ノアリナシヲハ、昔ヨリ論アル事ト申傳タリ、堀河院、土御門大納言、宗俊、王監物頼吉、此仰被下ハ、屹ノ音ナシ、不及沙汰ト云々、帥大納言、經信、政長朝臣、此二人ハ、屹ノ音アリトノ給ヘリ、

〔續教訓鈔〕十一上 蚶累繪舌替事

又云、白川院御在位ノ時、公里ヲ召テ、大丸白加波ト云御フエニヲ給テ、勝劣ヲ定申ヘキヨシ仰アリ、公里申テ云ク、全ク勝劣候ハス、只同程ニテ候ト申、仰ニ云、御物ニヲ持テ、政長ノ許ニ行向テ定申シムヘシト云ニ、公里ヲ御使トシテ、彼亭ニ向テ此由ヲ申、政長數度コレヲ聞テ、全ク勝劣ヲワカストイヘリ、公里何カン答テ曰、御前ニシテ如此申ス、而ヲ猶御不審ニヨテツカハサル、ナリ、時ニ政長答テイハク、天氣何レヲモテ勝ト思食タルン、公里云、大丸勝テヲホシメセハ、コソ、ウタカハシメ御スラメト申、仍政長大丸ヲ勝

時音ノ存
從ノ説ニ

白河天皇
御加波丸
白加波丸
優劣ヲ定
メシメ給

政長叔慮
ヲ迎ヘテ
勝劣ヲ定

〔體源抄〕

上十 中 狗朝葛記之云、略中

レタルヨシ奏セシメ畢ヲ、天氣扶合ストイヘリ、抄同體源

御遊ニ安
名尊新年
ヲ歌フ

琵琶ノ明
匠

中宮賢子
大原野行
啓試樂ニ
太鼓ヲ拍
ツ拍子モ
誤ラズ

又云、安名尊ヲ歌ツレハ、新年ハウタハサルナリ、先年ニ左右ヲ別テ扇合アリ、夏終テ御遊ノトキ、政長朝臣爲方人安名尊ヲウタフ、于時故二條關白殿、新年ヲ歌ヘキヨシ其仰アリ、仍政長コレヲウタフ、聞方人嘲哂、政長ノ云ク、一日ノ夏人々嘲哂セラルナル、更ニアヤマタサルコトナリ、指仰アランニ、ヲイテハ、堤坊ヲ忌ヘキヨシ、前言耳ニアリ、而殿ノ仰ニヨテウタハシムルトコロナリ、殿ハ大納言弟子ニテマシマセハ、豈シロシメサ、ランヤ、

〔古今著聞集〕

六 管絃歌舞

略上 白河院御とき承曆年中に、飛香舎にして琵琶の明匠八人をめしける、略中 其八人は經信、宗俊、政長、基綱、院禪、今三人た

れ、にて侍るにか尋へし、

〔續古事談〕

五 諸道

白川院御時、飛香舎ニテ、（賢子）中宮大原野ノ行啓ノ試樂アリケルニ、大鼓ウツヘキ樂人ナカリケレハ、人々ニトハレケルニ、政長、師賢朝臣ツカウマツルヘキヨシ申ケレハ、ソノヨシ仰ラルルニ、ヲノヲノ辭申ケレトモユルサレス、ノカレカタクテ、政長大鼓俄ニ承テ、一拍子ノアヤマリ

承德元年閏正月四日

六一八

モナクツカウマツラレケル、イミシキ事トナン人々ホメアヘリケル、重代管絃ノ家、マコトニ人ニコトナル事也、此二人ハ兄弟也、

〔續教訓鈔〕

十一上 吹物部

蚶界繪舌替事

堀河院ノ御時、本院ニ行幸御遊アリ、略○中 其比政長云ク、多年殿下ノ笙ヲキ

ク事ナシ、僉カクノコトキノ笙イテキタル、奇特トイウヘシトイヘリ、

〔榮華物語〕

松の下枝

○上略、後三條上皇、四天王寺及（延久五年二月）二十五日、辰の時はかりにそ御船いたす、略○中 左中辨實政題たてまつる、略○中 實政を御船に召し

あけて、歌ども講せさせ給ふ、略○中

和歌

民部權大輔政長朝臣

若葉さすあしの汀に浪よるのこやみしまえのわたりなるらん

〔萬代和歌集〕

二 春歌下

承曆二年中殿歌合のうた、

源政長朝臣

年をへてきけともあかすわか宿の花に木つたふ鶯のこゑ

〔大納言經信集〕

○宮内省圖書寮所藏

初冬述懷

永保二年十月日、刑部卿政長八條會、○歌略ス、新拾遺和歌集散木奇

家歌會

承曆二年
中殿歌合
作者

政長ト經
及ビ俊
賴

〔散木奇歌集〕

十 連歌

雜部下

昔七大寺をかみに、故帥大納言殿ならにおは

しましたりけるに、東大寺の長濟律師か房にとゝまらせ給ひたりけ

るに、房主かこのむ事にて、今宵和歌會さふらひなんと申ければ、よま

せ給ひて講するおりに、きりどうたい尋られてなかりければ、さはき

けるを聞て、

備中守政長朝臣

どうたいのどうたいしとも見ゆるかな

俊頼つけよと人々有ければ、

やましなてらはさてはやましな

西山に五節の命婦といふことひきのもとに、人々あまたくしておは

しましゝに、みちにてときはを過させ給とて、

帥大納言殿

ときはゝすきぬいつらかきはく

刑部卿政長のつけすとてゆつられしかは、

みちすからまもりさいはいたまふれば

承德元年閏正月四日

六一九

〔十訓抄〕 下 第十可庶幾才能事

十月はかり月あかりける夜、經信卿を宗として、宗俊卿、政長朝臣、院禪慶禪、長慶、樂人三四人、宰相中將隆綱管絃者にはあらねども、すきものにて伴ふ、又少將俊明など各車に乗て、五節命婦世をそむきてゐたる嵯峨の家に行きにけり、○下略、古今著聞集、異事ナシ、

〔中右記〕 嘉保二年八月六日、早旦參殿下、○中被仰云、皆可申合大殿、○中則

參大殿、備中守政長朝臣八條水閣也、

〔散木奇歌集〕 十歌 雜部下 備中守政長八條の家にて、人々あまたあそひけるに、泉すこしひて、つくにもあまらさりけるに、やくする侍のはきにひるのくひつきたりけるを、

玄蕃大夫隆成

いつみのひるはみえもするかな
つく

のそけごもみつのそなるけしきにて、

〔中右記〕 康和四年九月四日、○中略

臨曉能遠朝臣烏丸姉小路宅焼亡、是故備中守政長朝臣宅也、

邸宅
八條水閣
泉ヲ引ク

政長ト五
節命婦

烏丸姉小
路第

○政長、堀河天皇ニ御笛ヲ教ヘ奉ルコト、寛治二年八月七日ノ條ニ、政長室卒スルコト、嘉保二年五月八日ノ條ニ、政長母卒スルコト、同年年末雜載生死ノ條ニ、源國信ヲ内藏頭トナスコト、本年四月八日ノ條ニ見ユ、

五日、庚申、結政、

〔中右記〕 閏正月五日、早旦參結政、入陽明門之間、上官皆悉出逢、是依刻限滿也、他辨官一人不參

十七日、早旦參結政、右大辨、基、同參會、共立假裝間、依大辨被參、先從上臈著座、了史覽文於大辨并予、刻限滿了渡參陣直申、下官與奪、暫候御前、申時許退出、
○十七日ノ政、便宜合斂ス、

六日、辛酉、左衛門權佐平時範ヲシテ、檢非違使廳ノ事ヲ奉行セシム、

〔中右記〕 閏正月六日、朝間白雪頗積、○中略

左衛門權佐平時範、別當有障之間、廳事奉行、頭中將宣下、直被仰了、

○公實ヲ檢非違使別當ニ補スルコト、永長元年十月二十七日ノ條ニ見ユ、

別當ノ障
ニ依ル

承德元年閏正月六日

正二位行大納言兼大宰權帥源經信、大宰府ニ薨ズ、

〔公卿補任〕

九

大納言正二位源經信、八十大宰權帥、閏正月六日薨於西府、

〔中右記〕

閏正月六日、朝間白雪頗積、今日大納言經信卿於太宰府薨、十八日後日所聞也。

廿三日、○中略

辭表ヲ進ル
任地ニ病
△基綱鎮西ニ下向ス

廿七日、○中略

今日太宰帥卿被進辭狀云、被止所帶太宰權帥、以男俊賴朝臣、任明年闕國并筑前守闕云々、件卿乍在任國頗以不例、仍馳使被進辭表也、右大辨基綱朝臣申假、被下向鎮西者、○永長元年七月六日ノ條參看。

入夜近江前司爲家朝臣被來、暫言談次、被申云、去六日、帥大納言於府被薨了、年八十二、一日初使上洛云々。正二位行大納言兼太宰權帥源朝臣經信者、故民部卿道

和漢ノ學ニ通シ管絃ノ道ヲ極ム
朝家ノ重臣
大納言兼權帥ノ例
有希

方卿男、後一條院御時以後爲殿上人、後冷泉院御時加右中辨、補藏人頭、初任參議大辨、（自他）上皇御宇昇中大納言、當時寛治八年六月、兼任太宰權帥、去々年赴任、今年閏正月六日、於鎮西府薨、兼倭漢之學、長詩歌之道、加之管絃之藝、法令之事、能極源底、誠是朝家之重臣也、仍浴不次之恩、大納言兼權帥也、希有之例歟、當時一大納言也。

大宰府經信ノ薨去ヲ奏ス
大宰少監紀元賴卒ス

二月廿三日、巳時參内、終日候御前、藏人辨被持太宰府解狀、窺見之處、正二位權大納言兼權源卿從五位下行少監紀元賴薨卒之由言上也、帥字不書、是府習云々、不知何故、可尋知事、

〔散木奇歌集〕

六 悲歎部

帥大納言經信

つくしにてかくれ給にければ、夢などの心地してあさまじさに、かゝる事は世のつねの事をかしなとおもひ

なくさむれど、これは旅の空にて、ものおそろしさもそひ、人の心もかはりたるやうにて、わか身もたひらかにとりつかん事も、ありかたかりぬへきやうに覺て、ふけすくる程に、をのつから涙の障に覺えける事を、わさどにはあらねど、かきをきたる中に、きぬの色などかへける次によめる、

すみ染の衣を袖にかさぬれば、めもともなきる物にそ有ける

ことかきりありて、どかくのこともせんとて有に、しめしのやうなるものをきせければ、おほえける、

しめしには涙にぬるゝ藤ころもしほるさへこそかはらさりけれ

わさのことはてゝかへりけるに、（歎也）すいたのゆのむかひに有ければ、た

承德元年閏正月六日

同經信ノ葬事ヲ終フ

俊賴喪服ヲ著ス

俊賴ノ悲歎

俊頼吹田
スノ湯ニ浴

同經卷テ
書寫ス

同僧侶ト
訣ル

同歸洛ノ
途ニ上ル

博多在留
ク唐人多

逝ク春ニ
悲テ寄ス

承徳元年閏正月六日

六二四

ちよりてあみんとはなけれどもあしなとすゝきけるついでによめ
る、

かなしさの涙もともにわきかへるゆゝしき事をあみて社くれ

なに事をかはすへきとて、經をのみ書ておほえける、

涙をは硯の水にせきれつゝむねをやくともかくみのりかな

事はてゝ僧どもおのゝゆきわかれば、いよゝかなしさそふ
心地してよめる、

あすよりは袖のしつくやひまもある涙もけふははてときかはや

はかなくすきにければ、さりてやはとてのほりけるに、なにことも

おほえさりければ、馬にまかせてまかるとてよめる、

いまはとてかへる心はまどへともむまこそ道はたどらさりけれ

はかたにはへりける唐人どものあまたまうてきて、ごふらひけるに
よめる、

たらちねに別ぬる身はから人のこととふさへも此世にはにぬ

かゝるほどに、はるも暮にければ、うくひすのこゑとも耳にとまりて

よめる、

鶯も春まとはして今朝よりはおなしとまりに聲をくる也

あしつをいて、(鐘崎)かねのみさきといふ所をすきけるに、やうゝつく

しをはなれぬることなど、心ほそきに、つゝみもあへられぬ心地して、
をどに聞かねのみさきはつきもせずなく聲ひゝくわたり也けり

(蘆屋)あしやといふ所にて、ひは法師のひはをひきけるを、ほのかにきゝて、
むかしを思ひいてらるゝ事有て、

なかくるほどのしづくにひはのをとをひきあはせてもぬるゝ袖かな

はまにあみの見ゆるをみてよめる、

吹まよふ風もとまらぬあみのめにいかて涙のうかふなるらん

雨ふりければ、とまといふ物をふくをみてよめる、

わか袖にとまひきかけよ舟人よ涙の雨のもイところせき身を

夜もすから、おもひつゝけてよめる、

つくし船うらみをつみてもとるにはあしやにねてもしらねをそみる

(門司)もしの關過るに、せきやに人のみえさりければよめる、

承徳元年閏正月六日

六二五

あしづつ
發ス
鐘崎ヲ過

蘆屋ニテ
琵琶ヲ聞
情ヲ催ス

濱邊ノ網
スニ悲テ寄

蓬ヲ葺ク
スニ悲テ寄

門司ノ關
ヲ過グ

赤間ニ著ス

引島ノ海士鯛ヲ遺ル

宇部ニ泊ス

口無ニ著ス

室積ヲ發ス
竈泊ヲ過ケ

ゆき過る心はもしの關屋よりとゞめぬさへそかきみたりける

(赤間)あかまといふ所にて、

君こふとをさふる袖はあかまにてうみにしられぬ浪を立ける

(引島)ひくしまといふ所のあまどもくたりにもまうてきて、ものども心さ

して侍けるか、このたひもまうてきて、たひといふ魚をとりいて、侍

けるを見てよめる、

たつなみのひくしまにすむあまたにもまた、ひらかに有けるものを

(宇部)むへといふとまりにて、さきの木にゐてなきければ、ところからにや、

身にしみてよめる、

鳥の音も涙もよほす心ちしてむへこそ袖はかはかさりけれ

(口無)くちなしといふ所にて、

くちなしのとまりときけは身にしみていひもやられぬ物をこそ思へ

(室積)むろつみといふ所をいて、かまといふとまりを過て、まかるとて

よめる、

むろつみやかまとを過る船なれば物をおもひにこかれてそ行

白石ノ洲ヲ過グ

鞆ニ泊ス

兒島ニ泊ス

みやまし
リニ泊ス

木庭ニ著ス

(白石)しらいしのすをすくるとてよめる、

とへかしなおきのしらいししらすとも物思ふねのなきこかるゝを

(鞆)ともといふ所に泊りけるを、また日たかし、さりぬへからん泊あらは、

すきはやなといへとも、船ともみなとゞまりにければ、いかゝはせん

とて、とゞまりてよめる、

舟ともはともにとまれとわひ人のなげく心はすきぬる物を

(兒島)にはかにこち吹とて、こしまといふ所にとゞまりて、くたりにはこち

はよかりしものをなと思ひて、それさへことたかひたる心地してよ

める、

おもへともこちたき旅の涙かなはしめこしまはなけきやはせし

みやましりといふ所にとゞまりて、船人山にまかりて、木これなとい

ひけるを聞てよめる、

尋てもみやましりをそさそうへきなけきこるには道まどふ也

(木庭)きにはといふ泊にて、雨のふりけるに、ちかき程に、よきとまりあらは、

すきはやといひけるをきゝて、すきければよめる、

承德元年閏正月六日

六二八

木庭ヲ發ス

強風ノ爲メ帆柱折ル

室ニ著ス

新墓ニ悲ヲ催ス

船中ノ簾ノ鏡ニ悲ヲ寄ス

郭公ニ悲ヲ訴フ

をやみせぬ涙の雨はかゝれどもきにはとまらぬ物にそ有ける
きにはをいてゝまかるに、をひ風立てはしるによめる、

おふ船のほにあげて物をおもふにははしるゝそ袖はぬれける
はしりけるに、風ゆふはりて、ほはしらおれなとして、さはきけるを見
てよめる、

けふもまたよをうみわたるほはしらのおれぬる船の身をいかにせん
(巻)むろにまかりて、日のあれければ、日來ありてよめる、

あさましやむろはうきつときゝしかとしつみぬる身の泊也けり
船よりおりて、たゝすみけるに、ちかき程にしけることく見えて、くき
ぬきなどあたらしくしたるはかのありければよめる、

うきことはまた有けりなあさゆふにたれすみそめの袖ぬらすらん
鏡を船のみすにかけて、人のゐたりけるに、をのつからかけうつりた
りけるを見て、

なけはなく涙も袖もうつりけりかけには聲そきこえさりける
小夜ふけて郭公の聲の聞えければ、

わかこゝろなきなくさめよほどゝきすさてもや袖のかはかぬとみん
れいならぬ人の、ふねにあるか、くるしかるときゝて、そひ船にのせう
つすをきゝて、

いとおしやまたうき事をそひ舟にうつし心もなくなりけり
むろには日ころとゝまりて、たまゝいてゝこき行程になころなを
たかして、こきもどるをみて、

なころにはこきもどりけりあはれわかかれの道シイにこちもふかなん
又の日高砂にまかりて、船よりおりて、はまにこゝろなくさめけるに、
なにきこゆる松は、いつれそとたつねければ、かれて久しくなりぬと
いふを聞て、

高砂の松にをくれてたつなみのかへるけしきを我身成ける
風たちて、あかしのうらに、日ころに成て、浪の音たえず、つくゝとお
もひつゝけてよめる、

藤衣袖はあかしの浦なれやかへるなみたを時そともなき
くたりさまに、あはちの(巻)ゑしまを面白と聞置たる所也、かゝる次にみ

承德元年閏正月六日

六二九

室ヲ發ス

高砂ニ著ス

明石ヲ過グ

淡路繪島ニ懷古ノ情ヲ催ス

んとて、おはしましたりけるに、かしこに守爲隆かかりやなどつくり
て、御まうけなごしけるに、二三日計あそはせ給ひし事など思ひ出て、
袖のしつくひまなきまゝによめる、

思ひきやゑしまみしよのあけほのにけふの明石の袖浦イのけしきを
すまの關といふ所にて、千鳥の鳴を聞てよめる、

日くるれは須磨のもしほ火立のほる雲もなきさに千鳥鳴也
(和田岬)
わたのみさきにて、都鳥のあまたみえければよめる、

名にしおはゝしらしなわたの都どり心つくしのかたはそことも
(御前)
おまへといふ所にて、風吹なごす、なころと申ものたつといひさわく

を聞て、その神にみてくらたてまつるとてかきつけゝる、
さのみやは人のなけきをしら波のたつはおまへのしわざとぞみる

あかしを過て、(生田)いくたの杜をすくどて、

しなはやとおもひ明石の浦を出ていくたの杜をよそに社みれ
(鳴尾)
なるを、過てはへりけるに、松の見えければよめる、

うらやましなるをにたてる松ならはなみかけぬ間もあらまし物を

加島ヲ過
カ
遊女ヲ返
ス

(加島)
かしまを過けるに、あそひどものあまたまうてきて、歌うたひけれと
も、かゝる思ひをかうふりてのほれば、えあそはぬよしなど申て、いさ
ゝかものなど、心さしてつかはしたりければ、またよるまうてきて、き
こえかゝりければよめる、

かしまへはあそひしにやとつきぬらんたはむれにても思ひかけぬを
つイ

江口ニ著
ス

江口にて、しろといふあそひのむすめのことゝをくして、これ又おさな
きものなれば、あはれにせよなど申ければ、物語などして、はるかにを
くりて、こよひはとゝめはとまりけに申ければ、猶おりふしあしとて、
かへしつかはしける次によめる、

とゝめよとしろくいへとも折ふしのあしわけにてもすくしつる哉
(三島江)

みしまへといふ所にて、あけほのに峯のうへに、あやしき物をはしら
にあをき竹をしてきゝけたりけるをみてよめる、

岸のうへをさよなごみれはあちきなく竹のふしめになかれぬる哉

この道に、(長柄)なからといふ所聞ゆるは、すきぬるかご人のたつぬれば、船
人のなからは、くまかはのかたになんはへるといふをきゝて、

長柄ノ地
スニ思ヲ寄

三島江ヲ
過グ

遊女ヲ返
ス

江口ニ著
ス

加島ヲ過
カ
遊女ヲ返
ス

鳴尾ヲ過
グ

生田森ヲ
過グ

御前ヲ過
グ

和田岬ヲ
過グ

須磨ノ關
ヲ過グ

眞手ニ泊
ス

天之川ニ
テ懷古ス

山崎ニテ
懷古ス

季仲山崎
ニ俊頼
テ迎フ

水おち
テ過ケ

承德元年閏正月六日

六三二

涙のみおほかはしりのかたなればよもなからへはゆかしと思ふ

(眞手)

またといふ所にて、しはしとまりて、つなてのものともに物くはせ

けるに、きしの家ともより、人々あまたきてみればよめる、

(天竺)

おもひきやうかりしほをすこしきてけふまで人にみえん物とは
あまの河といふ所にて、むかしあそはせ給し事のおもひいてられて
よめる、

戀しさにあはれ昔のおもかけをあまの河せにやとしてそみる

山さき近くなりて、そのたひ、なはの海といふさいはらをうたひて、の

ほらせ給ひし事の思ひ出られてよめる、

人しれぬ涙そくたるいますこしのほれといひしわたりとおもへは

山さきの山里にて、(左大辨)まいりあひて、そのおりのことゝもなくな

くとひなとして、くれかたにをかれたりける琵琶などをしのこひ、笛

のはこなるふえのこひてをきけるついでに、

くりかへしいと、竹とも心あらはうかりしふしをとほまし物を

水おちといふ所をすくるとてよめる、

淀ニテ下
船ス

五月五日
美豆ノ菖
蒲ヲトル

きしかたを思ひ出れば水おちをわかめの外の物とやは見る

淀のわたりに付て、車にのりうつりて、日來の船にさへわかぬるか

なしきによめる、

涙もやよむとおもへはあやにくにせきたにあへぬわたり成けり

五月五日にあたりたりければ、(美豆)みつの、菖蒲とりによりて、たもとに

かけなとしけるついでによめる、

ひきかくるみつの御まきのあやめ草ねにねをそへて玉とつらぬく

あやめのふれはふにつけても、衣の色めにたちて、

なきなかつ袂にかけはあやめ草ねもすみそめにうつれこそ思ふ

引かへのうしをよはせけれど、見えさりければよめる、

たちかへる都に(たに)にも引かへてうしと思ふ事なからましかは

雨のふりければ、笠さゝんどしけるに、馬のおそろきければよめる、

さしかはす身をからかさのあやしさにわかこまにさへおそろかれぬる

もとの三條にかへりつきて見まはせは、つねにゐさせ給し所にも、み

えさせ給はさりしかは、あさましさに、

三條舊第
ニ歸著ス

承德元年閏正月六日

六三三

仁和寺赤坂遺骨ヲ散ス

承徳元年閏正月六日

六三四

こご／＼にたつおも影は人しれすおつる涙のかことなりけり
この家のならひにて、仁和寺(赤坂)にあかさかといふ所に骨をちらしければ、送り奉りて、又の日おほつかなさにまいりて、ひねもすにさふらひてよめる。

いにしへも涙をともにちらしてやあかさかとしも名をなかしけん
人のもとより、いつしかいは、や、なをなみたのひまにはたちよれかしなど、人つてにいはせ侍ければ、つかはしける。

俊頼除服ス

まことにや隙もどめける墨染のころもかきらすぬる、袂を服ぬき侍りける日よめる。

みそきしてころもをどこそ思ひしか涙をさへもなかしつるかな
年こえにければ、玉葉和歌集大納言經信身まかり後年の暮によみ侍りけるニ作ル。

同山崎ニ逗留ス

〔帥大納言集〕

○宮内省圖書寮所藏

〔後朝〕

つくしよりのほりては、やまさきにそ四五日ありしに、つれ／＼なれば、ぬりこめのうちのうちにありしすゝりをあけてみれば、いつのわか人々などのよみたまへりけるうたなどの、ありし

あらぬ世にふる心地してかなしきはまたとしをさへへたてつるかな

同經信ノ手跡ヲ見ル

官歴

なかに、(經信)このよみたまひけるをみつれたりしこそ、かきたまひけむ御ありさまも、みたてまつるやうにおほえて、あはれなりしか、さなへとるやま田のかけひもりにけりひくしめなはにつゆそこほる、こそかゝれたりしみてもおほえし、はかもなくかきなかしけむつきをかたみとけふはみるそかなしきなかにひめきみのよみたまへるなり、

〔公卿補任〕

參議正四位下源經信、

五十

故民部卿道方卿六男、母同經長卿、

(播磨守源盛女)

長和五丙辰生、長元三八五(二十六)從五位下、中宮御給、一品修子同六十二五參川

權守、同九正九(三)從五上、長曆二十廿四刑部少輔、同三十二廿二少納言、同四正

七正五下、長久三正七從四下、少納言寛徳二四廿六左馬頭、永承四正五從四上、

左馬頭、十二月廿八東宮殿上、同八正五正四下、上東門院御給天喜五二卅兼播磨介、康

平五三十二遷右中辨、同六二廿七權左中辨、同八正廿三藏人頭、治暦元十二

八右大辨、同二二十四兼近江介、治暦三年二月六日任參議、同四年三月五日

兼伊與權守、同五年正月五日敍從三位、大辨臨時同七月三日兼中宮權大夫、延久

二年十二月廿八日兼大藏卿、同三年十一月十八日正三位、日吉社行幸行事

承徳元年閏正月六日

六三五

承徳元年閏正月六日

六三六

賞同四年十二月二日轉左大辨同五年正月卅日兼播磨權守同六年正月廿八日兼勘長官六月廿日爲皇后宮權大夫承保二年十二月廿六日任權中納言同四年正月六日敍正二位石清水賀茂行幸承曆五年正月廿六日兼民部卿永保三年正月廿六日任權大納言十二月十五日兼皇后宮大夫寬治五年正月廿八日轉正同八年六月十三日遷大宰權帥嘉保二年七月下向以上

〔尊卑分脈〕

源氏

世系

道方

權中納言正二

經信

母右大臣師輔公女高明公女長久五廿五薨七十七才

桂大納言
卜號ス

經信

大納言正二大宰權帥參木大辨民部卿左馬頭大藏卿刑部卿少納言皇國盛女號桂大納言永長

基綱

權中正二大宰帥治部卿參木左大辨郢曲比巴

通時

刑部卿正四下右少將大宮亮比巴金葉作者

俊頼

左京大夫從四上木工權頭右少將金葉和歌集撰者歌仙筆策

信澄

母

時俊

少納言正四下宮内卿郢曲比巴

〔江次第鈔〕

元一日宴會

内辨細記

經信號桂大納言字多天皇之曾孫

〔諸家名記〕

帥記

大宰權帥經信

都記

權中納言顯隆 或以經信卿記稱都記

〔伏見宮御記録〕

利四十六 徙部類記

目錄

第一白河院 甲

鳥羽南殿 寬治元年二月五日

糸言記

〔記録異同考〕

部ノ之 帥記 糸言記 關本 七册

治曆四年 冬 承曆四年 夏秋 承曆五年 春夏冬 寬治二年 八 九 冬

左ニ收メタル書ハ前ニ收メタル年紀ト同ジキヲ略シ異レルモノノ

ミヲ掲グ

經信卿記 關本

康平八年 七 八

經信卿記 進獻記録抄 纂三所收

承徳元年閏正月六日

六三七

日記ノ名

帥記

都記

糸言記

日記ノ年

承德元年閏正月六日

治曆四年七月二十一日、

都記改元部類自承
平至寬治所收

治曆五年四月十三日、

延久六年八月二十三日、

承保四年十一月十七日、

應德四年四月七日、

經信卿記柳原家記錄一五八
記錄抄并記錄所收

承保元年十月六日、

經信卿記柳原家記錄八
五砂巖一所收

承保三年三月四日、

同 四月二十三日、

皇子誕生記卷一
曆三秋源都 伏見宮御記錄
利三八所收

承曆三年七月、

〔殿曆〕 康和四年閏五月四日、戊子、中未剋許左大辨來頃之退出來十五日
於鳥羽院可有競馬也其間析略故帥寬治四年鳥羽同幸行略寬治四年四月
十九日ノ條參看

寬治四年
行幸記

經信ノ後
裔法皇ニ
經信ノ日
計ヲ進ル
法皇近臣
ヲシテ書
寫セシメ
給フ和歌

日記持來也、

〔中右記〕 永久六年三月八日、庚寅、天陰小雨下、略中

或人密語云、故帥大納言經信卿子族取出彼卿日記進上院相分令近臣所被
書寫也、件記有世間人上事云々、如此家記取出子々孫々、誠以不便也、略下

〔勅撰作者部類〕 庶自帝王至庶人之部 經信正二位大納言中
納言源通方男 後拾遺集春上、賀、一、
戀三、戀四、 新古

今集部、雜、四、
部、雜、四、 金葉集春、四、夏、四、秋、八、冬、五、賀、
部、雜、四、 詞花集賀、一、 千載集冬、一、 新古

玉葉集春、上、一、春、下、
雜、三、 續千載集春、下、一、秋、下、
戀、二、 續拾遺集夏、一、秋、
上、 風

雅集春、下、一、雜、
春、下、一、 新千載集冬、秋、上、一、
雜、上、 新拾遺集春、下、一、秋、下、
雜、中、 新後拾遺

集春、下、一、雜、
春、下、一、 新續古今集秋、上、一、
雜、上、 經信權大宰
帥 春上、三、 春下、五、 夏、一、 秋上、二、 秋

〔萬代和歌集作者部類〕 經信權大宰
帥 春上、三、 春下、五、 夏、一、 秋上、二、 秋

下、一、 冬、一、 戀三、一、 戀四、一、 雜三、一、 賀、二、

〔大納言經信集〕 書宮內省圖
寮所藏

大納言經信九か腰折共内題
奥卷

或本軸下書云、

承德元年閏正月六日

家集

二百六十
三首
遺草ヲ留
メズ
經信女子
遺草ヲ尋
ネ出ス
帥集トシ
テ流布ス

承徳元年閏正月六日

嘉承元年八月廿七日書寫了、

雖無多誤頗有、

大略交合了、多不審、

和歌二百六十三首、此中長歌二首、
人歌册一首、

宮内卿時俊朝臣云、故帥大納言者、稱別様之由、不留遺草、而薨卒之後、女子尋之書於伴集、號帥集流布也云々、此集多不審、就中四條宮春秋歌合歌三首、鹿菊、紅葉、必定長家民部卿歌也、而在此集付紙給之、號女房、爲故帥歌之由歟、件時ハ左馬頭也、仍留了、以之思之、宮内卿說相叶歟、但端ニ云、大納言經信丸腰折共之條、彼人筆跡不似、後人所誤、有真名詞共、方ニ不審散ニシ天所書置を、如此所書集歟、

平治元年十一月十八日交合或本了、

今書入歌十二首、

後交合本ニ、歌次第以相違、雖然不直之、

永曆元年四月廿五日、以大宮大進御本書寫了、以前詞等、彼本奥に所被書付也、

朱雀院和歌御會作者

四條宮扇合作者

賴通和歌會作者

教通和歌會作者

資平子日ノ作者

〔大納言經信集〕

書〇宮内省藏
閑庭野梅花さいへる
事よめるニ作ル

朱雀院にて閑庭梅花、院〇金葉和歌集朱雀

けふこゝに見にこさりせはむめのはなひとりやはるのかせにちらまし

四條宮女房ども扇合といふ事して、左右かたわきて、扇にかゝむ歌と申ければ、しのひて女房にとらせて侍ける、

月〇金葉和歌集、太皇太后宮の扇
合に月の心をよめるニ作ル

かすかやまみねよりいつるつきかけはさほのかはせのこほりなりけり〇金葉和歌集

初句ヲ、みかさ山ニ作ル

〔帥大納言集〕

書〇宮内省藏
長和八年二月廿日、宇治殿にて水邊櫻花、

はるかあるみきはのはをを見わたせはきしちかみたつなみにそありける

〔大納言經信集〕

書〇宮内省藏
池邊藤花關白殿にて、〇金葉和歌集二條關
白家にて、池邊藤花といへる事な

いけにひつまつのはひえにむらさきのなみおりかくるふちさきにけり

天喜四年二月六日、按察大納言六條にて、子日せられけるに、

承徳元年閏正月六日

伊房八條
享和歌會
作者

政長八條
第和歌會
作者

承德元年閏正月六日

六四二

ねのひするまつさへしけきの(ヤシ)へなればひかてやちよのかきを見るらむ

早涼知秋 治部卿伊房八條亭○續後拾遺和歌集題知らす
三萬代和歌集早涼知秋云ふこそをニ作ル

うたゝねのさむくもあるかな(か)からころもそてのうらにやあきのたつ覽

初冬述懐

永保二年十月日刑部卿政長八條會 ○大納言經信卿集及ビ新拾遺和歌集源政長朝臣の家にて

かうたよみけるに初冬述懐といへるこゝろをよめるニ作ル

あらたまの こしくれゆきて ちはやふる 神無月にも

なりぬれば つゆよりしもを むすひをきて 野山のけしき

ことなれば なさけおほかる 人々の とをちのさ こと

まどゐして うれゑわするゝ ことなれや たけのはをこそ

かたふくれ こゝろをすます われなれや きりのい こと

たつきはる 身にしむことは にはのおもに くさきをたのみ

なくむしの たえくゝにのみ なりまさり くもちにまどひ

ゆくかりも きえみきえすみ 見へわたり しくれはふれは

もみちはも あらふにしきと あやまたれ きりしはるれは

つきかけも すめるかゝ見に ことならず ことはにたえす

しきしまに すみけるきみも もみちはの たつたのかはに

なかるゝを わたらてこそは おしみけれ しかのみならず

からくにゝ わたりしひども つきかけの かすかの山に

いてしをは わすれてこそは なかめけれ かゝるふること

おほゆれと わか身につもる たきゝにて ことはのつゆも

もりかたし こゝろきえたる はひなれや おもひのことも

うこかれす しらぬおきなに なりゆけは むつふるたれも

なきまゝに 人をよはひの くさもかれ わかにしきゝも

くちはてゝ ことそともなき 身のうへを あはれあさゆふ

なになけく覽

六條にて人々のよみしに、月、○新古今和歌集家にて月照水といへ

すむ人もあるかなきかのやとならしあしまのつきのもるにまかせて

〔袋草紙〕 三 長元歌合之時、經信卿ハ生年十八也、爲參河權守、舍兄經長卿

爲藏人辨、件ノ歌合等ヲ爲評定、以經長四條大納言長谷ニ遣之、經信所望シ

承德元年閏正月六日

六四三

六條第二
和歌會ヲ
催ス
長元歌合
ノ判詞ヲ
公任ニ聞ク

テ、乘經長車後ニ參上也、納言云、彼人何料光臨乎、經長云、爲承御評定之趣、所望テ參上之由、納言有興之由ヲ示、仍件判定詞等ヲ具以聞之云々、○袋草紙遺編同シ

〔古來風躰抄〕上

又萬葉集にいへる歌どもの中に、

初春のはつねのけふの玉帚手にとるからにゆらく玉のを

この歌は萬葉集に入れる本もあり、又なき本もありと申、○中いはひのこ

とはにいふ歌なりとそいひつたへたると申を、能因法師の、帥大納言經信

卿にかたりけるとて申たるは、むかし京極のみやす所と申は、本院の大臣

時平の、のむすめなり、略下

〔三五記〕鷺末

經信卿の言、和歌は隱遁の源として、菩提をすゝむる要道

なりと、此こと誠なるかなや、いつれの道もよくさとりもてゆけは、さなか

〔袋草紙〕一

連歌骨法

帥大納言云、女房歌讀懸時ハ、不聞之由ヲ一兩度可不

審、女房又云、如此云之間廻風情、猶不成又問、女房ハユカミテイハス、其間猶

不成ハ別事ニ候ケリトテ可逃、是究竟祕說也云々、

〔袋草紙〕二

雜談

帥大納言最後に喚俊賴竊云、在古今、松ヲ秋風フクカラニ

能因法師
ヨリ和歌
クノ談ヲ聞

和歌ニ就
テノ説ハ菩
提ヲ勸ム
ル要道

連歌ノ作
法ニ就テ
ノ説

白歌ノ評
求ム俊賴ニ

俊賴ノ答

トイフ歌、任大臣テ大饗セム日、吾所詠ノヲキツ風ノ歌、中門内ニ入テ大臣也、史生之饗ニ著哉如何云々、俊賴答云、此仰如何彼御歌ハ全不可劣者也、雖然依爲古今歌有限、先任大臣候ハンニ、御作ハ一大納言ニテ、爲尊者テ南階ヨリ練昇テ、對座ニ居ナントコソ存候ヘト云々、帥答云、サハサモアリナンヤ、如何カアルヘカラントテ有感氣云々、○本書三、異事ナシ、

〔十訓抄〕十

可庶幾才能事

後三條院住吉社に御幸ありける時、經信卿序代に奉られけり、其歌に、

沖津風吹にけらしな住吉の松のしつえをあらふ白浪

當座の秀歌なり、彼卿後に俊賴朝臣をよひていはれける、古今にいれる躬恒か歌に、住吉の松を秋風吹からに聲うちそふる沖津しら浪、この歌、任大臣の大饗せん日、わか所詠の沖津かせの歌、中門の内に入て、史生の饗につきなんやと、俊賴云、此仰いか、彼歌全をさるへからず、然而古今の歌たるによりて、有限て、先つ任大臣候はん、御作は一の大納言にて、尊者として南階よりねりのほりて、對座に居なん、こそ存候へと云、さてはさも有なんや、いか、有へきとて感氣有けり、又自讚云、躬恒家集歌多かる中にも、松

當座ノ秀
歌ノ評ヲ
受ク

自讚ノ詞

を秋風のたけ品は、年たけたる胡人の錦の帽子したるか、尺八琵琶をならし、紫檀の脇息をさへて、詩を案し嘯きて、眺望したるすかたなり、此人にむかひてあいしらひつへきは、我沖津風の歌こそあれといはれけり、人の身には一能の勝るゝたにありかたきに、此人々上古にすゝめる英才也、故能の始に注之、○愚管抄、古今著聞集、體抄、愚秘抄等、異事ナシ

〔袋草紙〕

三 後拾遺嘉言歌云、

梅のかをよはの嵐の吹ためて横の板戸をあくる待けり○後拾遺和歌

集詞書ヲ、題しらすトシ、作者ヲ大江嘉言トナス、

經信卿難云、ヨメリシ人ノイヒシハ、ノキニアラシノフキタメテトコソキ、シカ、ヨハノアラシノフキタメテ荒涼ナリ、又アクルハヨノアクルニソヘムトニヤ、ワルクナリニタリト云々、尤有謂事歟、○下

〔後拾遺抄註〕

夏部

サヨフカキイハキノミツノオトキケハムスハヌソテモス、シカリケリ○難後拾遺抄
詞書ヲ、泉入夜寒心ヲよみ侍けるニ、作者ヲ、源師賢朝臣ニ、初句ヲ、さよなかにニ作ル、
イハキノ水ハ石井ノ水也、イシマヨリ出水也、惠慶歌云、松カケノイハキ

大江嘉言
スノ歌ヲ評ス

源師賢ノ
歌ヲ評ス

顯昭經信
ズノ評ヲ難

やすめ詞
ヲ排ス

ノ水ラムスヒアケテナツナキトシト思ケルカナ、

經信卿難云、ムスハヌソテコ、ロエヌ、水ハ手ニコソムスへ、袖ニハイカ、サレハムスハヌトハ、ヨムソカシト云ツヘケレト、アルヘキコトヲコソ、サモイハメトオホユルハイカ、トアリ、

顯昭案之、手ニムスフヲ袖トハ讀也、カ、ルコトハ歌ノ常事也、長房歌ニモ、ムメカエニカセヤフクラムハルノヨハラヌソテサヘニホヒヌルカナ、同事歟、サレハラヌトハ、ヨムソカシトイヘルハ、アマリノ事也、コレハ水ラムスフヲリニソメテ、ムスハヌヲリニモス、シト讀也、又此集ニ、コヒセシ袖ナトモアリ、ソテハイカ、コヒハスヘキ、

〔八雲御抄〕

第六 用意部
第三に詞をさきとすへき事

抑又いたつら詞をよむ事はち

からなく、中に詞のたえぬはさる事にて、わざと山の山鳥、やまの山人などにのみよむも、ふるき事なれど、いたくよき詞ともきこえず、ましてせんなき詞おほし、やすめ詞とかや云人のありし也、しかれどもそのやすめ詞なくてありなむとこそおほゆれ、たとへはなかなぬ夜もなく夜もさらに時鳥の、さらにの字公任卿これを難す、經信卿もおなしく是を難す、此さらにの

字は、すゑいやはねらるゝといふに、すこしかなひたる事もあり、つや／＼せんもなき文字とも、よむ事もおほかるなり。

〔袋草紙遺編〕一故人和歌難

通俊和歌後拾遺集ノ論議ス

後拾遺問答云、問は經信卿答は通俊卿、

空になる人の心にさゝかにのいかにまたけふかくて暮さむ○後拾遺集四句テいかに けふまたトナス、

問云、ふみとなくてたゝかゝさらんとはいひてんや、證歌を可承答云、此歌さゝかにのいかくぞ歌の面によみて、それにかのふみかくことはそへたれば、なにしにかあなちになふみと云ふ詞は侍らん、そへたることはかくのみこそ、猶問、あらはにふみやるときゝてとはへるめれば、たゝかゝさらんといへるは、猶ふみなどあらましかはまさりなまし、

〔後鳥羽院御口傳〕一當座の會には、

凡歌のすかたは面のことく一様ならず、ことくくのものするにいとまあらす、たゝし近き世の上手の中に、其趣をしるし、あるひは歌をも少々かきのすへし、大納言經信ことたけもあり、うるはしく、しかも心たくみに見ゆ、○下

諸家ノ經評ノ歌ノ後鳥羽院御評天麗シクアリ巧ミナリ

〔八雲御抄〕

第六に用意部

思惟すへき事

女房中に歌人おほかる比な

れど、かの一條院のころの、五六輩にはしたてゝおよふへからず、然に經信卿はかりこそ、楚國に屈原か有りけむやうに、ひとり古體を存してならひなかりしかと、天下にこれをよしとさたむる人もなし、白河院後拾遺撰せられしおり、經信卿をゝきなから、通俊是をうけ給はる、是末代の不審也、しかれども此事ゆゑある事なり、かの集は、天氣よりをこらす、通俊是を申おこなへり、○中

順徳天皇ノ御評

古體ヲ存シテ並ビナシ

後拾遺撰和歌集ノ撰者トナラザリシ由

天下ノ判者

數島ノ堪比西行ニ

通俊、匡房は賢臣こそならひて侍りければ、歌の道は同日の論にあらず、まさふさはまされり、○中されど高陽院歌合の時、通俊か歌に、しるきはこしのたかね、あまのこやねのみことゝよめるをは、こしのたかねむけにひやうかひ也、あまのこやねおそろしと難す、けにもいふところ、其理あり、たゝ匡房一人天下の判者にてならひなし、其外は匡房、俊頼などはかり也、さしてはめいよも堪能も其人なし、○中凡なかころよりこのかたは、此道にたへたる人もすくなし、たゝ經信、ちかくは西行かあとをまなふへし、○下

俊成ノ評

古キ姿ヲ好ム

定家ノ評

古キ歌ヲ希フ

定家ノ推ス秀歌

承徳元年閏正月六日

〔古來風躰抄〕上

又その御時

大納言經信卿

いますこし

先達なるをき

六五〇

て、中納言通俊卿參議の時、勅撰うけ給はるといへること、すこしはおほつかなきことなり、されはにや難後拾遺といふ物ありとかや、かの大納言の歌の風體は、又ことに歌のたけをこのみ、ふるきすかたをのみこのめる人と見えたりは、後拾遺の風體をいかに相違して見侍けむかし、○上略 下略 事を先として、更に姿こと葉のおもむきをしらす、これにより末の世の歌は、たとへは田夫の花のかけをさり、商人の鮮衣をぬけるか如し、しかれども大納言經信卿俊賴朝臣、左京大夫顯輔卿清輔朝臣、近くは亡父卿、則此みちを習侍ける、基俊と申ける人、此ともから末の世のいやしきすかたをはなれて、つねにふるき歌をこひねかへり、此人々の思ひ入て、すかた勝れたる歌は、高き世にも及てや侍らん、○中略

大納言經信

夕されはかどたの稻葉をとつれてあしの丸やに秋風そ吹君か世はつきしとそ思ふ神風やみもすそ河のすまむ限は

桐火桶ノ評

興つ風吹にけらしなすみよしの松のしつえをあらふしら波○中略

是ははれの歌、秀歌の本躰と申へきにや、○井蛙抄 異事ナシ

〔桐火桶〕上

○上略、歌三首ヲ、掲ジ、是はゆゝしくつくれる家居の庭ひろらかなるに、どころく石たて、やり水をなかし、おかしきみきりに、鶴の一つか

ひ立めぐりて、みきはのあしねにあさるを、年六十はかりなる上達部のわきやかなるか、すこしなれたるなをし、なよらかに著なして、すたれをしはりて柱ちかくるいて、みいたせるなどそ、

〔袋草紙〕四

經信卿

君かよはつきしとそ思ふ神風やみもすそ川のすまむ限は○大納言集 卿集詞書ヲ、承暦二年内裏の歌合に賀トナシ、後拾遺和歌集詞書ヲ、承暦二年内裏の歌合によみ侍りけるニ作ル、

是承暦二年殿上歌合也、其後或人夢ニ、唐装束ノ女共、立居テ詠吟此歌、各感歎云、依此歌帝王御寶算可増長云々、○野守鏡 遂七十七ニテ崩御云々、○自河天皇

〔本朝無題詩〕六

亭

西院亭子言志

源經信

言説心閑地自偏、况乎此處暫留連、茅簷纔透桐陰月、茶竈幽揚門外煙、雖喜嘉

承徳元年閏正月六日

六五一

經信ノ和歌ノ功徳ニ依リ白河天皇寶算七十七及バセ給フ西院亭子言志

承德元年閏正月六日

招來勝境還嗟愁仕送窮年雨初晴倚欄干見見取農夫各就田于時來雨忽下

暮秋城南別業即事

別業付別墅

源經信

宛枕水痕與石稜有時此處謁良朋尤愁安睡慵難了還恥愁遺恨未能秋霧橫
峰消雁陳夕陽落瀨曝漁罾欲歸衝黑何臨望楓柳岸邊釣艇燈○五句六句ヲ新撰期詠集ニ

春日桂別業眺望

春日桂別業眺望

源經信

地下勝形向碧湍一朝趁到叶幽閑石階苔滑灑春水柴戶門深入暮山欹枕空
望郊野路言詩暫忘毀譽間淹留此處多情感夕及黃昏未及還

〔本朝無題詩〕八 山寺上

遊長樂寺

遊長樂寺

源經信

緣底暮春臨眺除閑遊出寺日將斜竹梭纔灑溪心水山家之習也穿竹節引水
斯處故松偃被韜嶺面蒼逸客攀巖初躡履禪僧養竈忽煎茶願望華洛求名處
不過翁夕一片霞○以下二首略ス

秋日長樂寺即事

秋日長樂寺即事

源經信

挿峰跨澗一蘭寺秋景攀登瞻望遙山雨初飛歛蟬竦溪嵐乍起裂芭蕉石翁松
老蓋空槭苔壁書殘字半消暫入禪窓塵慮斷還欣閑伴偶相招

〔本朝無題詩〕九 山寺中

初冬遍照寺即事

初冬遍照寺即事

源經信

一自送秋思悄然相尋蕭寺暫留連馬辭華洛嘶紅葉人入松門步綠錢初喜幽
閑隨素意漸知運命在蒼天瞿曇弟子今爲導唯有月華訪夜禪

〔本朝無題詩〕十 山寺下

春日遊雲林院

春日遊雲林院

源經信

忽辭城洛謝囂益朝到寺門及下曛入洞先蹤唯暮鳥占溪同宿是寒雲山椒鐘
動三聲急嶺樹花飛四面薰終日忘還他思斷低頭今仰釋迦文○此外九首略ス

〔新撰朗詠集〕下 閑居

朗詠

秋景屬閑人陶君籬舊寒花粹商老山深曉月幽（經信）亞都督

〔看聞日記〕永享八年八月廿八日晴經營馳走○中抑御贈物古双子可進條

如何之由三條談合朗詠二卷（經信）筆累代之本也可然歟之由談合而朗詠ハ流
布之物也宸筆歌雙子可然歟之由被指南○下

經信筆朗詠集

承德元年閏正月六日

六五三

文

都督亞相
草

和歌序

供養願文

圓明寺供
養式
法勝寺供
養式

少時ヨリ
作文ノ聞
アリ

能書

承徳元年閏正月六日

〔通憲入道藏書目錄〕

一合 第百五十五櫃

都督亞相草 一冊

〔本朝文集目錄〕 下十 源經信

春日住吉行旅述懷應太上皇制和歌序 月二十日附 延久五年二

八月十五日夜侍鳥羽院詠翫池上月和歌序 月十五日附 嘉保元年八

藤原師實舍利供養願文 月十三日附 應徳三年十

〔朝野群載〕 二 式

圓明寺供養式 月二十六日附 延久二年十二

右大辨源經信卿作

〔水左記〕 承保四年十二月十八日甲午快晴都無片雲今日法勝寺供養也 中略 今日次第儀式具見供養式件式皇后宮權大夫經信卿作也

〔經信卿母集〕 すみどころに人はよるそとて西洞院のはかせかあたりち

かふすみかへておさなきよりふみをよませたりしかはわかき時より作文のきこえもありしなり

〔書道訓〕 國史ニ見タル能書但本文ニ出タルハ不記之 中略 大納言經信

草子ヲ書
ク

手本ヲ書
ク

師實ノ繪
序ヲ書ク

〔能書事蹟〕 上

大納言經信 正二位大 能書才人 大系圖 公 權帥 卿補任

〔大納言經信集〕

書察所藏 人の草子かゝせたまひけるをくにかゝれける

なにはかたけさふみつくるとりのあとをなみしけたすはしるしとや見む
人の手本かゝせたまつりけるをぬしはたれそとありけるをなの
りもせてなほくゝとありければおくにかゝれける
たれかすむやとのつまごもしらなくにはかなくかけるさゝかにのあと

〔大納言經信集〕 大納言經信 正二位大 能書才人 大系圖 公 權帥 卿補任
大殿より繪序かきでとてたまはせたりしをかきてまいらせたりけ
る御かへりをかくなむおほせらるゝとて内侍のふみにかゝれたり
し正月七日なりけるに
あらたまるうつろをつきてちとせふるきみのねのひのまつをこそみれ

御返

〔續本朝畫史〕 上 雜纂

桂大納言經信卿 源二位道 和漢秀才 善書達音 年正月 元

承徳元年閏正月六日

丹青二通

著書

難後拾遺

承徳元年閏正月六日

日十二(六) 得丹青繪和歌模様、〇畫工便覽

〔八雲御抄〕一 正義部 學書 正義部 私記

難後拾遺經信

〔和歌色葉集〕上 五撰抄時代者 御付私集 〇

也、〇上 下略 難後拾遺といへるは、經信卿の注

〔袋草紙〕二 後拾遺抄和歌

通俊卿一人選之、〇中 于時有經(經)々信、匡房者此道

之美才先達也、不奉之如何、但或人云、私選之後ニ取御氣色云々、于時有難後拾遺ト云物、世以稱經信之所爲、通俊見之云々、先以件集、内々令見合彼卿之處、神妙之由侍、而後日有此難、更不誤云々、〇下 略

〔袋草紙〕二 雜談

又難後拾遺ト云物アリ、世以稱經信卿之所爲、而近年俊賴朝臣之息子僧俊惠相語云、吾妹女房逝去之後、彼遺物開見之處、故頭(後)遺草少々、其中有件難後拾遺之草案、故頭之手跡也、若彼所爲歟云々、予按之、若以帥口狀執筆之間草歟、

〔八雲御抄〕二 撰集 作法部

凡撰集無爲披露尤不安、種々異名放言多、後拾遺後ハ經信書難後拾遺、〇下 略

俊賴ノ著

經信俊賴
シトノ説

琵琶傳統

〔言塵集〕一

後拾遺集は、撰者いたく世に不用侍けり、同時に隨分の歌仙經信卿などをさし置て沙汰せられける故に、難後拾遺といふ抄物出來て、うたてかりけるとかや、この難後拾遺は經信卿の作とかや申也、

〔柳原家記録〕八十六 砂巖六

一家々打聞、付抄物、難後拾遺 帥大納言經信卿是を作、

〔伏見宮御記録〕音類 部類

琵琶系圖

資通 參議、從三位

經信 大納言、正二位、民部卿、輔

後二條關白

息基綱 中納言、帥

〔琵琶血脈〕

兵部卿源資通卿 參議、從三位、濟政子

大納言經信卿

治部卿基綱卿

二條關白

承徳元年閏正月六日

承德元年閏正月六日

〔柳原家記録〕

百六 文机談二

〔朱考〕桂流始事

一 桂大納言經信卿ときこえ給ける、これも資通

卿のなかれをうけ給、六條の右大臣重信のおとこの御まこ、民部卿道方を聞給し四男とそ申める、管絃の一道にかきらす、和漢の才もおはしければ、三のふねにもさほさし給けるとかや、天下の明伶にてよの人この

なかれをのみあらしひきおふ、後二條關白師通と申しも、此御弟子とそ承はる人におほせられけるは、經信四絃の奥義をさくりみるに、比巴に

は信手といふ一名あり、則これをあんするに、手にまかすといふ讀あり、これかならず師説のすみなりをたすへきにあらす、ともかくもたす

世の興し人の用ひんにはしくへからすとて、つねならぬ意巧の曲節をのみこのみほとこし給、これを聞人耳をよろこはしめすといふことなし、〔朱考〕奉持天女像事妙音天女の靈像を圖したてまつりて、錦袋七重にこめて、本鳥につけ

たてまつり給、當道の兩流にわかれける、夏もこれよりなるへし、〔朱考〕作琵琶事この帥卿は、よき琵琶そあまた西府にてつくりいたし給ける、麝香丁子

なといふ比巴も、このそちとそ申める、甲の間に支度をして、かの薰香をあらしむ、これをもて詮とす、甲はいつれも花樛木さしたる事もなかり

けり、又瞿麥といへる比巴も、つくしにてつくれる比巴のうち也、赤木の甲とそ申める、半月のやうことのほかに常にはたかひて、すみきひしわ

こめきたるさまもなし、このつくり寶物あまたあるとかや、又勅定によりて、白川院へ撰進せられたる自筆の雙紙譜あり、おもひかけす或所

○以下 關々

瞿麥
琵琶譜ヲ
白河法皇
ニ進ル

〔後二條師通記〕

寛治三年二月廿七日、戊辰〔朱考〕、天晴、〔朱考〕民部卿對面之次、

受習琵琶、長雲樂也、民部卿語曰、神王名人也、緒繼公事名人也、

五月四日、癸酉、〔朱考〕天晴、未刻、民部卿光臨之歟、琵琶習了、

〔胡琴教録〕

師傳相承第十五 師説曰、〔朱考〕尾張守爲遠は、基綱かむこなり、

其女子を外祖父爲猶子て、曲調竭員教へさつけられた、おほはらの尾張殿

といふは、すなはちこれなり、予この人につきて、曲をならひふをつたへ了、

其譜は經信の御自筆にて、諸の樂をかきて、基綱につたへ給譜、〔朱考〕

〔胡琴教録〕

教學琵琶第一 師説云、おほよそてしをまうけむには、三の事をえらふへきをや、一には、此道を心にいれたる、二には、こゝろのさまおち

りて、ひ事をちらすへからさる、三には、こつはうあるなり、くはうりやうに

承德元年閏正月六日

自書ノ譜
ヲ基綱ニ
傳フ

師通ニ傳
授ス

經信ヨリ
兩流ニ分
ル

信手

筑紫ニテ
琵琶ヲ作
ル麝香丁子

弟子ノ爲
メニ腹少
シク門流

搔合傳授
ノ方法

上原石上
流泉ヲ賞
翫ス
又臨説楊眞操
祕之院禪流不祕之

手ノ流風

ものををしへちらすは、道のためにふひんの事也、又すぐれたるどくなきもの、女人にひ事を教へさつく、女はかならず其おどこのためになかたちせらる、もはらよういあるへきなり、たゞし略〇中帥大納言はてしのために願はらくろしといへり、よて其なかつたへならふ人おほからさるものをや、あなかりにひするは、かくのときのかあり、

〔胡琴教録〕

搔合第十二

故帥殿

のたんし

給しは

故帥大納言

に習たてま

つりしこの

一月許

残を

しへ給はす、なをにくく

〔胡琴教録〕

手第十三

又云、比巴

曲祕藏事、かくにしゆんしてこれをいふ、

啄木、准師

石上流泉、楊眞操、准皇帝、團亂、旋荒、序萬秋、樂者有、上原石上流泉者、

又臨説、楊眞操、經信、殊、

祕之院、禪流、不祕之、

略〇上

〔胡琴教録〕

搔合第十二

又云、搔合は、經信流には、ひききりくして、一こ

とは、あるいは二ことはなをを、ころにまかせてひくなり、

略〇中

〔胡琴教録〕

手第十三

又云、手程院禪のへてこれをひく、經信ははやくこ

れをひく、世俗云、院禪様は猶喧嘩也、經信やうはおもしろしと云々、略〇中

又云、俗云、院禪手は樂ひやうし、經信手はたゞひやうしたゞし、院禪か樂ひやうしは顯然也、經信手たゞひやうしのでう、かならずしからさるか、どころく、たゞひやうしのでいによりて、あひましはるか、かくのこどく云傳ふるか、略〇中

問、同曲撥を乙のをにさしはさむ時、孝博か流れには、撥頭をもて爲下、經信

流には、以山形爲下云々、

〔胡琴教録〕

諸調子品第七

愚按、笛盤涉調のとき、ふつうには風香調を用

ゆ、しかるに緒きれて、比巴あからさる事あり、その時は下り調とて、他の調

にてこれをひく、俗云、くたんのしらへに二の名あり、經信卿方には、盤涉調

となつく、院禪かりうには平調とかうす、略〇上

〔教訓抄〕

二 嫡家相傳、舞曲物語

萬秋樂

抑自第一帖至六帖終、ユルくトスル説ハ、箏琵琶、本説ニテ、予ハ此説不習、

樂如萬歲、

但故帥大納言家ヨリ下給了、

〔續教訓抄〕

舞之部

平調

急拍

各八千

下り調ヲ
盤涉調ト
名ツク

萬秋樂曲
ノ説

急ノ引キ

院禪ノ撥
音ヲ評ス

唐坊ニ於
ケル琵琶
スノ音ヲ評

自筆譜

承德元年閏正月六日

別敷

六六二

帥大納言 經信御説ニ云ク、琵琶ニ急ヲ引初ハ序、次ニ引出テ、次果ヨリ樂拍子ニハ別
レケル也。抄同ジ。

〔胡琴教録〕

上撥音第六

又云、はちをどは、ひちなから下す様にひくかよき也、てくひをなやしてひくはれつなり、院禪はうつようにきこえければ、經信卿は供奉に比巴うたせんとそ仰せられける。

〔教訓抄〕

八管絃物語

一琵琶

抑大宰ノ帥經信ノ卿ノ申サレ侍ケルハ、ハナカタノ唐防ニテ、引シヲ聞シカハ、アフト云フ虫ノアカリ障子ニアタルヲトニニタリトソ、物語ニ侍ケル、○體源抄
異事ナシ

〔伏見宮御記録〕

音樂部類

琵琶譜 經信卿
自筆

〔花押〕

返風香調

〔附箋〕
第一

一手 ○譜略ス、
〔三カ〕
手

三手

〔紙目裏書〕
右大臣正二位兼行皇太子傅藤原朝臣兼實

四手

五手

〔紙目裏書〕
正三位行權大納言兼行右近衛大將藤原朝臣兼實

上原石上流泉 ○譜略ス、

黄鐘調

一手 ○譜略ス、
下同ジ、

二手

返黄鐘調 ○譜略ス、

風香調

一手 四手譜略ス、所注也、○
下同ジ、

〔附箋〕
第貳

□手

風香調

承德元年閏正月六日

六六三

承德元年閏正月六日

一手○譜略ス、下同

二手

他家說努々、

四手

雙調○譜略ス、

雙調 以二絃爲發音、乙合也、以上今之以上合一、

攪合○譜略ス、下同

乙

清調 乙与也同音乙リ同音上一同音

撥合○譜略ス、

□香調河南浦○譜略ス、

〔附〕第三

散今打毬樂○譜略ス、汎龍舟急之、

拾翠樂○譜略ス、

海青樂○譜略ス、

返風調

沁河鳥古樂、○譜略ス、下同

嚙頭

河曲子

十天樂

新羅陵王

黃鐘調

〔附〕第四

倍臚○譜略ス、下同

拔頭

想夫戀

賀王恩返黃鐘調

勇勝

此樂未有兩說歟、可尋、

長命女兒

承德元年閏正月六日

自 得 閣 下
他 言 經 信 御 自
所 物 之 不 可 秘 藏
成

郎也仍次第習來也

赤白桃李花風香調○下一帖脫

二帖

三帖

四帖与二帖同

五帖

六帖

應保三年(忠通)自禪閣所下賜也帥大納言經信卿自筆二條殿御物也(師通)可祕藏之

(兼實)花押

〔胡琴教錄〕

樂曲第十

追考經信自筆譜有樂譜同時人也かさねてこれをたつぬへし

〔續教訓鈔〕

舞之部 沙陀調曲

一德鹽古樂小曲一又新樂中曲又作壹德鹽拍子十四

初拍子五已下八延 四反可吹加三度拍子忠拍子アリ又云度數無定無舞云々經

信卿譜云ク此曲可昇也又云此樂古樂トハシルシタレトモ打任テハカコ
ヲ打也カヤウノ樂ノナラヒナリ此樂一ニカキラサル歟近來導師呪願等

承徳元年閏正月六日

兼實相傳

譜所載ノ

琵琶ノ名
匠八人ノ

白河天皇
御遊ニ
律ヲ調
ルコト
得ズ

承徳元年閏正月六日

ノ迎ニ用之ヲ、

〔古今著聞集〕

管絃歌舞

略○上白河院御とき承暦年中に、飛香舎にして琵琶の明匠八人をめしける中に、略○中其八人は、經信、宗俊、政長、基綱、院禪、今三人たれ、にて侍るにか尋へし、

〔續古事談〕

諸道

經信大納言イハレケルハ、玄象ト云フ琵琶ハ、シラヘエ

ス時アリ、資通大貳コノ琵琶ヲヒキケル時、シラヘエサリケレハ、父濟政今日琵琶ツカウマツルマシキ日也、琵琶ノヒカメルナリトソ申ケル、經信白川院ノ御遊ニ、呂ノ遊ノ後、律ニシラヘナス時、ツイニシラヘエス、古人ノイフ事マコトナルカナトツイハレケル、

〔十訓抄〕

下

第十可庶幾才能事

大宰大貳資通は、琵琶に名を得たりけるに、是に心を入たる事人にすくれて、しはしも指置事なかりけり、略○中しかれども帝より玄象を給りて引けるに、いとしらへえさりければ、濟政三位是を聞て、玄象こそ腹立にけれといはれけり、後に彼資通の弟子經信卿しらへえさりければ、濟政いへる事あり、今も其の詞の如くこそ時の人いひける、是は此人々の未至の折の事

にや、おほつかなし、

麗景殿女
御女房五
節命婦ノ
閑居ニ
琵琶ヲ
彈ズ

琵琶槽料
ヲ得タル
コトヲ夢
想ス

神樂傳統

十月はかり月あかゝりける夜、經信卿を宗として、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶樂人三四人、宰相中將隆綱管絃者にはあらねども、すきものにて伴ふ、又少將俊明など各車に乗て、五節命婦世をそむきてゐたる嵯峨の家に
行にけり、略○中秋風樂三反、蘇合みなつくして、萬秋樂の序より、五帖まで有けるに、なみた落さぬ人なし、略○中樂終りて、略○中經信卿、長慶琵琶を引、人々涙にむせひて、樂の時には勝れたりけり、略○下
〔帥記〕 寛治二年八月九日、壬午、去夜夢想相知人云、紫檀求得、心中思琵琶槽料求得、尤吉事也、但合二可成程木也、是年來求物也、適以得之、若實夢歟、仍爲後日驗、竊以注之、

〔神樂血脈〕

源家

兵部卿資通

大納言經信

權中納言基綱

承徳元年閏正月六日

和琴傳統

兵部卿資通

大納言經信

〔柳原家記録〕

文机談一

略○上 又上代には、琴とかや申けるうつは物をこ

經信ノ後ハ傳ハラズ

きたえてたれこそ弾ともきこえず、略○下

〔經信卿母集〕

經信卿郢曲にたへたりしも、はゝおふしたてたれはなめり、

郢曲 京極堂供養式ノ樂ヲ難ズ

〔古事談〕

亭宅諸道

京極殿御堂供養之式、宗俊卿作之、黃鐘調子爲本云々

者、經信卿云、イカニマレ、如此事者、以壹越調可爲本也、母調子トテ往昔以來然也、略○下

〔續教訓鈔〕

二下

第卅二痒不可有事

管絃所作スノ痒ヲ排ス

又帥大納言 經信ノ仰ラレナルハ、古老ノ云ク、管絃ノ座ニテ、其所作ニツイ

テ若シニクキクセアラムモノハ、永ヲ其業ヲスツヘシ、是先師先賢ノヲシエヲクトコロナリト云々、舞人ハ出入ノ作法又歩ミ行時ナト、一定スコシノクセアルモノナリ、カヤウノ事ハ我身ニハスヘテヲホエヌモノナレハ、

ヨノニテ、人ニ難ヲセサセテ、サテ後其難ヲナラスヘキナリ、又ハ人ノ難ヲシテ、我等是トスヘキナリ、

〔教訓抄〕

管絃物語 序

時音有無論事、祕譜云、

監物頼吉 土御門大納言 堀河院

時ノ音有無ノ説

右人々敢以無也、不及沙汰云々、

經信帥并政長朝臣本有之執之、仍兩人等不可及彼三人歟、全以不可有之由、乖門子々、事見之、不可及沙汰、

〔體源抄〕

上末 音事

凡ソ音ニハ、眩ノ音ト云事アリ、略○中 昔名ヲ得タリシ管絃者ハ、闇夜ニ柱ヲ

打テ何眩トシリケル由、申傳タレトモ、此比サホトノ人有カタシ、サレハ眩

ノ音ノアリシヲハ、昔ヨリ論アル事ト申傳タリ、堀河院土御門大納言 宗俊、

王監物頼吉此仰被下ハ、眩ノ音ナシ、不及沙汰ト云々、帥大納言、經信、政長朝

臣此二人ハ、眩ノ音アリトノ給ヘリ、

〔柳原家記録〕

文机談一

略○上 堀河院の御時、みちのすたれなむことをお

藝能ノ達人

ほしめしなげきて、諸道をかゝれけり、宗俊の卿、政長の卿など、この御世にうまれあひたてまつりて、あまねくさくりひろくもごめ給京極大殿、後二條殿、桂の大納言又知足院など、やう／＼あきらかなる鏡にてわたらせおはします、○下略

〔薰集類抄〕

煎甘葛 公忠朝臣

薰香ノ流
公忠ノ流
ヲ傳フ

經信卿云、非猛非微、以之爲文武火也、以微火爲文、以猛火爲武也、伴卿公忠之未流也、若有所聞歟、但非微者已離文、非猛者亦離武、何以中火稱文武乎、

梅檀ノ所
産地ヲ論ズ

〔古事談〕

二 四條宮女房大貳局、梅檀ハ唐土ニハ在ト云、他之女房達皆天竺之物也、不然云々、此事相論之間、伊房卿宮司之時、被尋之處、天竺ニ有之云々、大貳局猶論之、仍經信大納言許遣尋之處、同伊房之說、女房達彌令指南、

才藝公任
ニ劣ラズ

〔袋草紙〕

三 經信卿、四條大納言ニ不劣人也、御堂御時、如此分詩歌管絃之船、而何船可乗ソト不進心之間、仰云、乘管絃之船、可獻詩歌云々、珍重々々、

〔十訓抄〕

下 第十可庶幾才能事

帥民部卿經信卿、又此人におとらさりけり、白河院西川に行幸時、詩歌管絃の三の舟を浮へて、其道々の人々をわけてのせられけるに、經信卿運參の間、この外に御氣色あしかりける程に、さばかりまたれて参りたりけるか、三事兼たる人にて、汀にひさまつきて、やゝこの舟にもまれ、よせ候へといはれたりける、時に取ていみしかりけり、かくいはん料に遅參せられけるにこそ、さて管絃の舟に乗て、詩歌を獻せられたりけり、三の舟に乗とは是なり、○古今著聞集體源抄、異事ナシ

三船ノ才

間、この外に御氣色あしかりける程に、さばかりまたれて参りたりけるか、三事兼たる人にて、汀にひさまつきて、やゝこの舟にもまれ、よせ候へといはれたりける、時に取ていみしかりけり、かくいはん料に遅參せられけるにこそ、さて管絃の舟に乗て、詩歌を獻せられたりけり、三の舟に乗とは是なり、○古今著聞集體源抄、異事ナシ

〔撰集抄〕

八 侍従大納言成通翰之事

歌翰ノ長者

經信大納言、俊忠中納言トテ、當世ノ功者、歌翰ノ長者ナル人、イマソカリシカ申サレ侍ケルハ、君ノ御前ナントヘ翰取出サンニハ、松モシハ柳ノ枝ノ、三ニワカレタラン中ノ枝ニ、イタク引ツメテツケツ、木ノ枝ヲ上ニナシテ、第三ノカ、リノ本ニアユミヨリテ、右ノヒサヲツキテ、手ヲノヘテ置侍ヘキナリ、○中略 帥大納言經信卿ノハカリニテ、松ノエタニマリヲツケテ出サレケルニ、ナリミチノキヤウ、マイリアヒタマヒテ、アシキトミ、御代ノハシメノ春ノマリヲハ柳ノエタニコソトテツケナヲサレハンヘリ、松ハイツモミトリニシテ、春ヲコムル色ハ切ニ見エサンメリ、ヤナキハハルノミトリ、ナニ、モマサリタルナレハナリ、○上略

師通ト公
事記録ノ
ルコトヲ語

隨身ハ公
家ノ寶

實政讀帳
朝作法ヲ
嘲哂ス

新司帳ノ
讀ミ方ノ
說

雅忠ノ高
麗遣ヲ
停メシム

承德元年閏正月六日

六七四

〔後二條師通記〕

寛治四年十二月九日、己亥、天晴、直衣了參殿、○中藏人所於障子上、民部卿對面言語之次、參議役一卷如何、示美好由、又云、辨記一卷被候、

件書被示疎由歟、猶西宮本書十五卷爲善云々、

〔江談抄〕

三雜事 隨身者公家寶也事

故帥大納言常談云、隨身ハ公家之寶也、三條院御時正近ナトカ様者、可有難云々、一生之間、不負競馬云々、

〔參議要抄〕

上年中除目事 讀帳事

不與狀、吉見合文等之後、可申合由、而實政卷合讀書猥申合者、經信卿被嘲哂云、此只破古也云々、

讀新司帳、多計久良部止云、次可讀證帳、直讀之、定頼卿說者、經信卿說猶先押合文、請益之後、多計久良部止云テ可讀也、

〔續古事談〕

二臣節

昔高麗國王惡瘡ヲヤミテ、日本ノ名醫雅忠ヲ給ハラント申タリケリ、此事陣ノサタメニ及テ、サマサマニ沙汰アリケルニ、帥大納

言經信申云、高麗ノ王惡瘡ヤミテシナム、日本ノタメニナニクルシト云レタリケル一言ニ事サタマリテ、ツカハスヘカラスト云事ニナリニケリ、中○

社頭ニ狐
ヲ射シ者
サノ罪ヲ免

定通ノ授
官ヲ排ス

略、十訓抄異事ナシ、全文ハ承
曆四年十月二日ノ條ニ取ム、

古へ野干ヲ神ノ體トナシタル社ノホトリニテ、キツネヲ射タルモノアリケリ、コノモノトカアリナシノ事、陣ノ定ニ及テ、諸卿サマ々ニ申ケル中ニ、帥大納言經信卿申テ云ク、白龍之魚勢懸預諸之密網ト計リウチ云テ并ラレタリケリ、イミシキ神ナリトテモ、キツネノスカタニテ、ハシリ出タラムヲ射タラムハ、ナニトカ、アラムト云心ナリ、此事ハ龍ノ魚ノスカタニナリテ、浪ニタハフレテウカヒイテタリケルホトニ、預諸ト云モノ、アミヲヒキケルニカ、リテ、カナシキメヲミテ、大海ニカヘリテ、龍王ニウタヘケレハ、龍王コトハリテ云ク、ナニシニカ、魚ノスカタトハナリケル、サレハコソアミニハカ、レ、今ヨリノチサル事ヲスマシキナリト云ケリ、今カク云ハ此事也、○下略

〔古事談〕

二臣節

定通卿童殿上之時、可給官之由、於殿上議定之間、經信卿申

云、宇治關白白牛飼コソ土左目ニハ任シテ侍シカ云々、于時滿座含咲、仍無沙汰云々、

〔榮華物語〕

紫野

（皇子内親王）（後一條天皇）

二條院故院の御墓所に御堂建てさせ給ひて、菩提院と

承德元年閏正月六日

六七五

承德元年閏正月六日

經信集 伏見にて望月ニ作ル

大納言經信

六七八

今夜わかかつらの里の月を見ておもひ残せることのあき哉

〔大納言經信集〕

書宮内省圖

故治部卿隆俊觀音院に堂たてられたるに

四條宮のあま内侍のかへりけるおりもみちみにまうてと申はへりけるにまかりて障子にかきつけはへりける

しくれつゝくれぬとおもふやまさにもみちのいほりてりまさるかな

〔帥記〕

永保元年六月廿二日丁丑日來爲訪實相房欲向宇治又其次欲詣大

僧正御房然間伊豫守可詣宇治云々仍一日示可相伴由期約已成又刑部卿

同示云共可詣由了辰刻兩人來逢予許相共詣宇治午刻到著僧正御房暫申

承後相尋實相房寄宿所僧正示給云此西去二三町被寄宿濟信房先向其所

可歸來者予獨向彼房問訊此間之事略中暫談話後又詣僧御房被羞盃盤之

間越中守先參向西泉御房聞人々參由參會僧正御房談泉邊清涼由仍豫州

若州云向彼泉御房過日中可歸洛者僧正宣云早被赴泉晚涼可被上洛者共

向耶摩陀泉誠堪追涼僧正被送食物已及晚景歸洛已了

〔大納言經信集〕

書宮内省圖 四月まつりに内大臣殿（無通）より

降俊ノ觀
音院ノ堂
ニ參ル

實相房覺
圓ヲ訪フ

耶摩陀泉
ニ遊ブ
師通ト和
歌贈答

顯房ト和
歌贈答

通俊ト和
歌贈答

經信ト有
家

かみ人のしめのうちよりひきつれてわかやとにこそあふひかけくれ

御返

かみ人のいはひかくなるあふひくさいとさかえむしるしとを見る

四月祭のほと朱雀の尼上ときこゆる人にななきぬをらせ給と

て、
左大臣殿（有） 顯房

かつらめのあゆにはあらずあまひこのかつくあみきぬけふにあふひそ

とありけるに返してとありしに

かけてたにおもひやはせしあまのかつきたまをあふひくさとは

右大辨通俊六條をかりてしはしありてかくはへりける

あきのせにそよくいなはのゆふつゆをぬしもたつねぬこちせしかな

返

あはれにもひとりなかめてくらしけるいなはのかせををこにきくかな

雪朝閑居六條荒亭奥州有家前吏被贈思松雪之倭語不堪情感竊以繼

倭

なにとなきこするのゆきをたけくまのまつのけしきにみもくらへなむ

承德元年閏正月六日

六七九

承徳元年閏正月六日

六八〇

土左守頼仲か長岡といふ所に、夜とまりて、山家冬夜、○金葉和歌集旅宿冬夜と云る事

をよめる
=作ル

やまさとはよごさえつゝあけぬらしとかたそかねのころきこゆなり○金葉和歌集
初句ヲ、たひねするニ、五句ヲ

雪のいみしうふりたりけるあかつきに、讃岐前司俊綱、雪見にありか

むと申ければ、○萬代和歌集雪のいみしう降りけは二作ル

ありあけのつきにもれるしらゆきはかゝみのかけにおもなれにたり（けし）

返

讃岐前司

つもるらむかゝみのかけにおもなれてまつのはしろきけさとしらすや

雪ふるよ、もろともに宮の御方にまいりてあはれは、とくこのゐどころ

にいきていひおこせたりける、

頭辨經家

さむきよにころもかたしきひとりねてひとのこゝろをうらみつるかな

返

ふりすてしゆきけのそらをなかつゝ我はわれともうらみつるかな

辨子時俊ものにまかりしをり、

ほのめかすはしめをけふとおもへともまつゆくするのちきらるゝかな

なてしこのたねをたつねたるを、をこすどて、

眞尊阿闍梨

とこなつのはなもつるにはちりければかたみにこれそとりてをきたる

返

むなしともありともえこそおもひ得ねちりにしはなのたねを見つれば

五月はかりに、四條宮のうちにおはしますにまいりて、よるとまりて

女房の中にかくてやりたる、

たひねするひとりふせやにさよふけてかたらひあかすほとゝきすかな

返

辨乳母

ほとゝきすすきかてにのみかたらひてたひねのどこやさひしかる覽

十月許に、入道一品宮にまいりたりしに、さかみかいそきいてゝあひ

て、こと人となむおもひつるに、といひしかは、心なくまいりにけるか

なといひしほどに、月いとあかゝりしに、しくれのせしを見て、

承徳元年閏正月六日

六八一

月ふりかくすあめにおとして

どいひしかは、

相模

からころもそてこそぬるれあきのよは

伊房孫下
和歌贈答

朱雀帥(伊房)ときこゆる人のむまこの許にかくありし、

みどりなるまつにかゝれるしらゆきはちとせふるとそいふへかりける

この返してとありしかは、

あはゆきのちとせのまつにふりつめはなをよろつよのかすもつく覽

加賀左衛
門下和歌
贈答

加賀左衛門といふ人にさうしをかゝせたれば、ゆきのゆゝしくふり

たる日、かきてをこすとてかきつけたりし、○新拾遺和歌集大納言經

のふる日、書てつかはし侍とてか、信草紙をか、せけるを、雪

こゝろほそふりつもりたるゆきよりもわかみやまつはきえんとす覽○新拾遺和歌

集初句ヲ哀
也ニ作ル、

返

ふしのねにふりつむゆきのとしをへてきえぬためし(E)ときみをこそみめ

美作下和
歌贈答

小野皇太后宮也、皇后宮の美作君のそれのちに、

すみよしのまつのしつえはしらなみのあらふにつけていろまさりけり

返

わたつみのいろのふかさにすみよしのまつをはなみのそむるとそみる

よもすから雪ふる夜物語してあけほのにかへり侍て、つとめて出羽

出羽辨下
和歌贈答

辨か許より、○金葉和歌集、雪の朝に、出羽辨かもとより、辨かへり侍

をくりてはかへれとおもひしたましひのゆきさをはれてけさはなきかな○金葉和歌集

四句ヲ行さす
らひてニ作ル、

返

ふゆのよのゆきけのそらにいてしかどかけよりほかにおくりやはせし

出羽

おりこそあれつれなきひとに見ゆはかりねたけにさけるはなのいろかな

返

さけはさきちれはちりぬと見し花もけふのにはひそ身にはしみける

小辨君(テシ)か許にいひつかはしける、

小辨ニ和
歌ヲ贈ル

きみかためおつるなみたのたまならはつらぬきかけて見せましものを遺和歌拾

康資王母
和歌贈

四條宮の筑前君のひたちにくたりしに、をくれてきたる人につけて
やりたまひし。後拾遺和歌集あつまに侍

あつまちのたひのそらをそおもひやるそなたにいつる月をなかめて

返し後拾遺和歌集かへ

おもひやれしらぬくもるにいふかたのつきよりほかのなかめやはする遺和歌拾
集二句ヲ、しらぬ雲ちも、三句ヲ、入方

〔康資王母集稱伯〕つねのふの大納言の、びんかしおもてに参りたるに、と

をやかにていらへし侍るに、いますこしきこゆる程にといふ、あかし
てたつとて、

秋の夜はいくたひうきにありつらん（和イ）

とありしかは、

つゆはかりこそかすはおくらめ

伊勢大輔
和歌贈

〔大納言經信集〕書宮内省圖 伊勢大輔わつらひけるを、ねむころにとひ

侍りけるに、こゝちをこたりて、新古今和歌集秋の頃ふらひける人

勢に遣しける、伊

うれしさをおもひをきつゝしのふくさわすれぬものをあきのゆふつゆ新古今
集うれしさを忘やはする忍草しの
ふるものなあきのゆふくれ作ル

返新古今和歌集返し

あきかせのをとせさりせはしらつゆののきのしのふにかゝらましやは

〔續古今和歌集〕三夏歌 大納言經信たのめて侍りける夕くれ、郭公の鳴く

をきゝて、

小左近

きかましや山ほとゝきす一聲もまでとたのむる人なかりせは

〔經信卿母集〕圓融院のみはかうのとき、人々まいりしに、きたのゝ社のま

へにて、大臣上達部みな車よりおり侍りければ、宮司など立いて、とくめ

させ給へしなどいふ、經信朝臣は、車なからやりわたさるゝを、宮司いてむ

かひ、こゝにて人ともおりさせ給ふにといへとも、さらぬていにてすきた

まふ、これはいかなることにか侍る、はつあるへきなどあきひあへる、はう

にこえたり、また御八講もはてぬにうちにきこえけり、かのはゝきみのち

圓融院八
講ニ參ル

北野社前
ヲ過リ下
車セズ

經信ト小
左近

四位ハニ
位ヲ拜ス
セルニ
下車

は、大宮女院のしかうの人にて侍りしかは、此人わかゝりしときよりし
ろしめして、いたはりおもほしける人なり、その御所の左衛門出羽なとき
ゝおどろきて、はやくはゝのもとへつけしらせて、きたのへへいはくし給
へしといひをくられしかは、母、少納言かおもふところ社あらめとて、おと
ろきたるこたへもなかりしに、御はかうはてゝかへり給しに、かのこたち
のもとより、かくしらせてさふらふ、しかありしやとゝはれければ、彈正式
に四位は二位に車よりおりすと侍る、菅右府二位にて侍るに、神になりた
まひても、みちにたかう事あるまじきなれば、車よりおりなは、かへつてた
かへるすちにて、神もうけ侍らしとこたへ申されければ、母さこそとてな
をたゝにや見ぬ、よのつねの女こゝろならば、さしをきものすへきものに
はあらず、またうちにてしかありつることを、殿上人などひきかれし
ありしに、はゝに申されしにおなしくこたへられし也、はたしてことなく
正二位ノ大納言までになり給ひし也、

〔古事談〕

臣節 經信卿參圓融院御八講之時、北野前不下車、成不審問人ア
リケレハ、答云、彈正式之四位不拜二位云、神不享非例、若下ハ還テ以似不知

聖廟忌日
止ヲ音樂停
フ

禮歎云々、

〔江談抄〕

佛一 聖廟御忌日音樂可停止彼廟社事

經信卿常被示云、聖廟御忌日音樂ハ、彼廟社ニハ可停止事也、菅家御作仲秋
翫月之遊、避家忌以長廢之句、九日菊酒飲序令作給也、然者音樂事可無歎云
々、情案此事難計也、神慮之趣暗以難測也、

經信北野前不下事 闕ク本文

〔大納言經信集〕

○宮内省 圖 讚岐守俊綱にくして、住吉にまいりて、花和詞
書寮所藏 讚岐守俊綱にくして、住吉にまいりて、花和詞
歌集としつなにくして、すみよ
しにもうて、よよくめるニ作ル、

すみよしのあら人かみのひさしさにまつのいくたひおいかはるらむ

天王寺に讚岐守俊綱くして參し道にて、

かはふねのあしまをわくるかひのをとにをしのはかせのたつこゑをする

〔散木奇歌集〕

連十 雜部下 昔七大寺をかみに、故帥大納言殿ならにおは

しましたりけるに、東大寺の長濟律師か房にとゝまらせ給ひたりけ
るに、房主かこのむ事にて、今宵和歌會さふらひなんと申ければ、よま
せ給ひて講するおりに、きりどうたい尋られてなかりければ、さはさ

七大寺ニ
參詣ス

天王寺ニ
詣ツ

住吉ニ詣
ヅ

承德元年閏正月六日

けるを聞て、

備中守政長朝臣

六八八

どうたいのどうたいしとも見ゆるかな

俊頼つけよと人々有ければ、

やましなてらはさてはやましな

〔大納言經信集〕

○宮内省圖書寮所藏

世中すさまじくのみおほへて、高野にまい

りしみちに、いなふち山に、よふことりのいとあはれになきしかは、
いまよりはこゑをたつねむよふことりやまちにひとりさそらふる身は

近江にひこねといふ所に、觀音驗し給とて、人々のいみしく參しに、右

大辨通俊にさそはれて參給ひ、かへりて、右大辨のもとにいひやり給

し、

ひこねやまあまねきかどききしよりやへのくもゐにまとひぬるかな

返

よをてらすひこねのやまのあさひにはこゝろもはれてしかそかへりし

大井河ニ
道遙ス

治暦二年十月、殿上侍臣十有餘輩遊泛大井河、各探一物得嵐、○玉葉和歌集及

近江彦根
山ニ詣ッ

高野山ニ
詣ッ

田上ノ僑
居ニ老僧
受ク訪問テ

老僧ノ素
生テ問フ

興福寺花
林院ノ僧
乞請ノ理
由ヲ述ブ

萬代和歌集治暦二年、大堰川
道遙によみ侍けるニ作ル、川
やまさこのゆふくれかたのさひしさにみねのあらしのおとろかすかな

〔撰集抄〕

一 花林院永玄僧正事

サイツ比、帥大納言經信ノ田上ト云山里ニヌミ給ケル、長月ノ下ノ弓張ノ
程、タソカレ時ニナリテ、齡六十二傾テ、マミエ有様實ニ賢ク、ヤンコトナキ
僧ノ入來テ、物ヲ乞事侍リ、姿ハ殊ニヤツレヌレト、イカニモタ、ニハアラ
ス見エ侍リケレハ、大納言ト、メ聞エテ、サマノニイタハリナトシテ、夜
更ヌル程ニ、竊ニ此僧ヲ人閑カナル方ニ招テ、イカナル人ノ何トテカクハ
オハスルニカト被尋ケレハ、ハカノ敷イヒヤリタル方侍ラス、世ワタラ
ヒノトモシク侍リシマ、ニ、カク罷成タリト聞ユメレト、猶實ニモトモオ
ホエネハ、強ニ尋給トキ、此僧ナク、ウチクトキテ云様、我ハ興福寺花林
院ト云所ニ住侍ル者ナリ、公家ノ梵筵ニモ、年ヲヘテ連ナリ、位階ヲモ心ノ
マ、ニノホリテ侍シカ、先世ノ宿業ニヤ侍リケン、年ノマカリ老ヌルニ隨
テ、カタハラノサヒシク侍シ程ニ、思ハサルニ、ケシカル女トツレテ侍リシ
程ニ、シハツツ、ミ侍シカトモ、天ノ下ミカサノ山ノ甲斐モナク、モリテ

承德元年閏正月六日

六八九

老僧ノ止
住ヲ勸ム

歌ヲ殘シ
テ去ル

興福寺ニ
老僧ノコ
トテ問フ

承徳元年閏正月六日

六九〇

人ノ知り侍シカハ、サ様ノワサスル身ヲハヲカヌ事ニ侍レハ、一寺發テヲ
 ヒ侍シ程ニ、スルカタモナキマ、ニ、カク罷成テ、彼女ステカタクテ、ヒチサ
 ケ侍レハ、ウキ世ノホタシ、ゲニ是ナラント覺テ侍ルナリト聞エサスレハ、
 思ヌ事ナカラ、哀ニオホエテ、シカアラハ、其人ヲモモロトモニ思モアテ侍
 ラン、是ニ住給ヘトノ給ハセ侍レハ、イトトウレシキ事ニコソ侍ラメトソ
 云ケル、サテ大納言モ歸リ入給テ、アクルヤヲソキト、カノ所ニオハシテ見
 給ニ、アリシ僧ハナクテ、目出度手ニテ一首ノ歌ヲ書タリケル、
 ウシヤケニ田上山ノ山サヒテ法ノミチシハ跡シナケレハ
 ト書テ、ツキニ見エスナリ給ヌルイフセサニ、彼大納言、興福寺ノ官主内サ
 マニ付テ、クワシク尋給ヘリケルニ、花林院永玄僧正ト云人、年比世ヲ遁ル
 ル心深テ、度々閑ニ籠リ給ヘリシヲ、寺ヲシミ留奉テ、心ニモアラスナカラ
 ノヘ給シ程ニ、イニシサ月ノ比、官主ニアカルヘキヨシ其聞侍シカハ、ハヤ
 跡ナクツセ給ニシカハ、弟子トモウツ、心ナクテ侍リ、イツクニコソオハ
 スレトモ聞エサリシカハ、流浪シ給フランヨトテ、玄覺官主ノス、ロニナ
 キ給ヘルナリ、姿アリサマ聊モタカハストテ、大納言モ淺猿マテシホレ給

ヘリケリト

〔撰集抄〕

六

西山禪定僧之事

西山ノ花
見ニ禪定
フノ僧ニ
遣

法文ノ意
ヲ問フ

中比帥大納言經信卿ニ、西山ノ花見ントテ、サルヘキスキ人トモイサナヒ
 ツレテ、大井川ノ千本ノサクランカムトテ、川ノホトリニキテ、水ノ面ニタ
 タヨフ花ノ波ニオホレ、モクツニマシルワサヲナンナケヒテ、心ヲイタマ
 シメ、心ナキ嵐ヲウラミナントシテ、日ヲクラシ詠メ給ヘリケリ、イカタニ
 ノリ、ムカヒノハタニコキヨセテ、オノノオリタチ、峰ニヨチ谷ニクタリ
 テ、アソヒナントシ給ケルニ、アル木ノモトニ、ヨハヒ五ソシハカリナルカ、
 カタヒラ一ツヲナンキタル僧ノ禪定スル侍リ、人々見付テ、ムラカリヨリ
 テ、何事ヲシ給フ人ソ、イツクノタレカシトイヘル人ニナント、タツネラレ
 ケルニ、露ハカリノイラヘモセス、ヤ、ホトヘテ、先人々ハ何トテコレニハ
 來リ給フニカトイフニ、經信コタヘラレケルヤウハ、我ハ花ヲ見ニ來レリ
 トノタマハスレハ、此僧、我モシカナリトイフ、フカク思入タル人ナラント
 見エケレハ、法文ノ心ノハルケヌヘキ、ノタマハセヨト、アナカチニセメラ
 レテ、煩惱即菩提、生死即涅槃トイフ文ヲソ誦シ侍リケル、サレハコソトヨ、

承徳元年閏正月六日

六九一

タ、人ニハオハセサリケルニトテ、カサネテ此文ノ心ナント、トヒアハレケレハ、實日比ノヤミモ晴ルハカリイヒケレハ、オノノヤカテモト、リオロシ、同行トヤナラマシト、オホユルホトニツ侍ケル、サテモ此ヒシリ、此山ニコモリキテ、獨人ニモケカサレス、サトリ給ハンハサル事ニ侍レトモ、自利々他心平等ナルコソ、菩薩ノ行ニハ侍レハ、京サマニ出給ヒテ、人ヲモ教化シ給ヘカシト、オノノス、メ給ヘトモ、露ハカリタニモ、サモトオホシタル心見エ侍ネハ、此ヒシリノ名殘ノオシキマ、ニ、誰々モヤトヘ歸リ給フ事モ侍ラテ、サカシキ山ニ淨衣ヲカタシキテ、ヨモスカラ法文ヲソトハレケル、夜アケテノチ、今ハサノミアルヘキワサナラネハ、此ヒシリニモナク、ワカレテ、又マイランナントチキリテ後、俊頼卿カク、ナキテソカヘル春ノアケホノトノタマヒタルニ、此僧ヤカテ、マタモコン秋ヲタノムノ雁タニモト付タルニ、イヨノ思ヒマシテカヘリキ、其後タツネ行タリケルニハ見エ侍ラストナン、實アハレナル事カナ、山フカクスミテ、理事即一ノ悟リヒ

終夜法文ヲ談ズ

後會ヲ契ル

僧俊頼ノ歌ニ上句ヲ答フ

ラキテ、イマソカリケン心ノウチ、清瀧ノナカレハニコルトモ、此人ノ心ノソコハ、露ハカリモニコラシトオホヘテ床シクソ侍ル、凡俗ハ即眞ナリ、眞ハヤカテ事ナレハ、谷ノ水ヲムスヒ、峰ノタキ、ヲ取、手ヲウチ足ヲハタラカスモ、佛法ニコソ、ナニハノ事カ、ノリナラヌナントモ、サトラヌ人ノマヘニハ、眞俗大ニ隔歴シテ、善不善本來カハレリ、此悟ノヒラケン、返スノモタツトクソオホユル、扱モ又此經信等ノ、此佛法ノ名殘ヲオシミテ、サカシキ山路ノ谷アヒニ、岩ネヲ枕ニシ、苔ノ衣ヲカサネテ、夜ヲアカサレケンモ、ヲトラスタツトクソ侍ル、結縁ヨモムナシカラシ、アハレ此世ニハ、カ、ル人々ハ、ヨモオハセシ物ヲ、

〔撰集抄〕 八 經信大納言遇化生物事

經信ノ八條アタリニ、スミ給ヒケル比、九月計ニ、月ノアカ、リケルニ、ナカメシテオハシケリ、キヌタノ音ホノカニ聞エ侍レハ、(公注)四條大納言ノ歌、カラ衣ウツ聲聞ハ月キヨミマタネヌ人ヲソラニシルカナ

ト詠シ給フニ、前栽ノ方ニ、北斗星前横旅鴈、南樓月下擣寒衣ト云詩ヲ、實面白キコエシテ、タカラカニ詠スルモノアリ、誰ハカリカク日出タキコエシ

承德元年閏正月六日

六九六

日ノ條ニ、仁和寺倉庫ヲ開見スルコト、承曆四年八月二十日ノ條ニ、紫宸殿ニ於テ、琵琶ヲ奏スルコト、永保三年七月十三日ノ條ニ、堀河天皇御元服ノ上壽ヲ勤仕スルコト、寛治三年正月五日ノ條ニ、篤子内親王ノ御入内ニ三夜餅ヲ調進スルコト、同五年十月二十五日ノ條ニ、大宰府ニ赴任スルコト、嘉保二年七月五日ノ條ニ、大宰權帥ヲ任ズルコト、本年三月二十四日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔知顯抄〕

三卷

續群書類從本

大納言源經信作、

〔和歌知顯集〕

二卷

東京帝室博物館所藏

大納言源經信、

〔伊勢物語愚見抄〕

上

伊勢物語の末書に知顯集といふは、大納言經信卿の筆作といひ傳へたり、○中略

次彼知顯集に、業平中將は馬頭觀音、小野小町は如意輪觀音の化身といへり、其外うる無なる事のみなり、是は後世に色このみの人の、此道のかどうとにせんために、經信卿の名をかりて、擬作せるにやとを覺侍る、まことに彼卿の筆ならば、定家卿は見給はぬことあるまじきを、物語の名を初とし

傳經信ノ著作知顯抄、和歌知顯集、伊勢物語ノ末書

後人經信ノ名ヲ藉リテ擬作セルナラ

知顯集ヨリ拾遺集マテノ難義ヲ解ク

世系

和歌

歌集經信卿母

十四首ヲ收ム

て、一事もちひたる事みえ侍らす、いとおほつかなきことなり、

〔柳原家記録〕

八十八

家々打聞、付抄物、

知顯集五卷、是は帥大納言經信卿萬葉集より拾遺集までの歌の難義を

解、

○經信母ノ事蹟、便宜左ニ合敘ス、

〔尊卑分脈〕

光孝源氏

國盛母、正四下、播磨守、

女子

民部卿道方室、經信卿母、拾巳下代々集作者、

〔勅撰作者部類〕

女部

大納言經信母、播磨守藤原國盛女、

後拾遺集、秋上、新古今

集、戀五、續古今集、秋上、

〔萬代和歌集作者部類〕

經信權帥母

神、一、

〔經信卿母集〕

十四首

うたよむ人のいへくにしふはあるなる、數のおほきすくなきをいはす、みつからのえらひなしたるもしらて、のちのひこのくはふへきにあらす、いにしへよりありしかすをもちゆへし、此集十四首とつたへためれは、そ

承德元年閏正月六日

六九七

〔帥大納言母集〕

○宮内省圖書寮所藏

百和香あつめて、歌よままする人のつちは

りの花くはへよといふに、

いかてかはゆきて折へきいろくむらこにほふつちはりのはな

〔經信卿母集〕

〔編盛〕

ち朝臣美作守にてくたり侍りしときくしたりけるに、か

父國盛ニ
從ヒテ美
作ニ赴ク

法樂ニ琵琶
テテ彈ジ
ルテ雨テ祈

琵琶琴ニ
巧ナリ

のくにゝてひいたうてり日をへてあめふらす、いかてたうへむとて、たみ
うれへ侍りしに、うなての社にかくらへいゆはし、さまくいのりして、あ
めをこひ侍りしに、この人いまた十二三はかりにやありつる、法樂に琵琶
をひかせ侍りしかは、ひろまへ所せきまで人たちいりてきゝ侍し、このく
にのこなればとて、くめのさらやまを、こえいとおかしうひく、にはかに
そらくらかり、あめしきりにくたりしかは、たちこみつる人、笠もどりあへ
すぬれにけり、あめ四日つゝき、たみよろこひをなしけりと、父の朝臣も日
記にしるしをかれけり、
琵琶琴上手といふ中にも、よのつねの人にはあらざりし、とき調子のし
らへをなしては、やよひの日かすのうちに、夏のせちのきたるをわきまへ、

琵琶ノ四季調
ノ節ヲ知
ル

琵琶ノ音
ヲ刻
テ知
ル

母ノ服ニ
閑居ス

う月のうちに、はるのせちのあまれるをしり、なつよりあきにうつり、秋よ
りふゆにかはり、冬より春のたつこと、そのるんにまきれす、よるひるの時
のうつるをもたれこめ、もかいひきては、さたかにおもひえたり、ある
よとくまかて侍へきことありと、道方卿いりつふしたるよ、女もいとゐき
たなういねたりけるを、みちかたふとめさめて、まひより申つるに、かひな
くもいねたまふものかなと申されければ、まくらなるひはひきよせ、つま
ならし、またうしみつなり、ひむかきはかまのひもさしたまふとも、とらひ
とつにうつりぬへし、をそくはあらしものをと申されしかは、よふかしと
はおもひながら、それもたかふこともやといそかれて、
とらひとつうしみつよりもうかりけり

といひすてゝいてにけり、つとめてあのことくときたかはす侍しかは、な
をせちなるものにおもはれけり、
はのふかくに、やまさとにゐて、
袖よりもこほれやかゝるやまさとの垣ねのむはら花に露をく

かきりあれば、日かすたちほどけのわさもはてゝ、京にかへりねと人々い

承徳元年閏正月六日

ふ、ふく衣をぬくとて、

ふちころもころもへすしてぬきかふるなこりもうらの日かすなりけり

ほどけのつゝりといふはなよめといふ、百和香あつむる人、○帥大納言母集、詞書ヲ、ほと

ふけのつゝりといふ花にニ作ル、い

花の咲のへをそけふもたつねつるこれやほとけのつゝり成らん
あれたるやにてつき見る、

みる人の心はそらにあこかれて月のかけのみすめるやとかな、○續古集、詞書ヲ、題知らすニ作ル

東山ニ花ヲ覽ル

〔帥大納言母集〕○宮内省圖書寮所藏 東山に花みにいきたるに、鶯いたくなく、京

にはなかなぬものをと人のいふに、

都には花さきぬとやかたらまし山ほどたにのうくひす歟きすみにやいつると

石山ニ遊

石山にて、夜ひとよくひなのなくを、

たゞくとも心やすくもあけしかしいかにいほとをたゞく、水鶏そ

清水寺ニ参籠ス

清水にこもりて、郭公のなくを、

いかてこの山ほど（きんか）すかたらはむなをわかやとにたつねてもこそ

七條ノ霧ヲ詠ズ

七條に河霧たちわたるあか月やうくくあくるほとに、人のゆきかう
を見て、

明ぬるか河瀬の霧のたえ間よりをちかた人の袖のみゆるは遺○後拾
集、詞書ヲ、山里の霧をよめるトシ、三句ヲ、たえくニ作ル、

十二日、軒廊御下、是日、七瀬代厄御祭及ビ火災御祭ノ宣旨ヲ下ス、

〔中右記〕（朱巻）軒廊御下 閏正月十二日、○中 民部卿、俊明、参議、長房 参仗座、被行軒廊御下、是

齋院中放火ノ怪

齋院中有放火恠者、官寮卜申、大略非怪異歟、自然之所爲云々、民部卿於陣座
召辨予参入、被下宣旨一枚、内藏寮申請七瀬代厄御祭、竝火災御祭請奏、則於床子座、下新少史中原

國貞了、

十三日、辰、戊内御物忌、

〔中右記〕 閏正月十二日、○中 申時許参内、○中 今夕宿仕、

十三日、一日内御物忌也、終日候御前、又宿仕、

十四日、朝大盤以後退出、

十九日、禁中一日御物忌也、終日候御前、供御膳、依爲當番也、今夕宿仕、

廿三日、今明内御物忌也、終日候御前、○中

承徳元年閏正月十二日 十三日

著衣金光
ヲ呈ス

近衛舍人
中人望ア
十齋堂ヲ
建立ス
胸病

承徳元年閏正月十五日

絶、氣絶之後、合掌端坐、猶如尋常、其後數日、彼人所著之衣、光明照觸之所、皆以金色、全無改變、見者聞者莫不嘆美、

私云、一條堀川是彼終焉之地也、堂舍于今存、余親見之、

〔三外往生記〕 左近將曹敦季 左近將曹下野敦季者、兼武子也、近衛舍人之中、尤有人望、太上天皇、徵爲御隨身、雖趨官途、粗有佛土之望、建立十齋堂、各修其講演、殊致精進、未企解緩、老爛之後、出家入道、事善根於朝夕、不顯他營、胸病頓發、及兩三日、瞑目之刻、被扶二男敦俊、起坐向西、念佛不退、日光指來、斜照衣上、表裏映嗽、宛如滿月、其衣納寶倉、于今有之云々、

〔元亨釋書〕 士庶三願雜十之二 野敦末 親衛校尉野敦末者、家世僕御、敦末好佛事、不慳財、造堂像、寫經論、又修念佛三昧、永長二年閏正月染疾、至十五日、誠子孫曰、汝等莫相近也、乃向佛像跌坐、晡時一光從西南隅飛來、射胸間、人恠之、見戶外、無日影、時陰雲而已、入夜合掌而氣絶、後數日、光明照觸之衣、其處作金色、遂不改、見者嘆美頂戴、

〔扶桑寄歸往生傳〕 士庶往生類 野敦末

野敦末、家世々僕御、敦末獨好事佛、造堂書經、修念佛三昧、一日示疾、誠子孫曰、

汝等莫相近、乃向佛跌坐、日暮一光從西來、射其胸、人恠之、視戶外無日、又積陰ナリ、見其合掌已寂、光觸之衣、其處作金色、遂不變、見者嘆美頂戴、

〔中右記〕 閏正月廿八日、略 中 今日陸奥臨時交易御馬被相分、給馬寮使右近將曹下毛野近末、去年向彼國、令上洛時、父左近將監敦、依遣喪、以代官進上云々、○下略

敦末ノ子
將曹

〔中右記〕 寛治二年正月十三日、略 中有小除目、近友、敦末任將曹、依召隨身也、

經信ニ愚
弄セラル

〔古今著聞集〕 十六 下野の敦末競馬をつかうまつりけるか、十度むなはせをしたりけるを、經信大納言見られて、不幸のもの、十列歎といはれたりける、比興の事也けり、

十六日、辛未正四位下行中宮亮高階公俊卒ス、

〔中右記〕 閏正月十六日、

出家
年六十四

今朝正四位下行中宮亮高階朝臣公俊卒去、一昨日出家、年六十四故業敏朝臣之男也、後冷泉院御時爲文章生、後三條院御時爲藏人、從爾以來、爲故陽明院別當、頻關加階、經能登一任美濃重任、依有當縁補當時中宮亮也、

凡今年正月之比、世間之人多有天亡之間、

十八日、癸酉略

承徳元年閏正月十六日